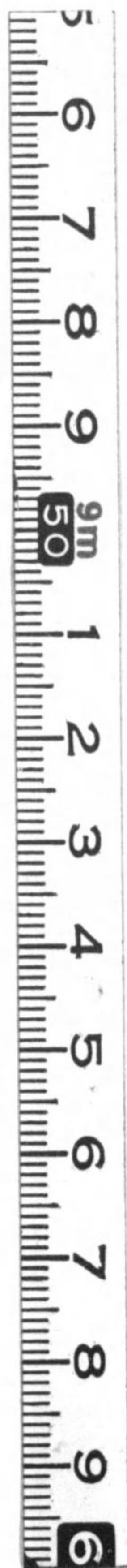


朝鮮事情



始



本書は最近に於ける朝鮮の事情を紹介する爲、編纂したものである。

昭和十一年十二月

# 朝鮮事情

昭和十二年版

## 目次

一 總 說	一
地 勢	一
氣 候	二
戶 口	四
二 交 通	九
鐵 道	九
總 說	九
國有鐵道	九
關釜連絡船概況	三

目次

私設鐵道及軌道.....一三

  自動車交通事業.....一五

  道  路.....一七

  港  灣.....一九

  河  川.....二〇

  窮民救濟土木事業.....二三

  海  事.....二四

  通信事業.....二六

  郵便爲替貯金.....二七

  朝鮮簡易生命保險.....二九

  航  空.....三三

  電氣及瓦斯事業.....三四

三 地方行政.....三七

  道府郡島.....三七

公共團體.....三七

  道.....三七

  府.....三八

  邑・面.....四〇

  學校費.....四二

  學校組合.....四三

  府郡島臨時恩賜金.....四六

四 社會事業.....四七

  罹災救助.....四七

  賑恤救護.....四九

  福利施設.....四九

  勞働者保護.....五〇

  兒童保護.....五一

  救療機關.....五三

社會教化……………五五

經學院……………六〇

明倫學院……………六一

圖書館……………六一

五 教 育

普通教育……………六三

實業教育及專門教育……………六七

大學教育及其の豫備教育……………六八

師範教育……………六九

在內地朝鮮學生……………七〇

朝鮮美術展覽會……………七〇

六 財政及經濟

財政……………七一

通 貨

金融機關……………九五

七 專 賣

煙 草……………一〇九

人 蔘……………一〇九

鹽……………一一〇

阿 片……………一一一

八 農 業

土 地……………一二五

國有未墾地……………一二六

公有水面(干潟及沼澤)……………一二七

農 業 者……………一二八

農 產……………一二九

蠶業	.....	一三三
畜産	.....	一三五
穀物検査	.....	一三八
肥料	.....	一三三
勸農機關	.....	一三五
農業團體	.....	一三七
水利組合	.....	一四二
米穀倉庫	.....	一四四
九 林 業	.....	一四七
森林保護	.....	一四八
民有林概況及林業の獎勵監督	.....	一五〇
砂防事業	.....	一五八
造林貸付竝に成功讓與	.....	一六九
國有林野存廢區分調査竝に實測及價格調査	.....	一七〇

國有綠故森林の讓與	.....	一七一
國有林經營	.....	一七二
北鮮開拓事業	.....	一七七
林業試験	.....	一八〇

一〇 農山漁村の振興、自力更生事業

一一 商 業

朝鮮人の商業	.....	一八九
内地人の商業	.....	一九一
會 社	.....	一九一
取引所及正米市場	.....	一九二
商工會議所	.....	一九四
重要物産同業組合	.....	一九五
産業組合	.....	一九六

石油業取締……………一九六

商工獎勵館……………一九七

一二 工業……………一九九

工業の概況……………一九九

家内工業……………二〇〇

機業……………二〇〇

陶磁器製造業……………二〇一

朝鮮紙製造業……………二〇一

酒類釀造業……………二〇一

金屬工業……………二〇三

雜工業……………二〇三

工場工業……………二〇五

中央試験所……………二〇三

工業獎勵……………二〇三

度量衡……………二一四

一三 貿易……………二一五

國別貿易……………二一五

港別貿易……………二一六

輸移出重要品……………二一八

輸移入重要品……………二一九

貿易船舶……………二二一

一四 鑛業……………二二三

鑛業の概況及特許鑛山……………二二三

鑛業の助長施設……………二二七

主要鑛物及其の鑛業……………二二九

一五 水産業……………二三五

水産業の概況……………二三五

漁業處分……………二三七

水産業の保護獎勵……………二三八

水産試験及調査……………二四二

水産業の發展……………二四六

水産業の改良……………二四八

一六 祭祀及宗教……………二五三

    殿    陵……………二五三

    神    社……………二五五

    宗    教……………二五五

一七 警    察……………二六一

    治安狀況……………二六一

    定員配置……………二六一

警察區劃……………二六二

警察官の養成……………二六三

一八 衛    生……………二六五

    醫療機關……………二六五

    藥品取締……………二七二

    飲食物及其他物品の取締……………二七四

    屠場及屠畜……………二七五

    牛乳搾取所及牛乳取締……………二七五

    汚物掃除……………二七五

    上    水……………二七六

    傳染病豫防……………二七七

    海港檢疫……………二七九

    痘苗製造……………二七九

    慢性傳染病……………二八〇



地方病……………二八一

家畜傳染病……………二八二

移出牛檢疫……………二八五

一九 司法……………二八七

    裁判制度……………二八七

    適用法規……………二八八

    小作調停制度……………二九〇

    不動産登記制度……………二九一

    戶籍事務……………二九二

    公證事務……………二九四

    執達吏事務……………二九四

    供託事務……………二九五

    監獄……………二九五

    免囚保護事業……………二九九

二〇 地籍圖・林野圖及地形圖……………三〇一

二一 古蹟調査・附博物館・朝鮮史編修……………三〇九

二二 軍事……………三一三

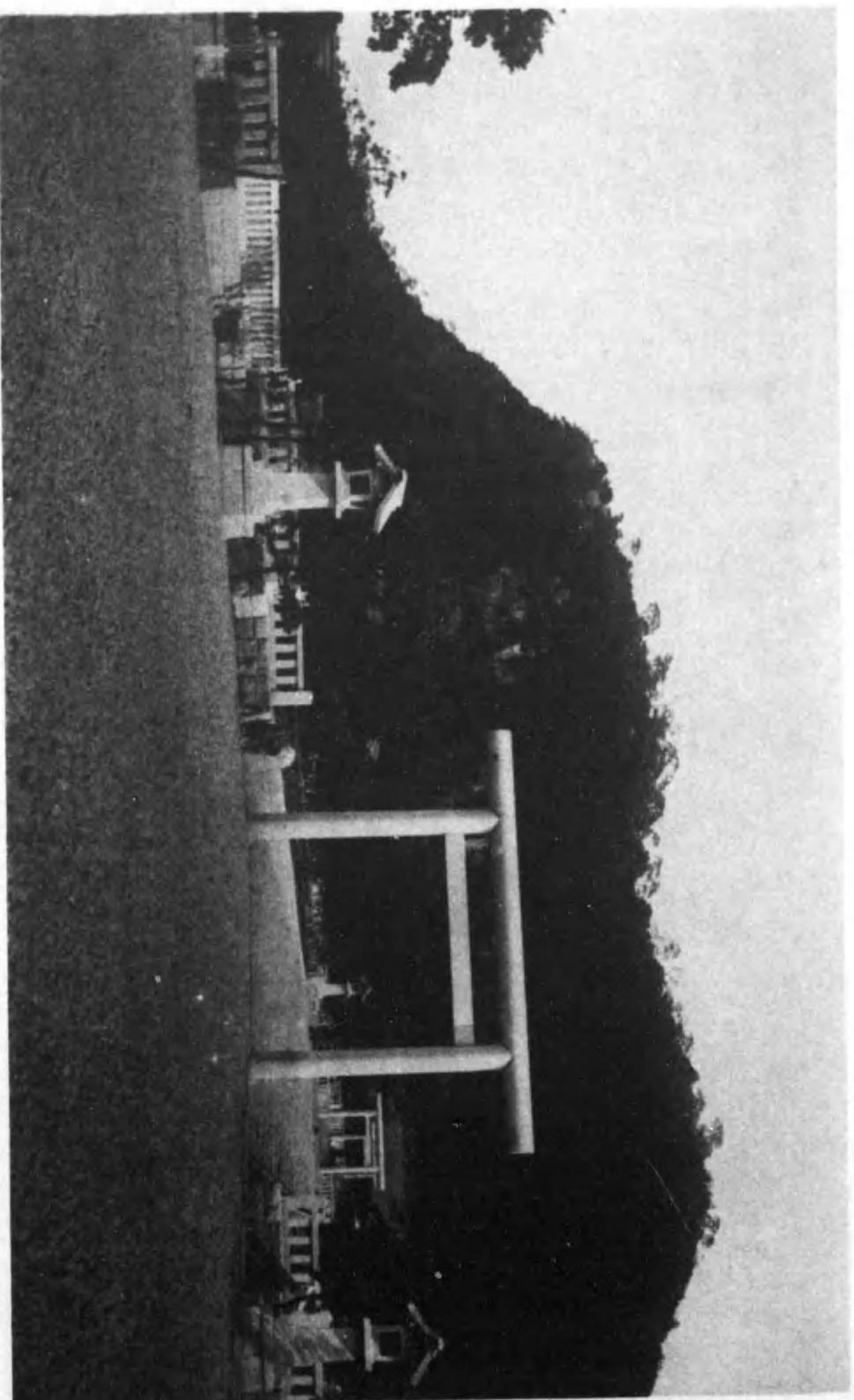
    陸軍……………三一四

    海軍……………三一五

二三 在滿朝鮮人の概況……………三一九

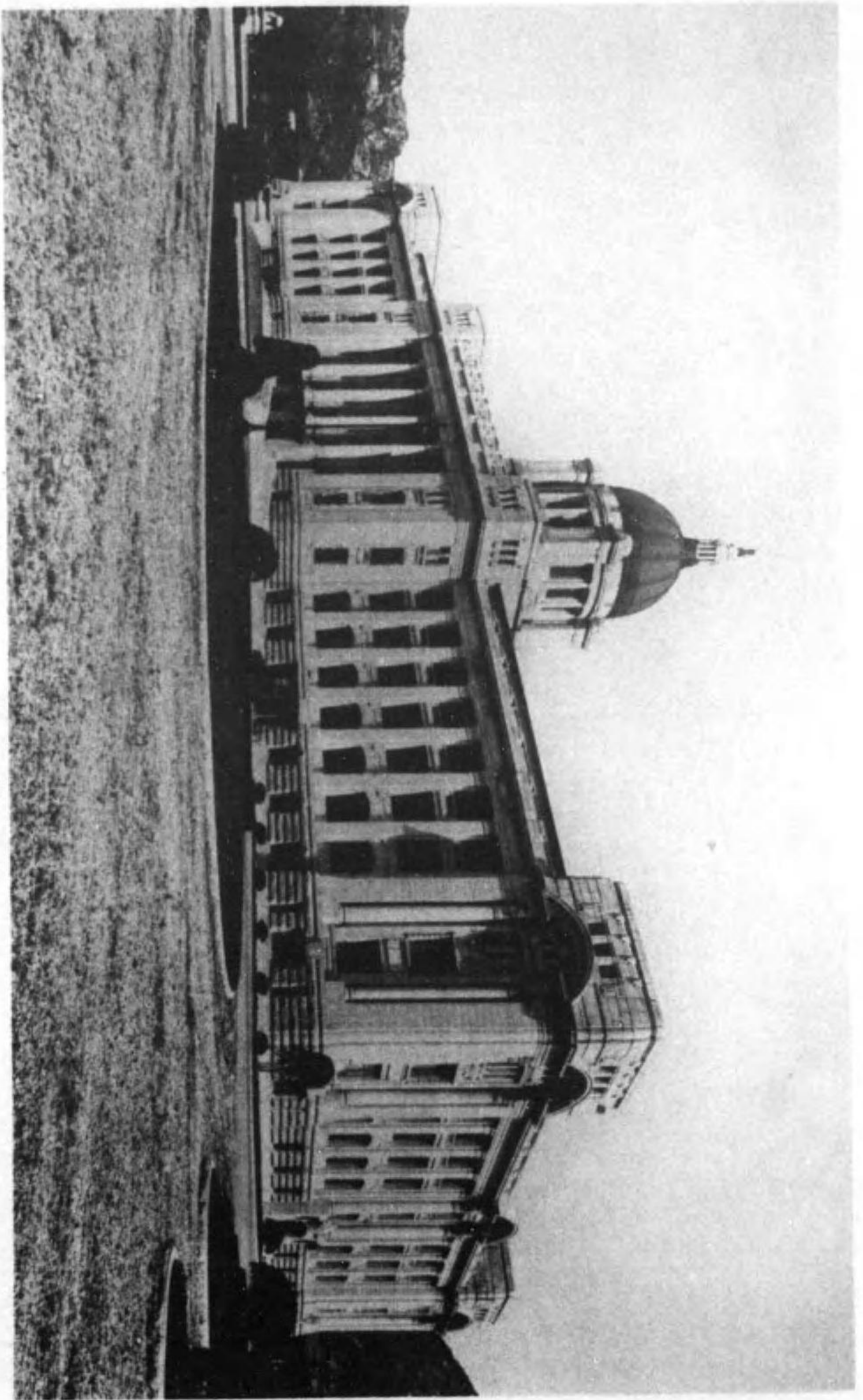
    移住の沿革……………三一九

    施設の概要……………三二〇

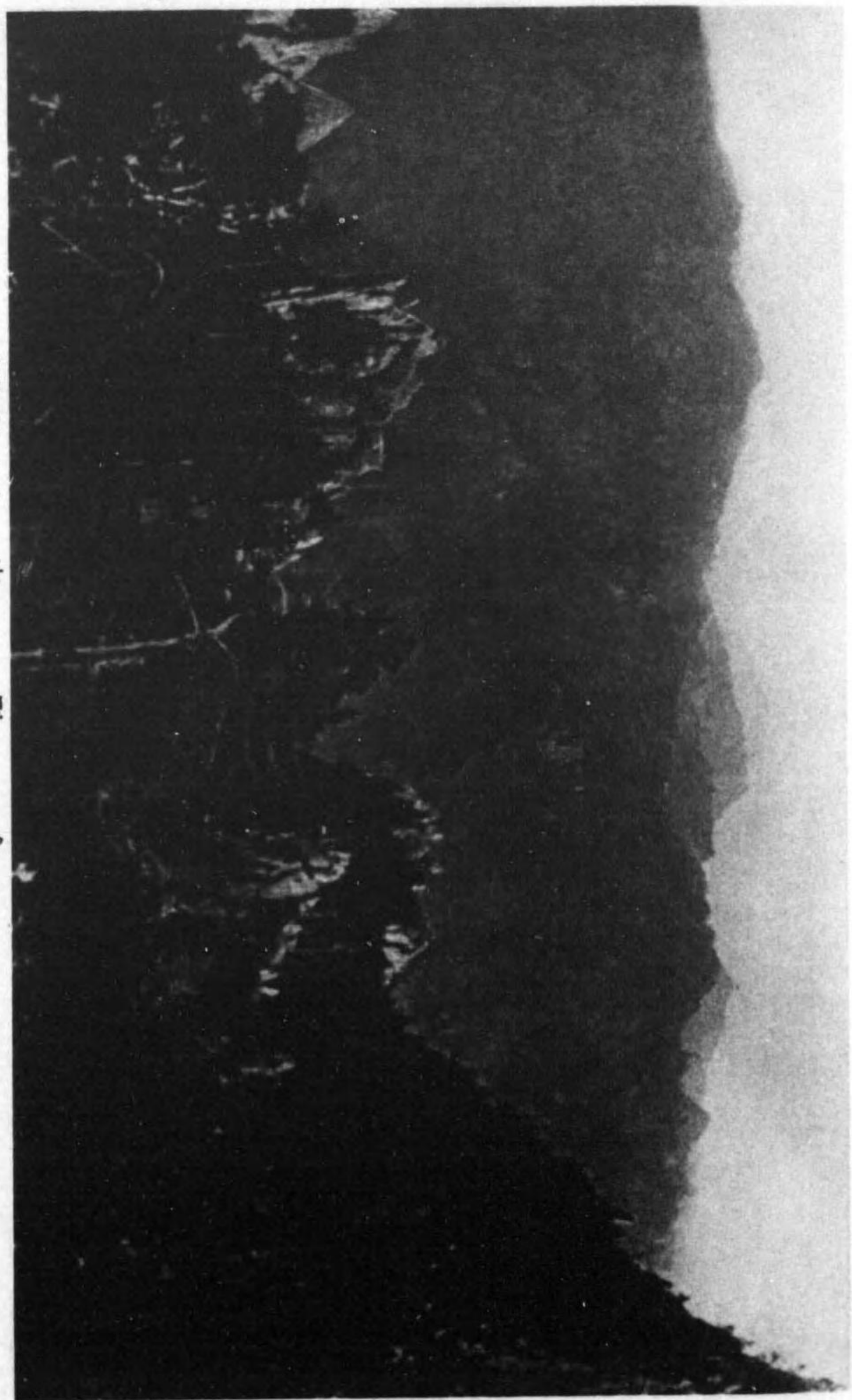


（城京）宮神鮮朝

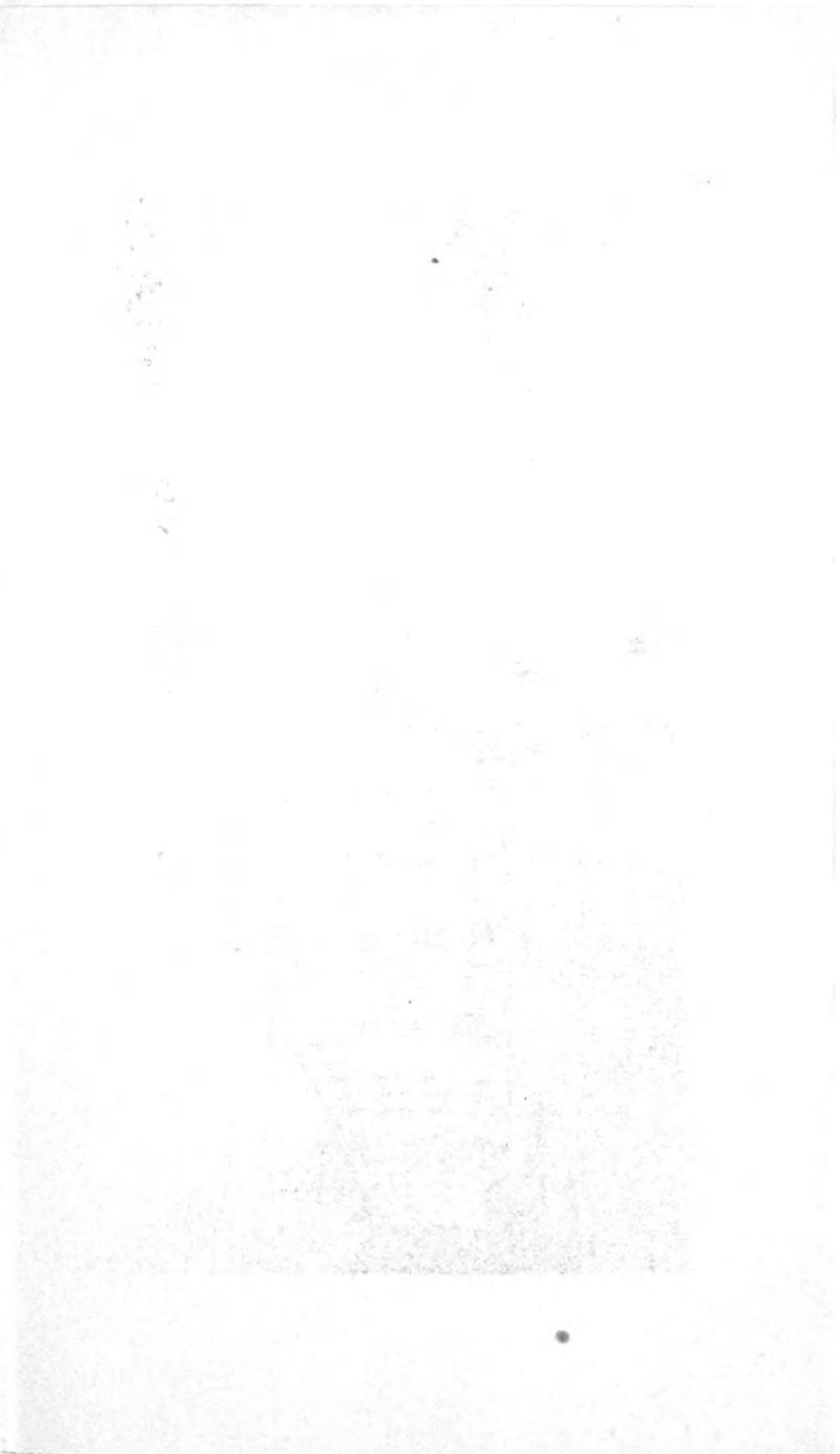
Faint, illegible text, likely bleed-through from the reverse side of the page.



（城 京） 府 督 總 鮮 朝



金剛山(道原江)



# 朝鮮事情

昭和十二年版

## 一 總 說

### 地 勢

朝鮮は亞細亞の東南に斗出せる一大半島であつて、地勢南北に長く東西に短く、西南の沿岸に無數の島嶼を擁してゐる。東經百二十四度一分より百三十度五十六分二十三秒・北緯三十三度六分四十秒より四十三度三十六秒の間に位し、面積一萬四千三百二十方里（本州より滋賀縣を除いたものに等しい）、東は日本海に面し、西は黄海に臨み、南は朝鮮海峡を隔て、九州及中國と對し、北は鴨綠江及豆滿江を以て滿洲國及露領沿海州に界してゐる。東部海岸には元山・城津・清津・羅津・雄基等の諸港があり、南部及西部海岸は島嶼散布し岬灣出入し、釜山・麗水・木浦・群山・仁川・龍塘浦・鎮南浦等の良港を形成してゐる。地勢は長白山脈東北より西南に連つて北方の國境を擁し、其の一脈南に延びて平安南北・咸鏡南北四道の境を劃して江原道に入り、東海岸線に沿つて南に走り、半島の脊梁を成してゐる。脊梁山脈以東の地は斜面急峻であつて大川平野に乏しいが、其の以西は比較的緩斜であつて處々平野多く、鴨綠江・大同江・臨津江・漢江・錦江・蟾津江・洛東江等あり、舟楫の便、灌漑の利に富み、地味概ね

肥沃である。

### 氣 候

氣温 年平均氣温は南岸地方に最も高く十四度を示し北進するにつれて遞減し中部地方では十度内外、國境附近に於ては四度乃至三度なるが國境に近き蓋馬高臺は最も低くて一、二度に降り南北兩地方では實に十二、三度の差がある。又同緯度地方を比べれば東岸は西岸地方より溫和で夏季を除いては約二度内外の高温を示すのが常である。これは西海岸は冬季北西の季節風が多いが東海岸は脊梁山脈の爲風勢弱く、且つ海水温度は西岸に比べ高温である等山脈が海流を蒙るこゝが主因であると思はれる。又朝鮮には冬季大陸高氣壓の盛衰が殆んど周期的に起るこゝが原因をなす所謂三寒四温の現象が起つて寒暖が交互に來る。

風 風向は氣壓の配置に據つて定まるものであるから、それが氣壓配置の季節的變化に隨つて變化するこゝは勿論である。今半島に於ける冬と夏の季節風に就いて述べて見るに、冬期は大陸方面に大陸高氣壓が蟠居してゐる影響で季節風は黄海沿岸、南岸及北東岸に於ては北乃至北西であるが、内陸地方及中部の東海岸では地形の影響を受けて西偏風が卓越する。之と反對に夏季の氣壓配置は冬季と全く交代して大陸方面が低壓部となり太平洋上に高氣壓が滞留してゐる爲南岸、黄海沿岸及北東岸では南偏風流行し、中部以南の東海岸では南乃至東風が卓越する。而して兩季節風の交替期である春秋の候は風向が區々

で一定しない。又兩季節風は風向が相反するのみでなく、冬季は空氣が一般に乾燥して天氣晴れ、氣壓の傾斜が急で風力が強いが、夏季は濕潤で曇天雨天の日多く且つ氣壓の傾斜が緩やかなので風勢は甚だ弱い。又冬季季節風は夏季季節風に比べて其の間が永い。尙全域を通じて、風勢は沿海に於て強く、内陸に於て弱い傾向がある。

雨 朝鮮の雨の年總量は内地のそれと比べて約二分の一に當る寡量である。即ち凡そ五百耗乃至千五百耗で今其の分布状態を見るに咸鏡南北道と大同江下流域地方即ち西鮮灣の南部に面する地域は最寡雨地域で年量八百耗に達せず、就中豆滿江中流域は僅に五百耗に過ぎない。千耗に達しないのは以上の外に鴨綠江流域と洛東江の上流域とであつて其の他の所は孰れも千耗を超え、千三百耗以上の地域は西鮮北部の内陸と朝鮮中部の内陸及湖南地方から海峽沿岸に擴がり、就中蟾津江の河口附近には千五百耗に達する最多雨地域がある。降雨は季節に因つて其の差異が甚しく、十月より翌年三月に至る間は乾燥期で雨量は極めて寡く、六月より八月に至る間は降雨期に屬する。而して南部地方に於ては降雨最盛期は七月であるが北鮮地方は後れて八月となつてゐる。斯様に各地方を通じて降雨期と乾燥期の判然とした區別があるのは半島の一特色であらう。

霜 初霜は蓋馬高臺地方に最も早く九月上旬に現はれる。斯様に早現するのは本邦の版圖内には見當らないで樺太の内陸に於ても漸く九月中旬頃である。其の他は概ね十月上旬より十一月上旬の間にあるが、濟州島では十二月下旬に入つて初めて降霜を見、最早より實に三箇月餘の遅れである。終霜は濟州

島の三月中旬に始まり他は一般に四月中に終るが蓋馬高臺のみは五月下旬である。而して南部では往々五月中旬頃晩霜を見ることがある。

霧 朝鮮近海は北海道、千島列島と共に本邦に於ける最多霧地帯である。就中最も多い箇所は多島海附近で濃霧日数は一年中七十日内外に達し、之に亞いでは西朝鮮灣及北東岸で五十日内外、最も少ない場所は東海岸の永興灣以南で僅に二十日に充たないのである。濃霧は沿岸に近づくにつれて減少し、内陸に入つては殆んど皆無となり又季節的には冬季に於ては殆んど見ない程少なく、初春から段々發生して晩春初夏の候が最も盛んで盛暑期に入るに及んで減退するものである。

雪 降雪期は年に依つて差異はあるが、初雪の最早はやはり蓋馬高臺地方で十月の上、中旬に始まり、其の他は概ね十一月であつて南東岸地方の十二月下旬が最晩となつてゐる。終雪は濟州及南岸が最も早くて三月上旬に、其の他は概して三月中旬から三月下旬となり、蓋馬高臺の五月上旬から中旬が最も遅い。然し乍ら冬季は一般に雨雪量が寡いから、積雪が一、二尺に及ぶのは北東部の山地に限られ、中部以南の平原に於ては五寸を越ゆることは稀である。

戸 口

昭和十年末現在戸口調査に依れば、總戸數四百十四萬二千九百七十六戸、内地人十四萬四千八百十五戸（臺灣人二戸を含む）朝鮮人三百九十八萬四千七百七十二戸、外國人一萬三千三百八十九戸、總人口二

千百八十九萬一千八百八十人、内地人五十八萬三千四百二十八人（臺灣人十一人を含む）、朝鮮人二千二百一十四萬八千八百六十四人、外國人五萬八千八百八十八人である。

各道面積と現住戸口（昭和十年末）

道	面積	戸 口			
		内地人	朝鮮人	外國人	總 數
總 數	三三〇、七六・六五	四、四三、九七六	一四、八五三、九四七	一三、二八二、一八〇	五、三、四三六
京畿道	一三、八四・四四	四四八、九三三	三、四三、三六	四、二、一五五	二、三、〇、五七〇
忠清北道	七、四八・六	一六六、七三二	二、一〇、三	一、九三	一、四七、〇七
忠清南道	八、一〇六・四	二七一、八五五	六、九三二	四、九二	一、四、九、六四〇
全羅北道	八、五三・二七	二九八、一一一	八、四九〇	二、八八、九九〇	六、三二
全羅南道	一三、八七・七七	四七八、六六〇	一〇、二二八	四、六八、一〇三	三、四〇
慶尙北道	一八、九八・八三	四六四、七二四	一一、七三四	四、五三、五八四	四、〇六
慶尙南道	一一、三〇四・五八	四三三、六九五	三三、六七一	四、〇〇、六八一	四、〇六
黄海道	一六、七七・六六	三二四、三三八	五、三三三	三、〇八、〇三〇	三、四三
平安北道	一四、九五・二八	二六八、三五五	八、九四	二、五八、九七七	九、五五
平安南道	二八、四四・五〇	二九三、二七	六、三六	二、八三、四七七	一、四、九、〇三
江原道	二六、三六・九九	二八四、六三〇	三、八三八	二、八〇、五三五	一、四、九、〇三
咸鏡南道	三二、九八・四七	二八三、七三九	一三、二九四	二、六八、六八八	一、五、三、九、三五
咸鏡北道	三〇、三六・五〇	一四四、二二八	一一、三三五	一、三三、四三二	一、五、七、三

總說

備考 内地人京畿道には臺灣人 人口四、平安北道には戸數一、人口七を含む。

現住戸口職業別 (昭和十年末)

(一) 戸數

總數	農業、林業、牧畜業、漁業及製鹽業	工業	商業及交通業	公務及自由業	其他の有業者	無職業及職を申告せざるもの
總數	四、一四三、九七六	一三三、五七二	三三五、〇六四	一九四、五九一	三五五、四八八	一〇一、二九九
内地	一、四四八、八二五	三二、四八五	八、九四四	六二、五九四	六、一三六	六、二二六
朝鮮	三、九四七、七三三	一〇〇、〇八六	二八、九四四	一三二、四六三	三三、三三三	九四、〇六四
外國	一三、三六九	一、九六四	六、二七六	五三四	一、六五七	一一三

(二) 人口

總數	農業、林業、牧畜業、漁業及製鹽業	工業	商業及交通業	公務及自由業	其他の有業者	無職業及職を申告せざるもの
總數	三、八八二、一八〇	六三二、六六六	一、六〇一、五七〇	八七一、八八二	一、四五二、三三〇	三三五、三三二
内地	五三三、四三八	八〇、六〇六	一、七五、一一八	二三五、九六四	三三、九二四	二一、〇三三
朝鮮	三、二四八、八六四	五四〇、三三二	一、四〇〇、〇〇三	六三三、九六六	一、四二一、〇八六	三五三、八一〇
外國	五八、八八八	一〇、七九二	二六、四四九	一、九六六	七、三三六	四八九

備考 内地人商業及交通業には臺灣人 人口三、公務及自由業には戸數一、人口八を含む。

現住内地人戸口日本籍地別 (昭和十年末)

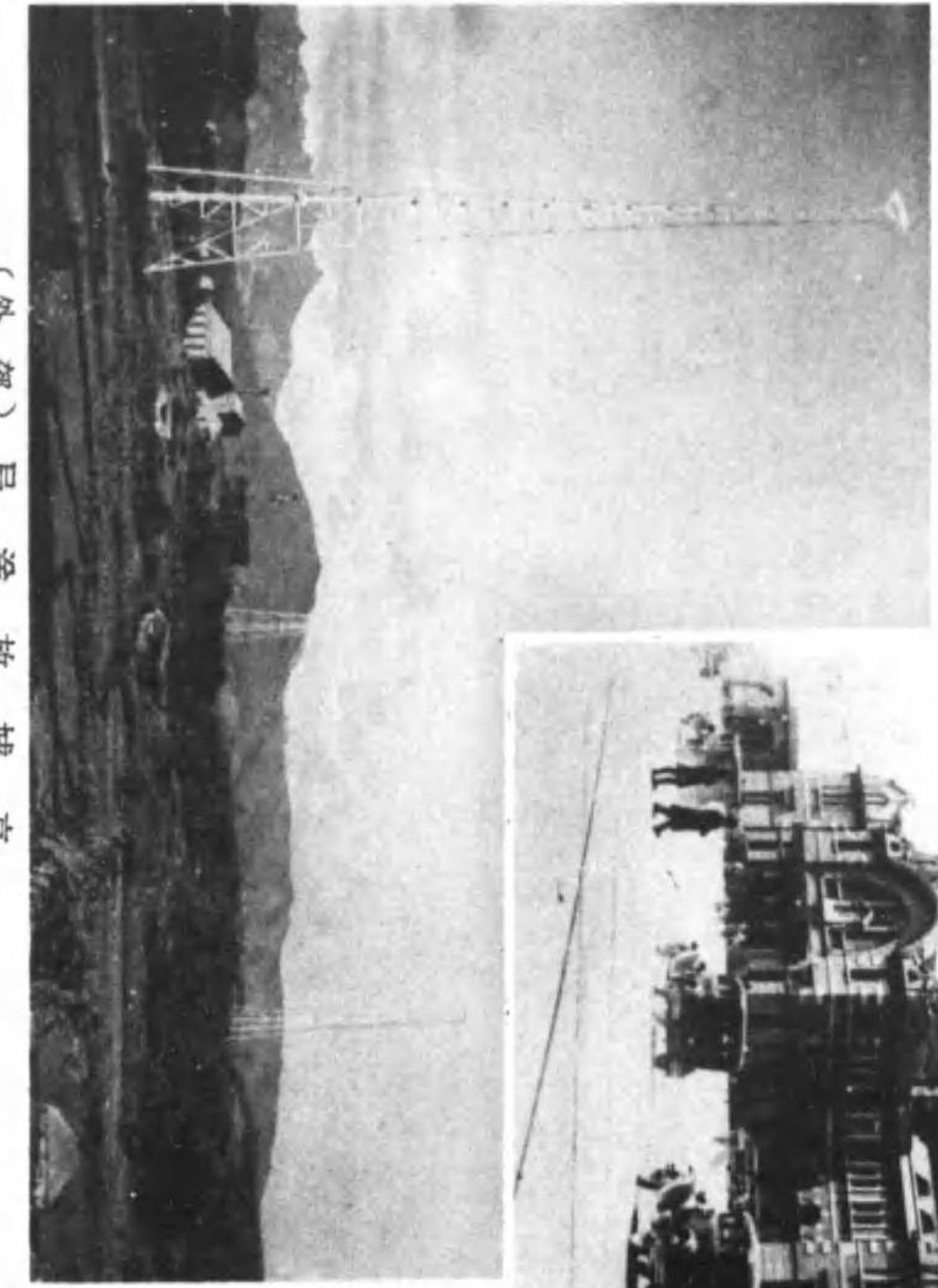
府縣	戸數	人口		府縣	戸數	人口	
		總數	男女			總數	男女
總數	一四四、八二四	五八三、四七二	二九九、七五四	富山縣	一、三五六	五、四六八	二、八六三
北海道	九〇	三、八〇〇	一、九六三	石川縣	一、七六五	七、二七七	三、七五九
北海	五四三	二、三三八	一、一五七	福井縣	一、七六〇	七、一七三	三、六六七
青森縣	七六三	三、〇九二	一、五六一	山梨縣	一、〇七三	四、二〇〇	二、一三五
岩手縣	一、八九九	七、五〇〇	三、九三三	長野縣	二、二七七	九、三三九	四、八三九
宮城縣	九六五	四、〇〇〇	二、一一一	岐阜縣	一、七九四	七、二六一	三、七九五
秋田縣	一、四一九	五、七七七	三、〇〇八	靜岡縣	一、九一八	七、九二四	四、一八〇
山形縣	二、〇一〇	八、〇六六	四、一八六	愛知縣	二、八八七	一、七九九	六、〇四八
福島縣	一、二六三	四、九一〇	二、五七七	三重縣	一、七〇八	七、一〇八	三、六六五
茨城縣	九二七	三、六〇七	一、八七七	滋賀縣	一、四九三	六、四八四	三、四九七
栃木縣	九九九	三、六六七	一、九五五	京都府	一、六八八	六、五八二	三、三六二
群馬縣	七九二	三、〇五七	一、五八五	大阪府	二、七二五	一〇、六三五	五、三二〇
埼玉縣	一、〇四九	三、九三三	二、〇三三	兵庫縣	三、〇〇八	一、九三八	六、一五三
千葉縣	三、四〇一	一三、一八〇	六、六五七	奈良縣	九四六	三、七三〇	一、九三三
東京府	八三〇	三、一九四	一、六二二	和歌山縣	一、六六六	六、八二四	三、五六五
神奈川縣	二、〇一〇	八、二二八	四、二九九	鳥取縣	一、四九五	五、九三五	三、〇七三
新潟縣	二、〇一〇	八、二二八	四、二九九				二、八六二



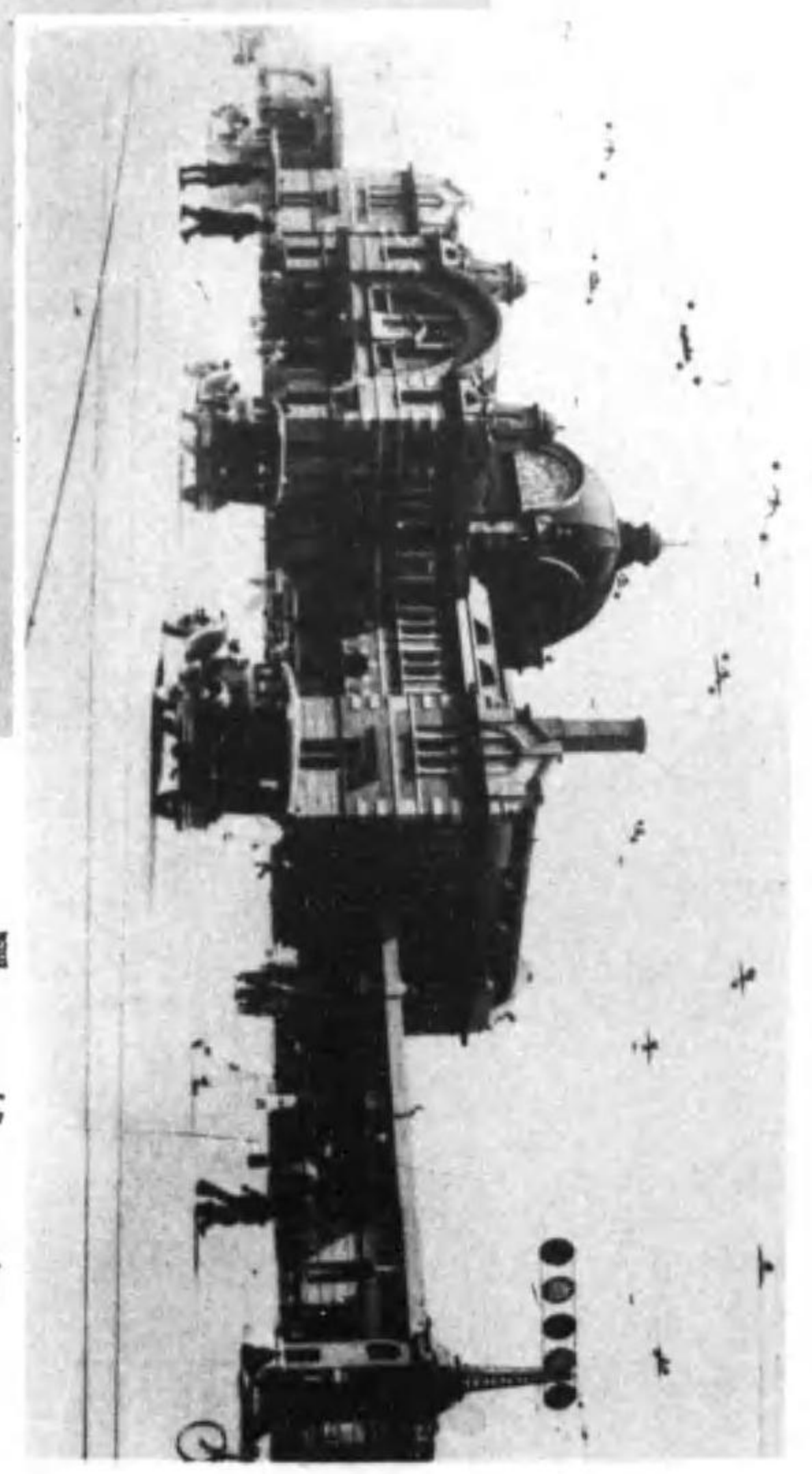
府	縣	戶數	人口		府	縣	戶數	人口	
			總數	男女				總數	男女
府	島根縣	三、六三二	一四、五九七	七、六〇〇	佐賀縣	六、五五五	二六、九四七	一三、八六三	一三、〇八五
	岡山縣	五、七九五	三三、二五二	一七、九九七	長崎縣	八、五七五	三六、六三九	一八、〇九三	一八、五四六
	廣島縣	八、一七一	三三、三〇九	一七、〇八五	熊本縣	一〇、〇八四	三六、一七七	一九、六五八	一八、四七九
	山口縣	一三、一六八	四四、四八三	二七、八三五	大分縣	六、八九〇	二七、五九九	一四、一〇〇	一三、三五九
	德島縣	一、八九九	七、七〇三	三、九三〇	宮崎縣	二、三六一	八、七五二	四、五九九	四、三三三
	香川縣	三、三〇四	一三、二六六	六、八二二	鹿兒島縣	七、三五四	二七、二四四	一四、四三六	一三、七六八
	愛媛縣	四、三三七	一七、二七八	八、七三五	沖繩縣	六七	二三〇	一六	一四
	高知縣	二、一五三	八、七三八	四、五二〇	樺太	九三	三六四	一〇四	一八〇
	福岡縣	二、三四〇	四七、三六三	二三、九六五					
	總計			總數	男女			總數	男女

總說

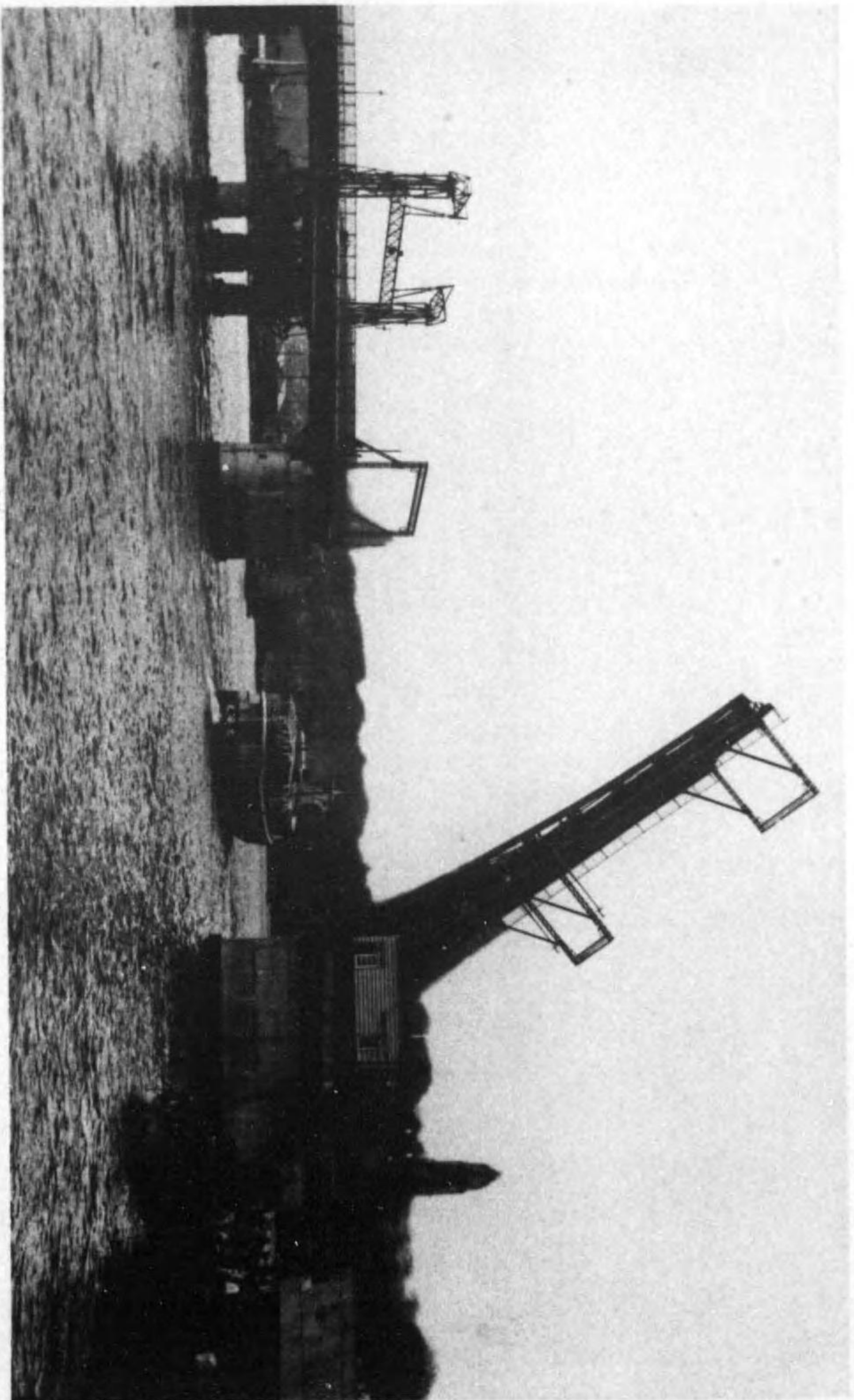
八



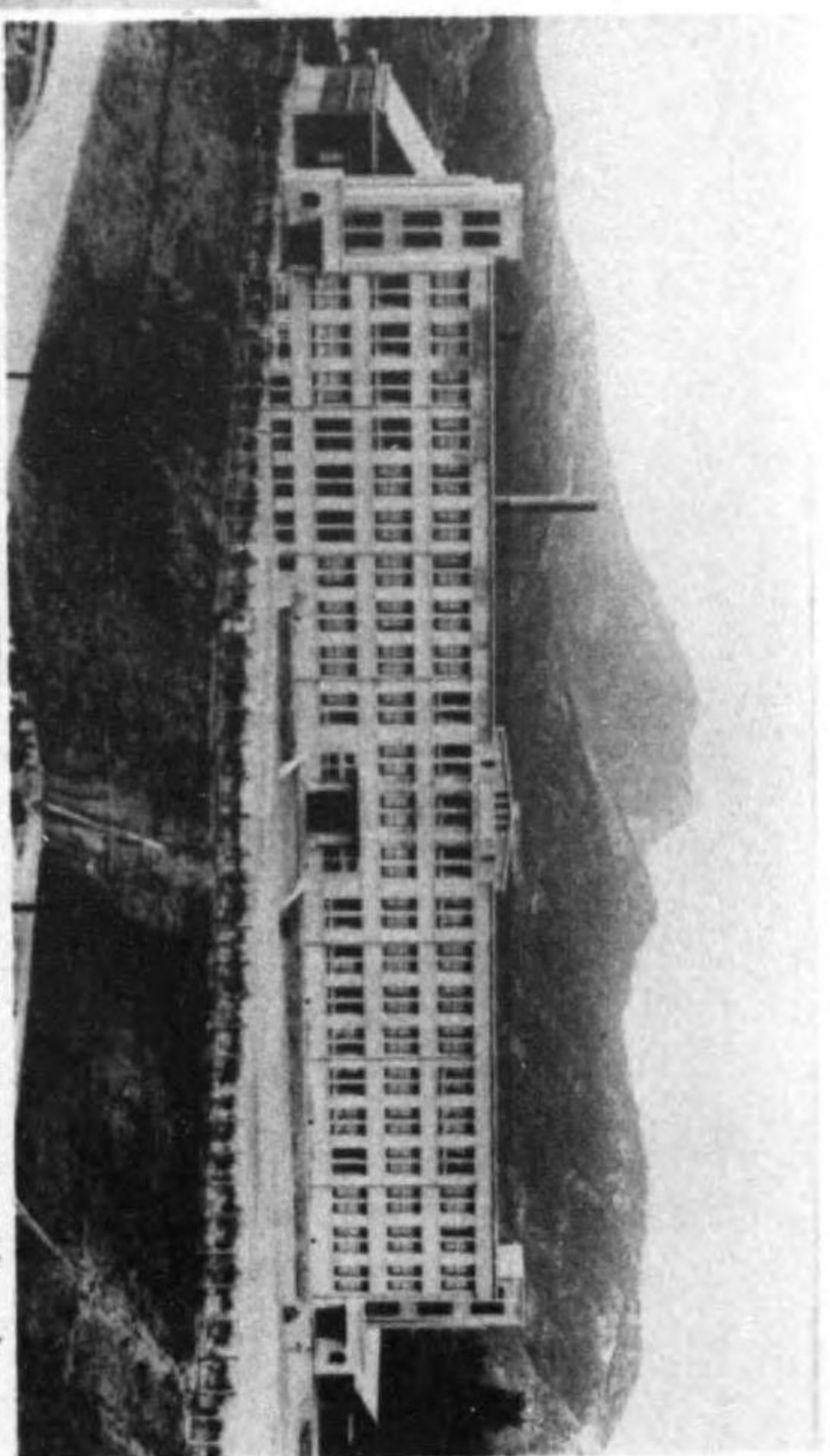
(外郊) 局 透 放 城 京



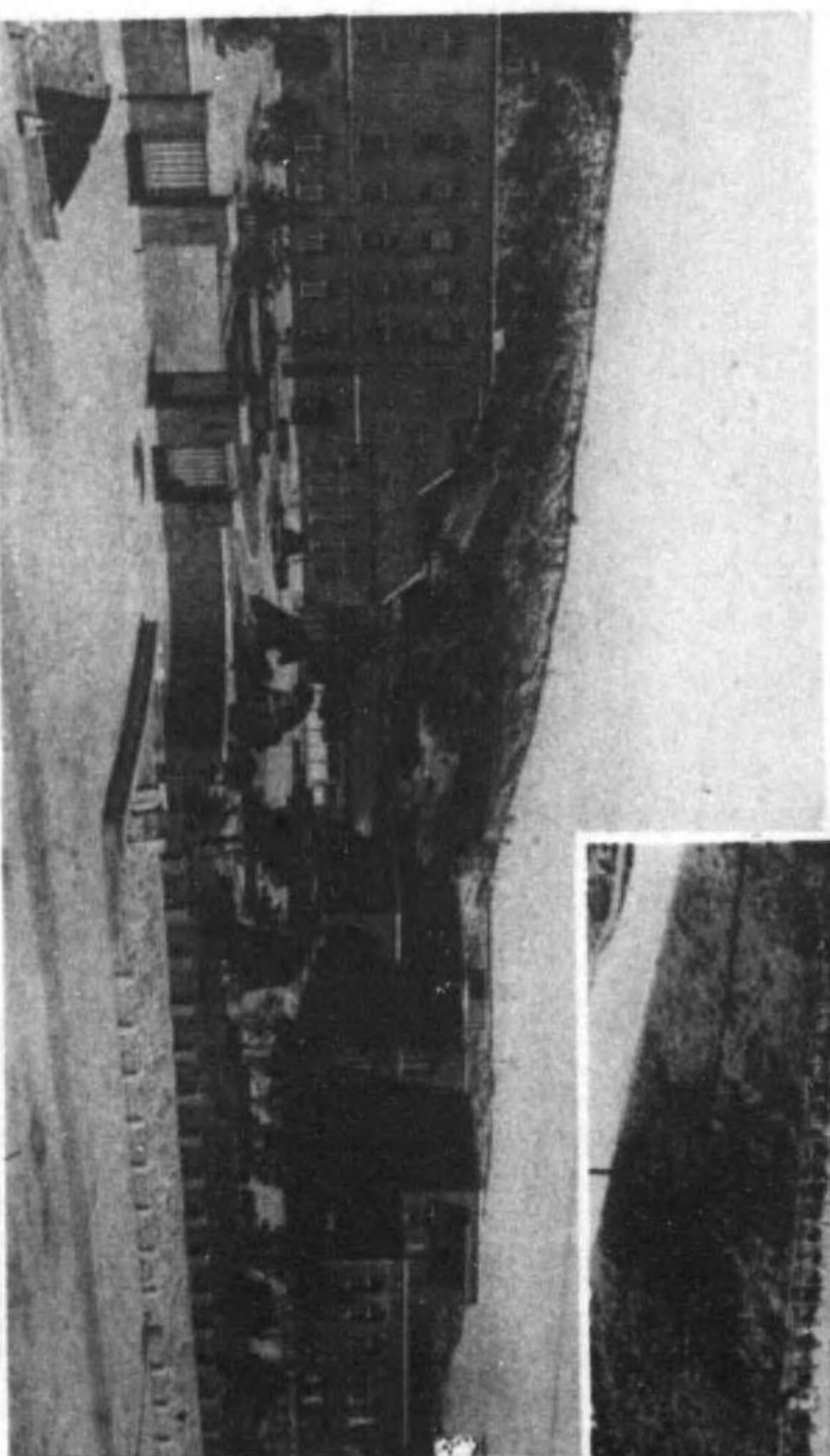
驛 城 京



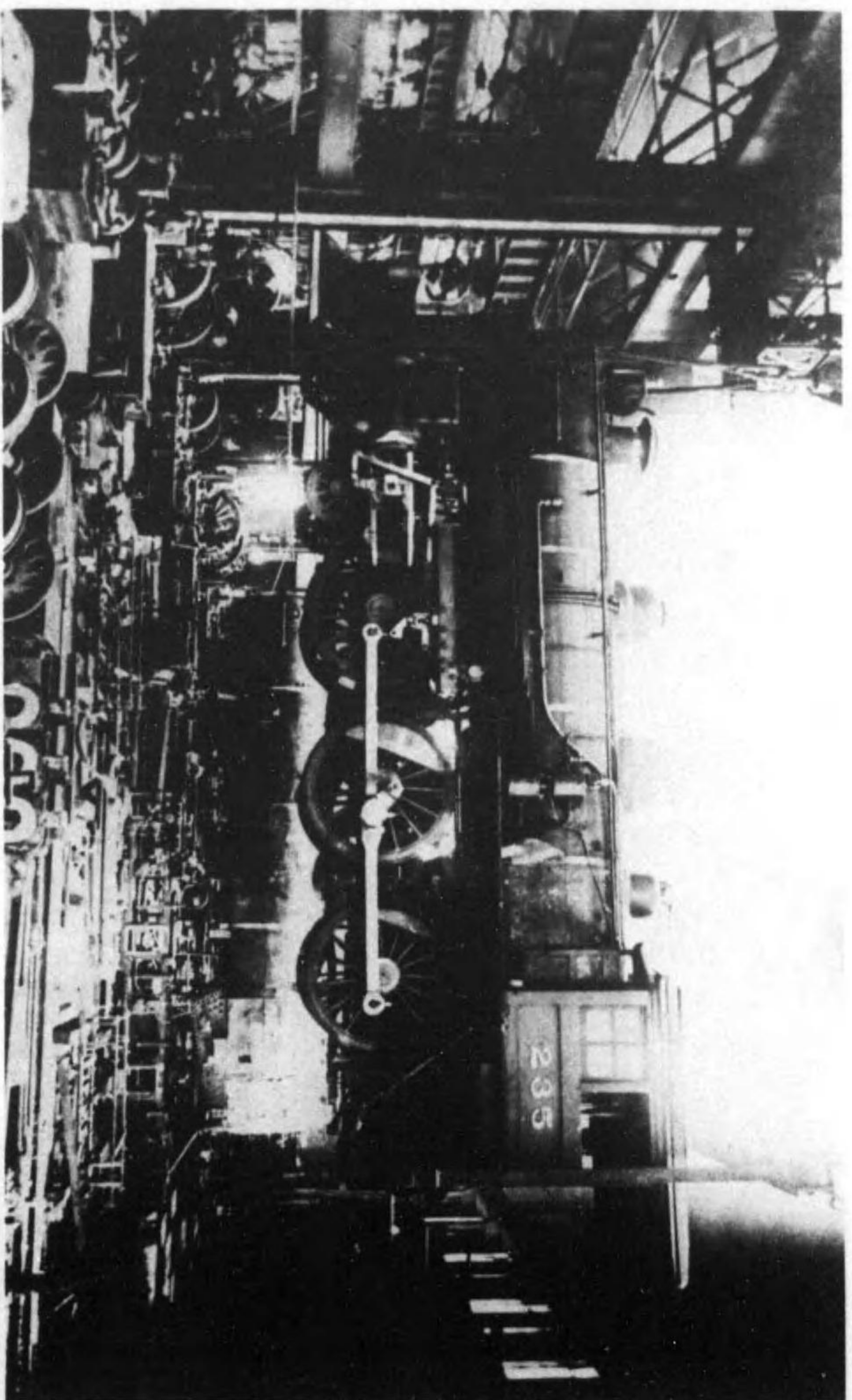
釜山大山橋



京 城 高 等 小 學 校



京 城 帝 國 大 學



部一の部内場工城京局道鐵

## 二 交 通

### 鐵 道

總説 朝鮮の鐵道は統治上重要な使命を有し、殊に民度の向上、産業開發に密接な關係を有してゐる。また半島を縦走する幹線は滿洲國の鐵道と連絡し、日滿交通の要路となり、尙シペリヤを經由して歐洲に達する國際交通の捷路を爲すもので、其の軌幅は概ね一米四三五耗（廣軌）である。而して朝鮮に創めて鐵道が布設されたのは、明治三十二年京城仁川間の一部で、爾後國有鐵道の普及と相俟つて私設鐵道の保護助長に努めた結果、運輸交通の状態は往年に比し著しく面目を改め、沿線を中心とする産業の勃興は農工產品等往年に數倍する産額を示し、其の他經濟教育等各機關の發達に少からず貢獻してゐる。

國有鐵道 明治三十二年九月京仁間一部の開通を創始し、同三十八年京釜線竣功し、同三十九年京義線の竣功と共に半島を縦貫して南滿洲に直通する大幹線となり、爾後湖南・京元・咸鏡・圖們等の幹線を敷設した、湖南線は京釜線大田に起り木浦及群山に達し、京元線は京釜線龍山に起り元山に達するもので何れも大正三年竣功し、咸鏡線は元山より國境會寧に至るもので昭和三年九月全通、圖們線は會寧より雄基に至るもので昭和八年完成し、滿洲鐵道京圖線と連絡して滿洲及北鮮と裏日本を經由する新交

通路を展き、其の他支線として京仁線・慶全南北部線・鎮海線・川内里線・北青線・鐵山線・遮湖線・會寧炭礦線・平南線・平壤炭礦線・兼二浦線・博川線・龍山線等がある。

其の他昭和三年度以降既定計畫に基き買収した裡里全州間・松汀里潭陽間・大邱鶴山間及慶州蔚山間・會寧濱關鎮間・馬山晋州間・新安州泉洞間及全南光州・麗水港間等あり、現在（昭和十一年九月末日）建設中に屬するものは平元線・東海線・慶全線並國境地方の林產品及礦產品を開發すべき滿浦線・惠山線白茂線等で孰れも既に其の一部を開業し、昭和十一年十月末日現在國有線の延長三千七百六十二軒六分である。國有鐵道の業務は大正六年七月より一時南滿洲鐵道會社に委託し、同十四年四月一日より本府の直接經營に移したが、昭和八年に至り京圖線の全通に伴ひ同年十月一日より咸鏡線清津會寧間、會寧炭礦線及圖們線を同社に委託經營せしめてゐる。

右委託線の延長は三百二十八軒五分で、之を除いた本府直營線の現在延長は三千四百三十四軒一分である。現在線の區間別軒程及主要旅客列車左の通りである。

線	區間	軒程	主要旅客列車數
京釜線	京釜本線	四五〇・五	五 往復
	京仁線	三一〇	一五 同
京義線	京義本線	四九九・三	五 同
	兼二浦線	一三一	
京釜線	京釜本線	四五〇・五	五 往復
	京仁線	三一〇	一五 同
京義線	京義本線	四九九・三	五 同
	兼二浦線	一三一	

線	區間	軒程	主要旅客列車數
京義線	平壤炭礦線	五五・二	四 同
	博川線	九・三	
湖南線	龍山線	一・八	
	新義州江岸線	一・六	
慶全線	慶全南部線	二六・一	三 同
	慶全北部線	二四・七	
京松線	麗水線	一一〇・一	一 同
	光州線	二〇・六	
咸鏡線	咸鏡本線	一〇六・一	一 同
	清津線	一一・五	
咸鏡線	會寧炭礦線	一七四・九	二 同
	川内里線	二二三・七	二 同
咸鏡線	會寧炭礦線	五三二・八	
	龍潭線	八四・八	
咸鏡線	會寧炭礦線	九・〇	
	龍潭線	四・四	
咸鏡線	會寧炭礦線	一一・七	
	龍潭線	四・四	
咸鏡線	會寧炭礦線	九・四	
	龍潭線	四・九	

線	區	間	程
鐵山線	羅興	利原鐵山	三〇分
滿浦本線	順川	价川(狹軌)	一四〇〇
龍川線	新安	价川(狹軌)	二九〇五
惠山線	球州	龍頭登	七四
白元線	吉州	鳳頭里	九九七
平海線	西浦	榆坪洞(狹軌)	一〇〇五
東海線	東海南部線	長林	九六五
東海中部線	大邱	蔚山(狹軌)	七三〇
東海北部線	安邊	蔚山(狹軌)	一〇〇七
合	三陽	三峰橋中心(狹軌)	二二〇四
圖	南陽	三峰橋中心(狹軌)	一一〇四
備考	(一)〇印は委託鐵道にして合計に含まず。(二)列車數は直通主要列車のみを掲げ、他は省略す。		

**關釜聯絡船概況** 下關・釜山間海上二百四十軒の聯絡船は鐵道省の經營であつて、現在景福丸・德壽丸・昌慶丸(各三、六一九噸)の三艘を交替運航し、晝夜二回兩地發船、最短(晝航便)は約八時間である、其他尙新羅丸(三、〇三五噸)多喜丸(一、二二七噸)の二艘は旅客輻湊の場合及貨物運送の爲不定期に運航してゐる。

**私設鐵道及軌道** 一般運輸を目的とする私設鐵道に對しては朝鮮私設鐵道補助法に依り補助金を交付されてゐる。昭和十一年十月末日現在に於ける私設鐵道及軌道の總延長は、開業線一千九十九軒四分、未開業線四百五十一軒六分、專用鐵道既設線三百十九軒八分である。昭和十一年十月末日現在の各私設鐵道及軌道狀況左の通である。

經營者及主たる事務所在地	線名	區間	程	軌間	動力	敷設許年月日	公本額	拂込額又建設費
朝鮮鐵道會社(京城)	忠北線	忠州、慶北、安東	二八・一	一、四三三	同	八、〇、一六	五四、五〇〇	一七、五〇〇
株朝式會社(京城)	黃海線	沙里院、水橋	六四・一	同	同	八、〇、一〇	五四、五〇〇	一七、五〇〇
		上、海州、港	六六・五	同	同	八、〇、一〇		
		海州、土城	八二・五	同	同	八、〇、一〇		
		花山、東浦	七五	同	同	八、〇、一〇		
		新院、下聖	二一	同	同	八、〇、一〇		
		咸興、上通	五・六	同	同	八、〇、一〇		
		咸興、咸南新興	三〇・三	同	同	八、〇、一〇		
		咸興、咸南新興	二四・〇	同	同	八、〇、一〇		
		咸興、咸南新興	二・三	同	同	八、〇、一〇		
		咸興、咸南新興	二・三	同	同	八、〇、一〇		
小計	咸北線	古茂山、茂山	六〇・一	七・三	蒸氣	八、六、三	五五・一	

交通

經營者及主たる事務所所在地	區	間	程	軌間	動力	敷設免許年月日	公本額	拂込額又は建設費
朝鮮京南鐵道株式會社(天安)	天	安、長湖院	六九八 <small>程分</small>	一、四三五 <small>米</small>	蒸氣	大正八、九、三〇	10,000 <small>千円</small>	10,000 <small>千円</small>
朝鮮京南鐵道株式會社(天安)	天	安、長項棧橋	一四〇・三		蒸氣	大正八、九、三〇	10,000 <small>千円</small>	10,000 <small>千円</small>
小計			二四〇・〇					
金剛山電氣鐵道株式會社(鐵原)	鐵	原、內金剛	二六六	一、四三五	電氣	大正八、八、二二	13,000	七、八〇〇
新興鐵道株式會社(興南)	威南新興、赴戰湖畔	五〇・六	七、七三	電氣	大正五、一、二五			
新興鐵道株式會社(興南)	上通、泗水	四六・四	七、七三	電氣	大正六、九、二五			
新興鐵道株式會社(興南)	西成興、內湖	一六・六	七、七三	電氣	大正六、四、三〇			
小計			一二三・六					
朝鮮京東鐵道株式會社(水原)	水	原、驪州	七三・四	七、七三	蒸氣	大正九、三、三	五、〇〇〇	一、四九〇
小計			七三・四					
南滿洲鐵道株式會社(大連)	雄基、羅津	一五・二	一、四三五	蒸氣	大正七、八、九	11,000	11,000	
琿春鐵路股份有限公司(琿春)	圖們江、訓戎	一・〇	七、七三	蒸氣	大正九、九、一八	110	110	
朝鮮瓦斯電氣株式會社(釜山)	釜山鎮、東萊	九・五	七、七三	電氣	大正四、六、二九	六、〇〇〇	六、〇〇〇	
私設鐵道開業線合計			1,099・四				100,710	100,710

備考 一、此の外昭和二年十一月一日より國に於て借上げ運轉營業を開始せる川内里鐵道會社線龍潭川内里間四  
 程三分及群山府營鐵道一程あり。  
 二、私設鐵道の取扱を受くる北鮮鐵道管理局線三百二十八程五分(營業程)あり。

主たる軌道開業線 (昭和十年十二月十六日現在)

經營者及主たる事務所所在地	區	間	程	軌間	動力	許年月日	建設費	記事
京城電氣株式會社(京城)	京	城府内及郊外	三六・六 <small>程分</small>	一、〇六七	電氣	大正三、六、一	四、六三三	最近の決算を計上す
朝鮮瓦斯電氣株式會社(釜山)	釜	山府内	三・二	一、〇六七	同	大正四、三、九	前出	私鐵欄に計上す
平壤府	平	壤府内及郊外	二・九	一、〇六七	同	大正二、七、三	一、一九五 <small>千円</small>	最近の決算額を計上す
咸平軌道株式會社(咸平)	咸	平府内	六・一	一、〇六七	輕油	大正二、五、三	九七	同
京城軌道株式會社(京城)	京	城府内及郊外	一四・四	一、〇六七	輕油	大正六、九、一六	四八八	同
其	他		一・一	〇、六一〇	電氣	大正九、三、七	三	同
軌道開業線計			八三・二				六、四〇六	

自動車交通事業 朝鮮に於ける自動車交通事業は概近急速なる發達を遂げ、鐵道業、軌道業と共に陸上交通機關として漸次重要な地歩を占めつゝあり、昭和十一年十月現在に於て自動車運輸事業(定期路線定期運輸)に在りては、旅客運輸事業者百九十六、物品運輸事業者三十二にして旅客運輸路線の延長は二萬七千程、物品運輸路線延長は、五千程に達し、此等の興業費は通計一千万圓を算し、其の他自動車運輸事業以外の運送事業に在りては、不定期遊覽乗合自動車事業者八、其の路線延長百十三程、興業費十五萬圓、不定期貨物自動車事業に在りては、事業者百七十六、其の路線延長二萬程、興業費三百萬圓



を算し、又一定の路線を有せざる貸切事業に在りては、旅客運送を業とする者二百五十二、其の興業費四百六十萬圓、貨物の運送を業とする者五百五、其の興業費四百九十萬圓である。今此等各事業の各道別事業者数及事業經營路線の延長を示せば左の通である。

自動車交通事業状況表 (昭和十一年十月一日現在)

道名	自動車運輸事業		自動車運送事業	
	旅客自動車運輸事業	貨物自動車運輸事業	不定期遊覽乘	不定期貨物
	事業者	線許程	事業者	線許程
京畿道	三	二、九六三・七	一	三・〇
忠清北道	五	一、二四一・八	—	—
忠清南道	二	一、五二九・五	—	—
全羅北道	一	一、六七・四	—	—
全羅南道	三	二、四四三・七	—	—
慶尙北道	六	二、二四八・三	—	—
慶尙南道	二	二、九七五・六	—	—
黄海道	一	二、〇七六・五	—	—
平安南道	一	二、〇四六・三	—	—
平安北道	九	二、八二〇・六	—	—
合計	—	—	—	—

道路

道名	自動車運輸事業		自動車運送事業	
	旅客自動車運輸事業	貨物自動車運輸事業	不定期遊覽乘	不定期貨物
	事業者	線許程	事業者	線許程
江原道	一	二、九一三・四	—	—
咸鏡南道	一	一、四一三・五	—	—
咸鏡北道	九	五、四四・五	—	—
合計	—	—	—	—

總督府設置の初、先づ道路の根本制度を樹てるに共に道路網を確定した。此の道路網は昭和十年度末現在に於ては一等道路三十八線(市街地線二十)延長三千二百七十七軒餘、二等道路九十六線(市街地線九)延長九千八百九十九軒餘を主要路線とし、別に三等道路四百九十一線、延長一萬四千三百四十軒餘を以て地方的脈絡を完うするを期した。總督府は道路修築の第一期事業として一、二等道路中重要なる路線三十四線二千六百九十軒餘を選び、工費壹千萬圓を以て明治四十四年度より七箇年の事業として工事を開始し次で第二期計畫として一、二等道路線中二十六線延長一千七百三十一軒主要なる橋梁四箇所の架設を企て工費七百五十萬圓を以て大正六年度より六箇年の繼續事業として工事を進め更に大正十一年度以降七箇年繼續事業として二千七十七萬圓を追加計上し、尙又大正十五年度に至り國境道路五百三十軒餘工費五百六十六萬餘圓を追加し、其の後豫定計畫改廢の必要を生じ總延長を二千三百八十八軒餘に變更し、尙財政の都合に依り節約又は繰延を行ひ、結局第二期治道工事の總工費豫算を三千百一十一萬餘圓、

竣工期を昭和十三年度に改め實施中である。

右の外、北鮮地方中、鴨綠豆滿兩江の上流地方に於ける天興の資源を開發し、其の利用の途を講ずべく北鮮開拓事業を企畫し、之に伴ひ其の目的を達する爲に必要な事業の一部として重要道路中二等道路五百三十八軒餘、三等道路二百三十九軒餘の改修を決し、昭和七年度以降十五箇年に亙り、工費八百三十八萬圓にて工事施行の豫定を以て昭和七年度より工を起した。又時局應急施設土木事業として昭和七年度より工費二百一萬餘圓を以て一、二等道路、金山道路及林道の改修を行つた。

滿洲國確立以來鮮滿間に於ける産業、經濟、治安、移民等諸般の交渉は漸く頻繁となり其の交通聯絡は極めて緊要となつたので兩國政府の協議に基き鴨綠江及豆滿江上に國境連絡橋梁十四箇所を架設することに決定し其の内六箇所は總督府に於て施行することとし工費三百六十四萬圓を以て昭和十年度以降七箇年繼續事業として着手した。

以上本府に於て直轄施行するものの外、本府は地方公共團體に對し補助を與へ一、二、三等道路の修築改築を行はしめつつあるが、尙別に窮民救濟土木事業として國庫より補助を與へ昭和六年度より工費三千三百八十九萬餘圓、又時局應急施設土木事業として昭和七年度より工費百萬餘圓、又昭和十一年度より地方振興土木事業として工費二百六十三萬圓を以て一、二、三等道路の改修及補修工事を起した。右實施の結果最近に於ける道路改修濟延長は夫役施工に依るものを加へ一、二等道路一萬千六百五十八軒餘、三等道路一萬九百八十七軒餘、金山道路及林道延長百七十四軒餘に達した。

### 港 灣

港灣は統監府時代釜山・仁川・鎮南浦・平壤・元山・新義州・群山・木浦・清津・城津・馬山の十一箇所に對し夫々應急施設を行なつたが、釜山・仁川・鎮南浦の如きは工事半途に併合したつたので、總督府は更に規模を擴大して海陸連絡設備を大成するの計畫を樹て之を施行した、次で大正四年度以降の繼續事業として元山港同十一年度以降の繼續事業として清津港及城津港の修築に着手し、同十五年度以降の繼續事業として群山・木浦・多獅島及雄基港の修築、昭和四年度より仁川・鎮南浦港の擴張を實施し、更に昭和八年度より城津港に貯木場、清津港に漁港の設備、昭和九年度より雄基港の擴張工事、昭和十年度より釜山港北防波堤、仁川港第二船渠及麗水港防波堤の築設工事、昭和十一年度より釜山・馬山・城津及多獅島港の擴張工事を起したが、元山・清津・城津・群山・木浦・多獅島(第一期)、雄基(第一期)、仁川(第一期)、鎮南浦(第一期)、城津(貯木場設備)及清津漁港の修築は既に工事を完了し、目下仁川・釜山・麗水・雄基・馬山・城津及多獅島港の工事施行中である。

地方港灣の修築施設は主として地方公共團體に於て之を施行し、總督府は其の緩急を圖り、相當國庫補助金を支給して之が完成に努めてゐるが、尙普通補助工事の外昭和六年度より窮民救濟土木事業、又昭和七年度より時局應急施設土木事業、昭和十一年度より地方振興土木事業として國庫より補助を與へ、漁港の修築を行なつた。

河川

主要河川の水運状態は左の通りである。

鴨綠江 源を白頭山の南麓に發し、惠山鎮に於て盧川江を、新望坡鎮に於て長津江を合せ西北に流れ、中江鎮附近より南下して楚山附近に於て滿洲より來る渾河を合し、義州の下流に於て滿洲の靉河を容れ河中に多數の中洲ありて河流を分派し、安東縣に至り再び合して一となり、更に柳草島黃草坪を堆成して濶大なる三角洲を成して黃海に入る。其の流路七百九十軒餘に及び、河床勾配上流まで緩なれど淺瀬多し。河口龍巖浦より溯るこゝ二十八軒安東縣まで高潮時に於て約三米の水深を保つも、此の間水路狭くして曲折多く、航行困難なので水先案内者を要す。新義州・新望坡鎮間には本府命令に係る淺吃水汽船の定期航行あり、且支那船及高瀬船の航行頻繁である。本江の上流は有名なる大森林地帯で巨木鬱生し、其の伐材は筏に組み流送されてゐる。

大同江 源を平安咸鏡道界なる狼林山に發し寧遠・徳川及平壤附近を流れ、兼二浦を過ぎて載寧江を合し、鎮南浦を過ぎて黃海に注ぐ。流路延長三百九十七軒餘、航路延長二百四十五軒にして、河口より六十三軒上流の保山浦まで三千噸級の汽船を運行し得られ航運上重要なものの一つである。

臨津江 源を咸鏡南道の馬息嶺に發し、江原道を経て京畿道に入り、漢灘江を合せ坡州郡に至り、漢江の末流に合して江華灣に注ぐ。流路延長二百五十四軒餘、河口より上流百二十四軒餘舟楫を通じ得るの

である。

漢江 源を江原道の鷹岬山に發し、寧越・丹陽及忠州附近を流駛し、廣州郡に入りて北漢江を合せ龍山を過ぎ、金浦郡の北端に於て臨津江を合し、江華灣に注ぐ。流路延長四百七十軒、其の舟楫の通ずる處三百軒で水運上頗る重要な地位を占めてゐる。

錦江 其の流域主として忠清南北兩道及全羅北道に跨り流路延長四百一軒餘、河口に群山港あり、扶餘附近まで自由に航行が出来る。

洛東江 流路延長五百二十五軒餘、其の流域慶尙北道及慶尙南道の大部分を占め、平野到る處に存在し地味概ね肥沃にして灌漑の便が多い。且本江は水面勾配緩にして、三百四十四軒の上流安東まで水運の便がある。

蟾津江 源を全羅北道鎮安長水兩郡界なる八公山に發し、流路延長二百十二軒餘、水運上重要な河川であるが、航路に障碍多く、求禮の上流は殆ど舟楫を通じ難い。

豆滿江 源を白頭山の南麓に發し茂山・會寧・鍾城を經、穩城の北に至りて布爾哈圖河を合し、更に訓戎の上流に於て琿春河を合し、水量益増大し、露領の境界を劃し、西水羅の東に至りて日本海に注ぐ。流路延長五百二十一軒に及ぶも、琿春河合流後舟楫の便あるのみである。

従來朝鮮に於ける河川は殆ど治水施設の行はれたるものなく、概ね天然の放流に委せる結果、毎年洪水の氾濫に依り、鐵道・道路・橋梁等は勿論農作物其の他の損害額數千萬圓に達するこゝ少くない、そこ

で之が改修は頗る緊切なもので、先以て治水及水利計畫上に於て重要な洛東以外十三河川を選定し大正四年度より其の流域状況、水害・水運・水利地點及經濟關係等の調査を爲し改修計畫を樹てることとし、たが曩に其の大體を終つたので、大正十四年度に於て先づ萬頃江・載寧江の二河川中改修の最も緊要なる區間に對し六箇年繼續事業として工を起した。次で大正十五年度に於て漢江・洛東江・龍興江及大同江の四河川に對し十箇年繼續事業として之が改修に着手した。右に對する工費豫算額は四千八百四十萬圓であつて、爾來着々進捗中であつたが其の後施工の實狀に鑑み、萬頃江・載寧江及洛東江の改修區域擴張等に依る豫算追加又は財政の都合に依り節約等を行はれ、結局總工費豫算を五千二百七十餘萬圓に變更し、昭和十三年度迄に以上六河川の第一期事業の完成を期すべく鋭意改修工事を施行しつゝある。右に述ぶるの外窮民救濟土木事業として國庫より補助を與へ、昭和六年度より總工費豫算二千八百二十六萬圓を以て直轄河川に屬する漢江外十五河川、二百六十六萬餘圓を以て地方河川に屬する校峴川外四十三河川改修及補修、時局應急施設土木事業として昭和七年度より國費支辨總工費豫算百五十四萬圓を以て直轄河川に屬する美湖川外六河川の改修並國庫より補助を與へ七十三萬餘圓を以て地方河川に屬する水原川外十九河川又地方振興土木事業として昭和十一年度に國庫より補助を與へ總工費豫算八十二萬圓を以て直轄河川に屬する美湖川外四河川、七十五萬圓を以て地方河川に屬する安甘川外二十三河川の改修工事を起した。

### 窮民救濟土木事業 (時局應急施設及地方振興土木事業を含む)

朝鮮に於ては總人口の約八割は農民にして、而も其の八割は全然農業労働者たる小作農に屬してゐる、之等農民は財界の不況を引續く旱水害の影響を受け、經濟上の壓迫を蒙るること甚しく、積極的に之が應急對策を確立するの必要があるので、昭和六年度以降三箇年に亘り地方費其他公共團體の事業として總工費豫算五千七百七十二萬餘圓、昭和九年度に第二次窮民救濟事業として總工費一千三百三十萬圓、昭和十年度に第三次窮民救濟として總工費八百萬圓、昭和十一年度に地方振興土木事業費として總工費六百萬圓を以て道路・河川・漁港・上水道及下水道等の土木事業を施行せしめ、國庫より其の事業費に對し平均六割餘の補助を與へ、勞銀を撒布し以て窮民救濟の目的を達することとし、昭和六年度より夫夫工を起した。

右に述ぶる如く、窮民救濟土木事業を起して窮民救濟に資したが、其の後不況益深刻化し、到底右事業のみを以て之を阻止する能はざる状態にあるので、別に時局應急施設事業として昭和七、八、九年度に工費五百九十七萬餘圓を以て一、二等道路、河川、金山道路及林道の改修並に國庫補助に依る三等道路及地方河川の改修、漁港の修築等の土木事業を起し勞銀を撒布し、窮民救濟土木事業と相俟つて疲弊困憊甚しき窮民の救濟と地方開發に資すべく實施したのである。其の内容は工種毎に夫々各節に於て述べた通りである。

海 事

一、船舶 沿岸各地に於ける海運事業の勃興に伴ひ汽船の新造又は購入を爲せるもの多く、近來益増加の傾向を誘致するに至つた。昭和十年度末現在の船舶數は左の通である。

種 別	汽 船		帆 船		合 計	
	船數	總噸數	船數	總噸數	船數	總噸數
朝鮮に船籍港を有するもの	三〇〇	六、五八八	九四七	三、七五三	一二四七	九、三四〇
不登簿船	五五〇	六、〇五三	九、五五五	一〇、六三四	一〇、一〇五	一〇七、六六七
合 計	八七〇	一二、六四一	一〇、五〇二	一四、三九六	一一、三七二	一二〇、〇三七
種 別	汽 船		帆 船		合 計	
在 現	船數	總噸數	船數	總噸數	船數	總噸數
内地	一、八九四	一、一九六	一三四	一、三二八	二、二二八	三、二一八
朝鮮	四、一〇九	五八五	三七一	五、〇五三	四、四八〇	五、〇五三
外國	四八	一	六	五四	一〇	五四
合 計	六、〇五一	一、七八一	五一一	一八	六、五六一	八、三二五

二、船員 最近朝鮮在籍船の増加及海運事業の發展に伴ひ、年々其の數を増加し、就中朝鮮人職員に在りても累年増加し、著しく進歩の迹を示して居る。

船 員 現 在 數 (昭和十年度末現在)

海 技 免 狀 受 有 者 (昭和十年度末現在)

種 別	在 現 數	海 技 免 狀 受 有 者
内地	一、八九四	一、六〇四
朝鮮	四、一〇九	一、三一五
外國	四八	二、九一九
合 計	六、〇五一	四、四九九

三、定期航路 昭和十一年七月一日現在の航路は二百線、三百三十三隻、十八萬七千百三十五噸であつて、之を航路別にするときは左の通である。

航 路 別	經 營 別		線 數	隻 數	總 噸 數
	本 府 命 令	地 方 廳 其 他 命 令			
内地及外國航路	本 府 命 令	一〇	一三	二八	五四、五六〇
	地 方 廳 其 他 命 令	一	一三	一三	二五、一六〇
	自 官 營	三〇	四	四	一三、八八九
沿岸及河川航路	本 府 命 令	四	一〇三	五八	八四、〇六四
	地 方 廳 其 他 命 令	一	一〇三	一	一七七、六七三
	自 官 營	五	一〇三	一	九三一
合 計	本 府 命 令	一五	二六	六六	一八七、一三五
	地 方 廳 其 他 命 令	一	二六	一	九、四六二
	自 官 營	三六	三三	三	二五

備考 前記各航路の主なる經營者は朝鮮郵船株式會社・大阪商船株式會社・北陸汽船株式會社・九州郵船株式會社・嶋谷汽船株式會社・朝鮮汽船株式會社・阿波國共同汽船株式會社・近海郵船株式會社・川崎汽船株式會社・日本海汽船株式會社及鐵道省等である。

四、航路標識 朝鮮に於ける航路標識事業は明治十六年日韓兩國間に締結せる日本人民貿易規則に基き帝國政府の交渉に應じ、韓國政府が同三十六年仁川小月尾島外三箇所に燈臺を建設したのを以て嚆矢とし、本府始政後は銳意標識の普及を圖り、年々建設改良に努め、整理増設を期した結果、昭和十年度末現在に於ては夜標百八十二基、晝標百四十四基、霧信號二十五基、計三百五十一基に達し、其の海岸線に對する割合は二十七哩に對し夜標一基である。

### 通信事業

通信機關は都鄙通じて一千を超え主要地には電信及電話を開始して舊來の面目を一新した。昭和十一年十月一日現在の局所数は郵便局八十八、同分室十五、電信局八、電話局一、同分局二、郵便所七百四十五、同出張所六、郵便取扱所二十六、電信電話取扱所十三、電信取扱所一〇四、同出張所一、計一九を配置し、郵便切手賣捌所五千七百七十九（十年度末現在）を算するに至つてゐる。昭和十年度に於ける諸般通信業務の取扱数は左の通りである。

郵便物	小包	常包	引受	配達
和	文	文	三五八、八七二、〇五四	
報	文	文	三、七二八、七九四	
歐	文	文	一三、九六一、五一一	
電	加入者數	市內通話度數	市外通話度數	合 計
電話	三六、七六三	三六、〇六四、四〇四	四、二九四、四六四	三七〇、三〇〇、八六八

### 郵便爲替貯金

郵便爲替貯金業務に關しては常に朝鮮人特殊の風俗習慣に留意して、其の改良發達を圖つて居るが、本事業は地方に於ても重要な金融機關として一般に認められ、利用者は漸次増加して來た。

年 度	内 國 爲 替		外 國 爲 替		合 計	
	振 出	拂 渡	振 出	拂 渡	振 出	拂 渡
大正十一年度	107,000,000 円	107,000,000 円	0 円	0 円	107,000,000 円	107,000,000 円
昭和十年度	112,000,000 円	112,000,000 円	2,000,000 円	2,000,000 円	114,000,000 円	114,000,000 円

年 度	入		拂		出	
	口 數	金 額	口 數	金 額	口 數	金 額
大正十一年度	1,101,084	1,101,084	89,844	1,190,928	1,184,054	1,184,054
昭和十年度	1,107,084	1,107,084	111,100	1,218,184	1,171,070	1,171,070

郵便振替貯金に就ては大正七年に府又は府の區域を包含する學校組合公金受拂の爲に要する郵便振替貯金特別取扱を、又同九年には國債募集、賣出及元利金支拂郵便振替貯金特別取扱を開始したが、それ以來之を利用する者が漸次増加して、郵便振替貯金制度開始當時即ち明治四十三年には僅に二百七十九人の加入者を有するに過ぎなかつたが、昭和十一年三月末現在には既に三萬二千九百四十七人の多數に上つた。其の取扱高を示す左の通である。

郵便振替貯金朝鮮内各郵便局所受拂高

年 度	拂 込		拂 出	
	口 數	金 額	口 數	金 額
大正十一年度	1,607,377	1,607,377	1,840,554	1,840,554
昭和十年度	4,171,733	4,171,733	5,534,110	5,534,110

郵便振替貯金朝鮮口座受拂高及現在高

年 度	受 入		拂 出		年 度 末 現 在	
	口 數	金 額	口 數	金 額	人 員	金 額
大正十一年度	1,278,046	1,278,046	36,055	1,614,101	11,544	1,107,556
昭和十年度	3,263,633	3,263,633	1,010,644	4,274,277	33,947	6,380,054

朝鮮簡易生命保險

事業の創始 朝鮮に於て簡易生命保險事業を開始せんとの議は遠く大正元年頃より起つたのであるが、諸種の事情の爲に實現の域に達しなかつた。其の後社會狀態の推移は益々此の種の制度の必要を感じるに共に内地に於ける斯業の成績の著しく良好であるのに刺戟せられて、愈々之を實施するの機運が熟して來たので、第五十六回帝國議會に豫算案、特別會計法案及郵便物無料に關する法律案を提出して其の協賛を得、昭和四年七月一日より遞信局に於て其の實施準備に着手して、同年十月一日より之を實施するこゝとなつたのである。

制度の概要 本事業は政府の獨占する非營利事業であつて、又其の會計は朝鮮總督府會計より之を分離して特別會計を爲し、事業上の支出は其の收入を以て支辨するこゝになつて居る。保險の内容は内地のそれと同様であつて、保險種類は終身保險と養老保險の二種とし、加入年齢は十二歳以上六十歳以下となつて居る。保險金額の最高制限額は被保險者一人に付四百五十圓であるが、保險料計算の基礎となつ

て居る豫定利率は朝鮮特殊の事情に照して内地よりは異り稍々高率となつて居る。従つて保険料は概して内地より稍々低率である。事業の取扱機關は中央では逓信局が監理事務に當り、地方では全鮮に互る八百餘の郵便局所が申込の受付、保険料の取立、保険金拂渡等の事務に當つて居るのであつて、既設機關の利用に因る經費の節約と公衆の利用上の便宜とを圖つて居る。

事業の成績 昭和四年十月事業創始以來六年六箇月を経過した昭和十一年三月末現在の事業成績は、契約件數八十一萬四百一十一件、保險金額一億五千二十四萬二千四百二十五圓であるが、當初の計畫に比して遙に良好の成績を示して居る。殊に朝鮮人の加入率は全加入件數の七割一分を占め漸次増加の趨勢を辿つて居る。

福祉施設 保險加入者の健康の保護増進を圖るに共に一面事業の堅實なる發展を期する爲に、昭和七年十月京城及釜山の兩地に、其の後平壤・大邱・仁川・木浦及清津に簡易保險健康相談所を設置して、專屬醫師に依り無料にて被保險者の健康上の相談に應じて居るが、尙健康相談所の設置なき地方の被保險者の爲に巡回健康相談の取扱を爲し、又は京城健康相談所に就き無料普通郵便に依る健康相談の取扱をして居るが、昭和十年度中に於ける取扱狀況は左の如く洵に顯著なるものがある。

健康相談所事務取扱狀況

所 別	健康相談者數		處方箋交付數		試験検査數	
	男	女	計	男	女	計
京 城	一八、七七一	八、八三二	二七、六〇三	三、〇四二	二、〇八一	五、〇五三
釜 山	一一、三三三	七、〇九六	一八、四三〇	一、六六一	一、二八五	二、九四六
平 壤	五、四三三	三、〇七三	八、五〇五	八四九	四八〇	一、三二九
大 邱	九、一三七	五、六四三	一四、七八〇	一、四三八	一、二一九	二、五五七
仁 川	七、三三三	三、五五五	一〇、八八七	一、七二二	一、〇三二	二、八〇四
元 山	四、〇四二	二、六一一	六、六五三	一、一九七	八三三	二、〇三〇
木 浦	一、四四一	九三五	二、三七六	一四三	一〇三	二五三
清 津	一、二五三	六〇八	一、八六一	二〇三	一五五	三五八
計	五八、二〇〇	三三、三六四	九一、五七四	一〇、二五五	七、一三五	一七、三六〇

巡回健康相談取扱狀況

實 施 日 數 百四十九日  
 實 施 箇 所 百十七箇所  
 健康相談者數 八千九百三十七人

積立金の運用 本事業の積立金は、朝鮮總督の管理に屬して居り、保險契約者に貸付ける場合の外は國債にて保有するか又は大藏省預金部に預入するに當りなつて居るが、別に朝鮮總督と大藏大臣との協定に依り預金部に預入した積立金は之を朝鮮に於ける公共の利益の爲朝鮮内の公共團體又は營利を目的としない法人若は組合に對して融通することに爲り、昭和七年三月積立金の運用に關する事務の取扱を開始したのである。



積立金の運用に付ては、昭和七年二月に朝鮮總督の諮問機關として設置せられた朝鮮簡易生命保險事業諮問委員會に其の計畫案等を付議することになつて居るが、昭和七年三月以降既に十五回に互り之が委員會を開催し、各年度の運用計畫及資金の融通を審議決定して居る。最近に於ける積立金の運用狀況を示せば左の通りである。

積立金 運用 狀況 (昭和十一年八月末日現在)

積立金 總額	二一、二四一、九三三圓
内 譯	
公 共 貸 付	一〇、七三一、三八五圓
地 方 債 引 受	二、二一五、六四五圓
國 債 保 有	一、〇一〇、一六〇圓
保 險 契 約 者 貸 付	四三八、八三五圓
預 金 部 預 金	六、八四五、九〇八圓
(内融通割當内定額)	二、九四〇、二〇〇圓

航 空

世界大戰を契機とする各國航空界の異常な進展に伴つて、近來我國に於ても航空事業の發達は頓に著しいものがある。民間航空殊に定期航空に關しては日本航空輸送株式會社以下五社の定期航空路のみでも

現在約五千軒の多きに達する情勢である。昭和四年四月同社が東京—大連線の運航を開くや朝鮮にも始めて六百七十軒の航空路を有することとなつたのである。又一方本定期航空以外の一般民間航空の保護獎勵に關しては同じく昭和四年度以降航空獎勵豫算の成立を見、從來各地に引續いて航空路開拓を目的とする試験飛行並に官民に對する試乗飛行等を實施して航空思想の普及宣傳に努めた結果、朝鮮航空界も一路向上の過程を辿り、現在に於ては其の成績相當見るべきものがあり、昭和十一年十月よりは慎航空事業社に於て京城・裡里間百八十軒の定期航空を開始することとなつた。

日本航空輸送株式會社支所	一
同 出張所	三
同 營業所	一
航空運送事業に従事する個人	一
航空關係技術者養成所	一
飛行機 數	九
操縱士 數	一九 (内地人 一七) 朝鮮人 二)
航空士 數	六 (内地人 五何れも操縱士にして航空士免狀を併有す) 朝鮮人 一)
機關士 數	一一 (全部内地人、内一名は操縱士にして機關士免狀の併有者とす)

航空事業の發達は通信運輸の迅速を期する今日、文化の發展上極めて重要な役割を爲してゐる。之が爲には飛行場・航空無線電信・航空氣象觀測・航空標識・航空方向探知器・夜間照明等の航空諸施設の擴

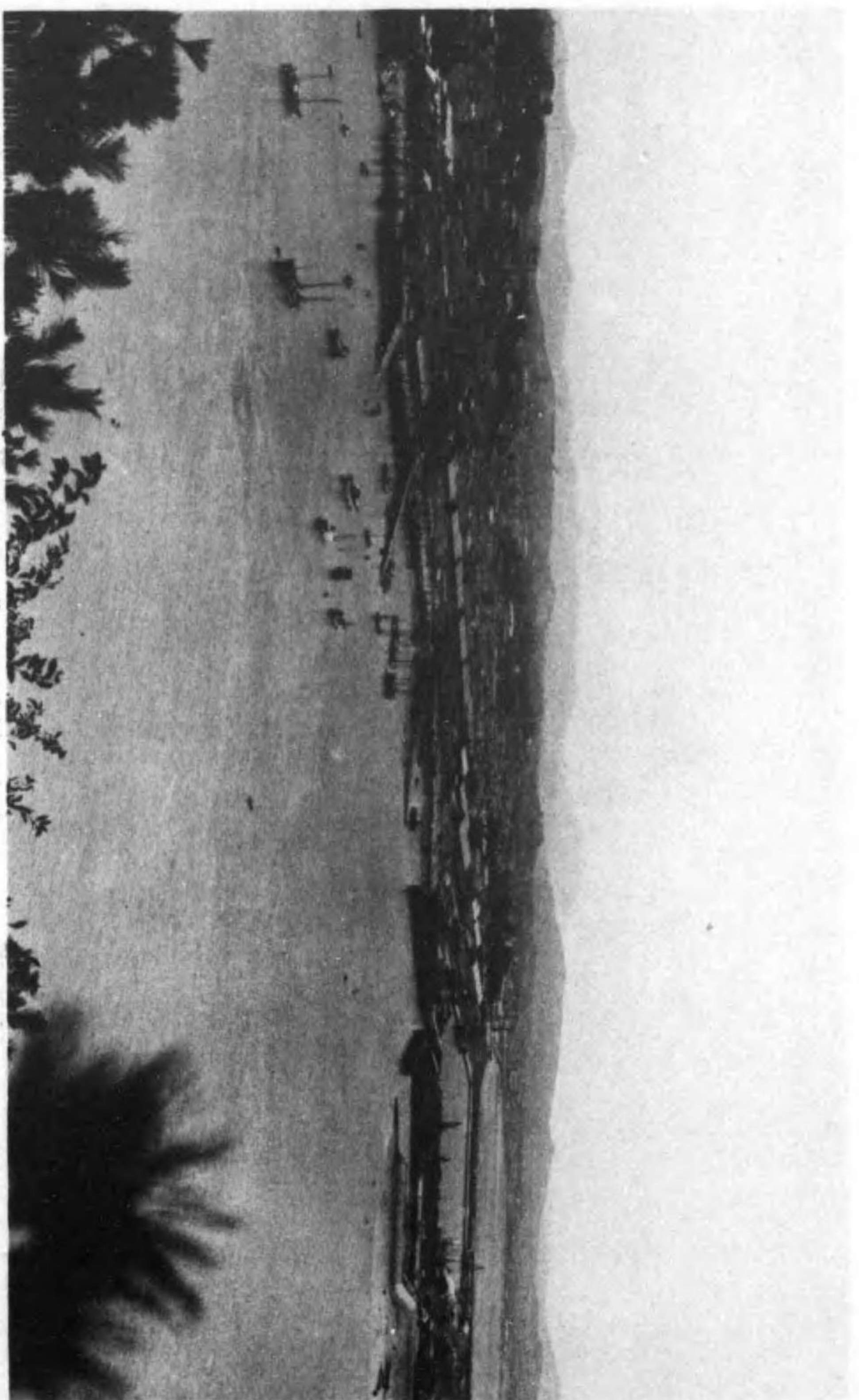
充完備が先決要件である。而して此等諸施設の爲には巨額の經費を要するのであるが、財政關係に施設の緩急を考慮して、漸次之が完成を期すべきものである。朝鮮に於ては前記定期航空に備ふる爲昭和四年五月京城及蔚山に應急的に飛行場を開設したが、其の後蔚山飛行場には航空用無線電信局並に氣象觀測支所を設置し、又京城飛行場には滑走路の構築・連絡道路の改修・航空標識の設置及夜間照明設備等を施設して國際飛行場としての面目を一新したのである。又昭和八年三月には新義州飛行場の開設を見此處で滿洲航空株式會社の新義州奉天線に連絡し、以來飛行場の整備も着々進行し、更に昭和十年十二月より清津飛行場を開設し同時に滿洲航空株式會社は新京・琿春線を延長して清津迄乗入を爲すことになつた。斯くて對滿洲國との空の連繫に遺憾なきを期し得るに至つたのである。一方航空路の安全の爲には、蔚山・黃澗・大田・天安・京城・沙里院・平壤及新義州の八箇所に航空標識をも設置したが、尙將來は既設航空路の一段の整備と共に、前述京城・裡里間のみならず其の他の各主要都市に對する支線の設定も亦大いに考慮すべき問題として研究中である。

### 電氣及瓦斯事業

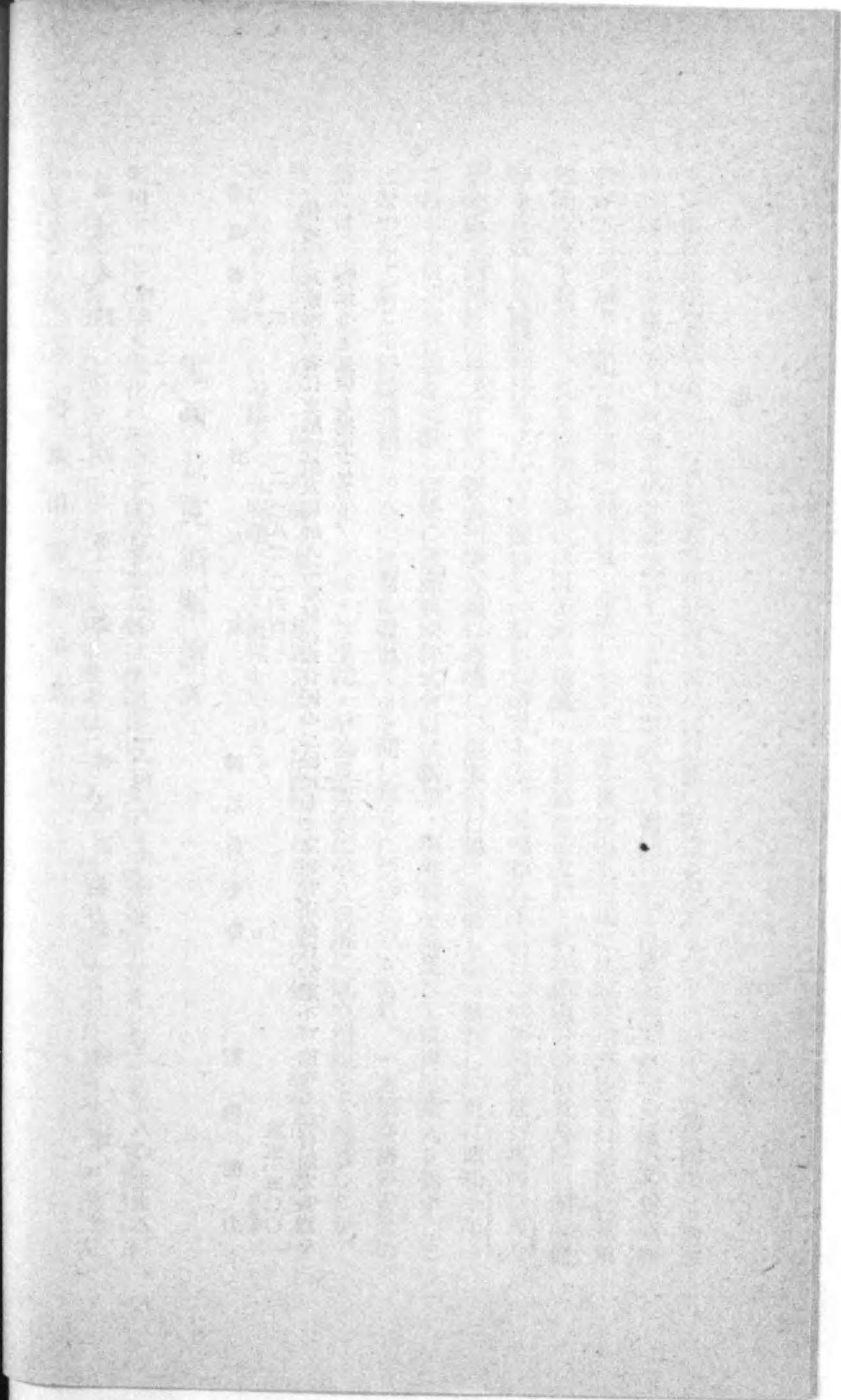
昭和十一年三月末現在に於ける電氣事業者数は營業用四十九(第三號電氣事業者を含まず)、官應用二十一、家用百五、合計百七十五であつて瓦斯事業者は二である。營業用電氣事業及瓦斯事業の概況は左の通りである。

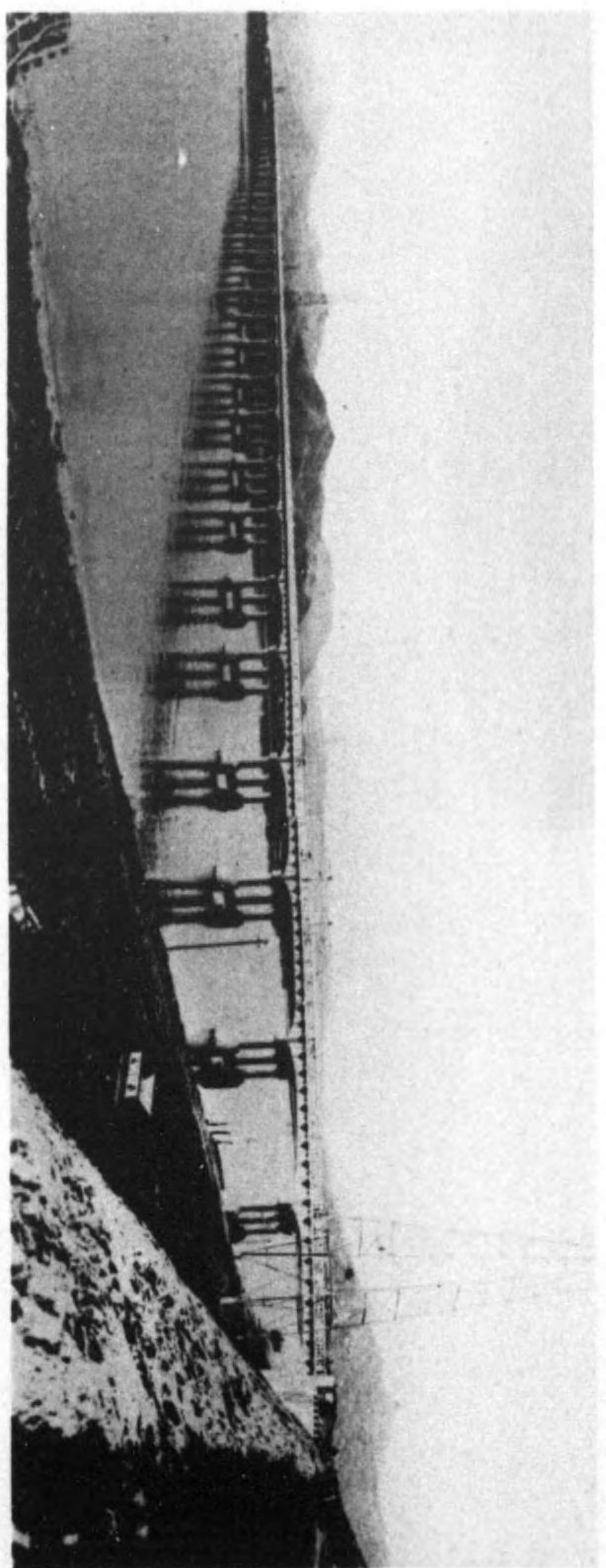
營業用電氣事業		瓦斯事業	
事業者數	資本金	事業者數	資本金
四九	一五二、〇二二、九〇〇 <sup>円</sup>	二	二、二八二、〇六四 <sup>円</sup>
	拂込資本金		拂込資本金
	一一四、八七六、四〇〇 <sup>円</sup>		一 <sup>円</sup>
	發電力		製造能力
	八八〇、三五八 <sup>キロワット</sup>		三五、五〇〇 <sup>立方米</sup>

備考 瓦斯事業者は京城電氣及朝鮮瓦斯電氣株式會社の二社にして之が資本金は分離不可能なるに付固定資産を資本金と見做し掲上したり。

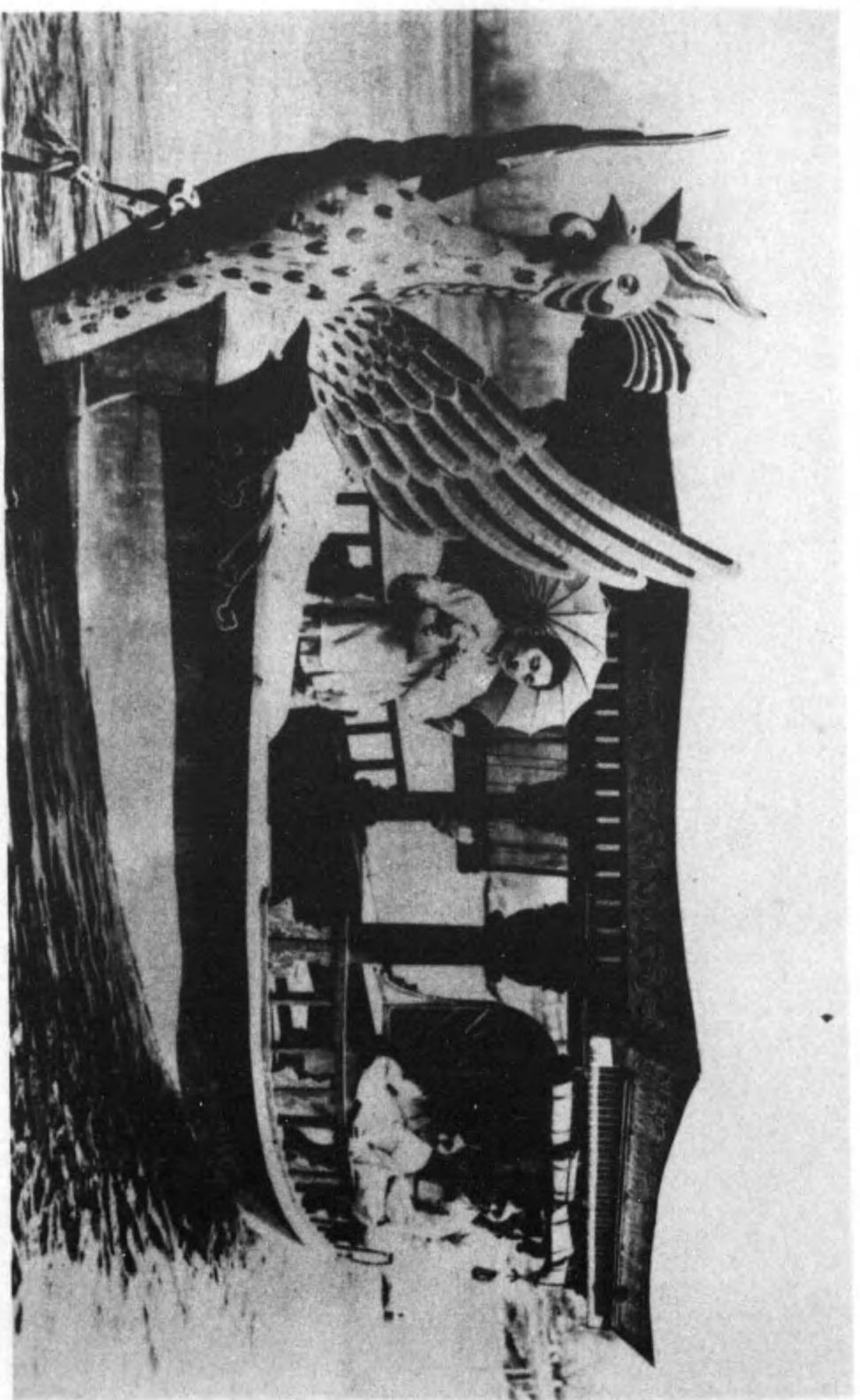


（道 畿 京） 港 川 仁





(南 慶) 橋 東 洛



平壤大回江の雀助

### 三 地方行政

#### 道 府 郡 島

行政上朝鮮全土を京畿道・忠清北道・忠清南道・全羅北道・全羅南道・慶尙北道・慶尙南道・黃海道・平安南道・平安北道・江原道・咸鏡南道・咸鏡北道の十三道に區劃し、更に之を分ちて十八府、二百十八郡、二島、四十六邑、二千三百二十七面とする。之に道知事・府尹・郡守・島司・邑面長を置き官廳事務の執行者たらしむるに共に、公共團體の事務を執らしめ、道には知事官房・内務部・警察部を置き、各部長は道事務官を以て之に充て、知事官房は機密・人事・褒賞等に關する事務を、内務部は地方行政・學務・勸業・土木・會計・稅務・金融經濟等の事務を、警察部は警察・衛生の事務を分掌する。産業の特に發達した京畿道・全羅南道・慶尙北道及慶尙南道の四道には内務警察の二部の外に、産業部を置き、參與官を以て産業部長たらしめ、内務部所管の事務中勸業に關する一切の事務を分掌せしめて居る。

#### 公 共 團 體

道 従来の道地方費は昭和八年四月一日より道制施行せらるゝに及びて道となり、道は法人にして議決

機關たる道會を置き、歳入出豫算・決算・道税・夫役現品・使用料又は手数料の賦課徴收・起債・基本財産及積立金等の設置管理及處分、繼續費・特別會計・豫算外義務負擔及權利拋棄等重要事項に付議決權を有せしめ、仍議長(道知事)の外に副議長(議員中より選出)を置く。道會議員の定数は二十一人乃至四十五人とし、定員の三分の二及其の端數は選舉區たる府・郡・島或は指定邑に配當し、府邑會議員又は面協議會員之を選舉し、残り三分の一は道知事之を任命する。而して道會議員の任期は四年である。

現在道の施設せる主なる事業は土木・勸業・教育・衛生・救濟・各種補助及時局對策たる窮民救濟事業である。而して其の主たる財源は道税・使用料及手数料並に國庫補助金で、道税の税目は地稅附加稅・第一種所得稅附加稅及特別稅たる特別所得稅・營業稅附加稅・取引所稅附加稅・鑛稅附加稅・林野稅・戶別稅・家屋稅・屠場稅・屠畜稅・漁業稅・車輛稅及不動產取得稅である。

府 府制は大正二年十月之を發布したが、數次の大改正を行ひ、現行制度は昭和五年十二月改正に依り昭和六年四月一日より施行した。

イ、府の區域 法人たる府の區域は行政區劃たる府の區域と同じく其の所在地は京城・仁川・開城・大田・群山・全州・木浦・光州・大邱・釜山・馬山・平壤・鎮南浦・新義州・元山・咸興・清津・羅津である。

ロ、府の事務及府住民の權利義務 府は官の監督を承け、一般公共事務及法令に依り府に屬する事務を處理し、府内に住所を有する者を以て住民とする。府住民は府制の規定に依り府の營造物を共用する

權利を有し、府の負擔を負ふの義務を有する。

ハ、府稅及使用料手数料 府稅は國稅たる地稅・第一種所得稅・營業稅・取引所稅・道稅たる鑛稅・戶別稅・家屋稅・車輛稅・特別所得稅・不動產取得稅の附加稅及特別稅として府内に住所を有する者、三月以上府内に滞在する者、府内に於て土地家屋物件を所有し使用し若は占有し府内に營業所を設けて營業を爲し、又は府内に於て特定の行爲を爲す者には其の土地家屋物件營業若は其の收入に對し又は其の行爲に對して之を賦課する。尤も國又は公共團體に於て公用又は公共の用に供する土地家屋物件及營造物並に神社寺院祠宇佛堂の用に供する建物及其の境内地、教會所・説教所の用に供する建物及其の境内地、墓地、外國政府の所有に關する領事館及其の敷地等には府稅を課せない。府は營造物の使用に付使用料を徵收し、又特に一個人の爲にする事務に付手数料を徵收することが出来る。

ニ、府の機關及權限 府尹は府を統轄し及代表する。必要あるときは府費を以て府吏員を置くことを得る。府吏員は府尹之を任免し懲戒するの權限を有する。

府の意思機關として府會及教育部會を置く。教育部會は更に之を第一教育部會及第二教育部會に分つ。府會は議長（府尹を以て之に充つ）副議長（府會に於て府會議員中より選舉す）及府會議員を以て組織し、府に關する重要な事件の議決、副議長及検査委員の選舉、府の公益に關する意見書の提出、會議規則の設定、官廳の諮問に對する答申、當該府事務に關する書類及計算書の檢閲、事務管理、議決の執行及出納の検査を爲すの權限を有する。

府會議員の定数は最低二十四人にして、府の人口に應じて増加し、其の任期は四年である。

府會議員は帝國臣民たる獨立の生計を營む年齢二十五年以上の男子にして、一年以來府住民を爲り且一年以來朝鮮總督の指定したる府稅年額五圓以上を納むる者が之を選擧する、選舉權のない者、所屬道及當該府の官吏及有級吏員、判事檢事及警察官吏、小學校及普通學校の教員等の如きは府會議員たることを得ないのは他の公共團體に於けると同様である。

第一教育部會は議長・副議長及内地人たる府會議員を以て、第二教育部會は議長・副議長及朝鮮人たる府會議員を以て之を組織する。教育部會は各特別經濟に關する重要な事件の議決、副議長又は檢査委員の選舉、事務檢査、意見書の提出並官廳の諮問に對する答申を爲す等、府會を殆んど同様の權限を有する。

**邑面** 邑面制は大正六年十月發布せられたのであるが、大正九年及昭和五年の大改正を経て現行制度に爲つたものである。

イ、**邑面の區域** 法人たる邑面の區域は行政區劃たる邑面の區域と同じく、邑の數は四十六、面の數は二千三百二十七である。

ロ、**邑面の事務及邑面住民の權利義務** 邑面は法人であつて官の監督を受け邑面の公共事務及法令に依り邑面に屬する事務を處理し、邑面内に住所を有する者を以て其の邑面住民とするのである。邑面住民は邑面制の規定に依り邑面の營造物を共用する權利を有すると共に、邑面の負擔を分任する義務を

有する。

ハ、**邑面稅及使用料手数料** 邑面稅は國稅たる地稅・第一種所得稅・營業稅・地方稅たる車輛稅・特別所得稅の附加稅及特別稅として邑面内に住所を有する者、三月以上邑面内に滞在する者、邑面内に於て土地家屋物件を所有し使用し若は占有し邑面内に營業所を設けて營業を爲し、又は邑面内に於て特定の行爲を爲す者には其の土地家屋物件營業若は其の收入に對し、又は其の行爲に對して之を賦課する。尤も國又は公共團體に於て公用又は公共の用に供する土地家屋物件及營造物並神社・寺院・祠堂・佛堂の用に供する建物及其の境内地、教會所・說教所の用に供する建物及其の構内地には邑面稅を課せない。邑面は營造物の使用に付使用料を徵收し、又特に一個人の爲にする事務に付手数料を徵收することが出来る。

ニ、**邑面の機關及權限** 邑面長は邑面を統轄し之を代表すると共に邑面の事務を擔任する。尙邑面長は邑會の議決を経べき事件に付其の議案を發し其の議決を執行する權能を有する。

邑面には邑面費を以て吏員を置くことを得、邑面長は吏員を任免し且之を懲戒する權限を有する。但し副邑面長及面書記・面技手の任免及懲戒處分に依る吏員の解職に關しては郡守又は島司の認可を要するのである。

邑には意思機關として邑會を置き、面には諮問機關として面協議會を置く。邑會は議長（邑長を以て）及邑會議員を以て組織し、邑に關する重要な事件の議決、法令に依る選舉、邑の公益に關する意見



書の提出、官廳の諮問に對する答申並に邑の事務に關する書類及計算書を檢閲し、事務の管理、議決の執行及出納の検査を爲すの權限を有する。

面協議會は議長(面長を以て之に充つ)及面協議會員を以て組織し、面に關する重要な事件の諮問に應じ、面の公益に關する意見書の提出・官廳の諮問に對する答申を爲すの權限を有する。

邑會議員及面協議會員の定数は最低八人最高十四人で、邑面の人口に應じて區分し、其の任期は府會議員同様四年である。

邑會議員及面協議會員の選舉權は府會議員の選舉に於けると同様帝國臣民たる獨立の生計を營む年齢二十五年以上の男子で、一年以來邑面住民に爲り、且一年以來朝鮮總督の指定したる邑面税年額五圓以上を納むる者が之を有し、所屬道郡島の官吏・待遇官吏・吏員及當該邑面の邑面長並に有給吏員、判事檢事及警察官吏、小學校及普通學校の教員に非ざる者で、邑會議員又は面協議會員の選舉權を有する者は其の被選舉權を有する。

ホ、邑面組合 邑面に於ける事務中には往々他の邑面との利害直接相關聯するものがあるから邑面の事務の一部を共同處理せしむる爲、必要あるときは道知事は關係ある邑會及面協議會の意見を徴し、朝鮮總督の認可を受け、邑面組合を設くることを得るのである。

學校費 現行朝鮮學校費令は大正九年十月一日より之を施行し、昭和五年地方制度の改革に際し其の一部を改正せられた。

イ、學校費 普通學校其の他朝鮮人教育に關する費用を支辨する爲郡島に之を設け、郡守又は島司之を管理する。

ロ、學校評議會及評議會員 學校費に關し郡守・島司の諮問に應ぜしむる爲學校評議會を設く。學校評議會は郡守又は島司及學校評議會員を以て組織し、郡守・島司を以て議長とする。學校評議會員の定員は郡島内の邑面數と同數である。學校評議會に諮問すべき事項は歳入出豫算賦課金、使用料又は夫役現品の賦課徴收及起債に關する事項等である。

學校評議會は名譽職であつて其の任期は四年であり、各邑面に於て朝鮮人たる邑會議員又は面協議會員が之を選舉する。

ハ、事業 學校費は朝鮮人教育に關する費用を總て支辨し得るを原則とするも、郡島の財力には自ら限度あるを以て其の經營せらるべき學校の種類も亦限定せらなければならぬ。現今に於ては公立普通學校の經營を普通とし、簡易初等教育の普及を圖る目的を以て昭和九年度に於て一郡島二校の割合を以て既設普通學校に簡易學校を附設することとなり、稀に實業補習學校を經營するものもあるのである。

學校組合 明治四十二年十二月統監府公布の學校組合令に依り、從來日本人會の經營した朝鮮に於ける内地人教育に關する事務を處理することとなつたもので、大正三年四月及昭和五年十二月本令に改正を加へられた。

イ、學校組合の設置、組合規約及組合員の權利義務、學校組合を設置せんとする場合は發起人區域(府區域を)を定め、其の区域内に住所を有し獨立の生計を營む内地人三分の二以上の同意を得て組合規約を作り、朝鮮總督の許可を受けなければならぬ。組合員は營造物を共用する權利を有するに同時に組合の負擔を分擔するの義務を負ふのである。

ロ、學校組合會、議決事項、學校組合に組合會を置く、組合會議員は之を選舉する。組合會議員は名譽職とし其の任期は四年で、議員の選舉及被選舉資格は組合規約を以て之を定めるのである。組合會の議決事項概目左の通りである。

- (一) 組合規約を變更する事
- (二) 歳入出豫算を定むる事
- (三) 決算報告を認定する事
- (四) 基本財産、特別基本財産及積立金額等の設置管理及處分に關する事
- (五) 不動産の管理及處分に關する事
- (六) 財産及營造物の管理方法を定むる事但し法令の規定あるものは此の限でない
- (七) 法令に定むるものを除く外使用料手数料組合費及夫役現品並其の賦課徴収に關する事
- (八) 組合債に關する事
- (九) 歳入出豫算を以て定むるものを除く外新に義務の負擔を爲し又は權利の拋棄を爲す事
- (十) 組合に係る訴訟及和解に關する事

ハ、組合員の總會、組合員の數、少數なる組合、其の他特別の事情ある組合に在りては組合員の總會を以て組合會に代ふることを得る。組合員の總會に關しては總て組合會に關する規定を準用するのである。

ニ、學校組合管理者、組合吏員、學校組合に管理者を置く。管理者は組合員中より道知事之を命じ、任期を四年とする。管理者は名譽職たることを原則とするけれども、必要に依り有給を爲すことを得

る。

學校組合には管理者の外に有給又は名譽職の吏員を置くことが出来る。其の任免・懲戒處分等は管理者が之を行ふ。有給の管理者及吏員に對しては組合規約の定むる所に依り退隱料・退職給與金・死亡給與金又は遺族扶助料を給することが出来る。名譽職たる管理者及吏員に對しては職務の爲要したる費用を辨償するの外、勤務に相當する報酬を給することが出来る。

ホ、學校組合の經費、組合費徴収及寄附又は補助、組合は營造物の使用に付使用料を徴収するの外、組合財産より生ずる収入、其の他組合に屬する収入を以て其の經費を支出し、仍不足あるときは組合費及夫役現品を賦課徴収することが出来る。又組合は内地人の教育に關し必要なる場合に於ては寄附又は補助を爲すことが出来る。

ヘ、組合の監督、學校組合の監督は第一次は郡守島司、第二次道知事、第三次は朝鮮總督である。組合規約の變更、組合の起債及其の方法、利息の定率及償還の方法を定め又は其の變更を爲すには朝鮮總督の許可を要する。而して道知事は組合管理者に對し懲戒を行ふことが出来る。

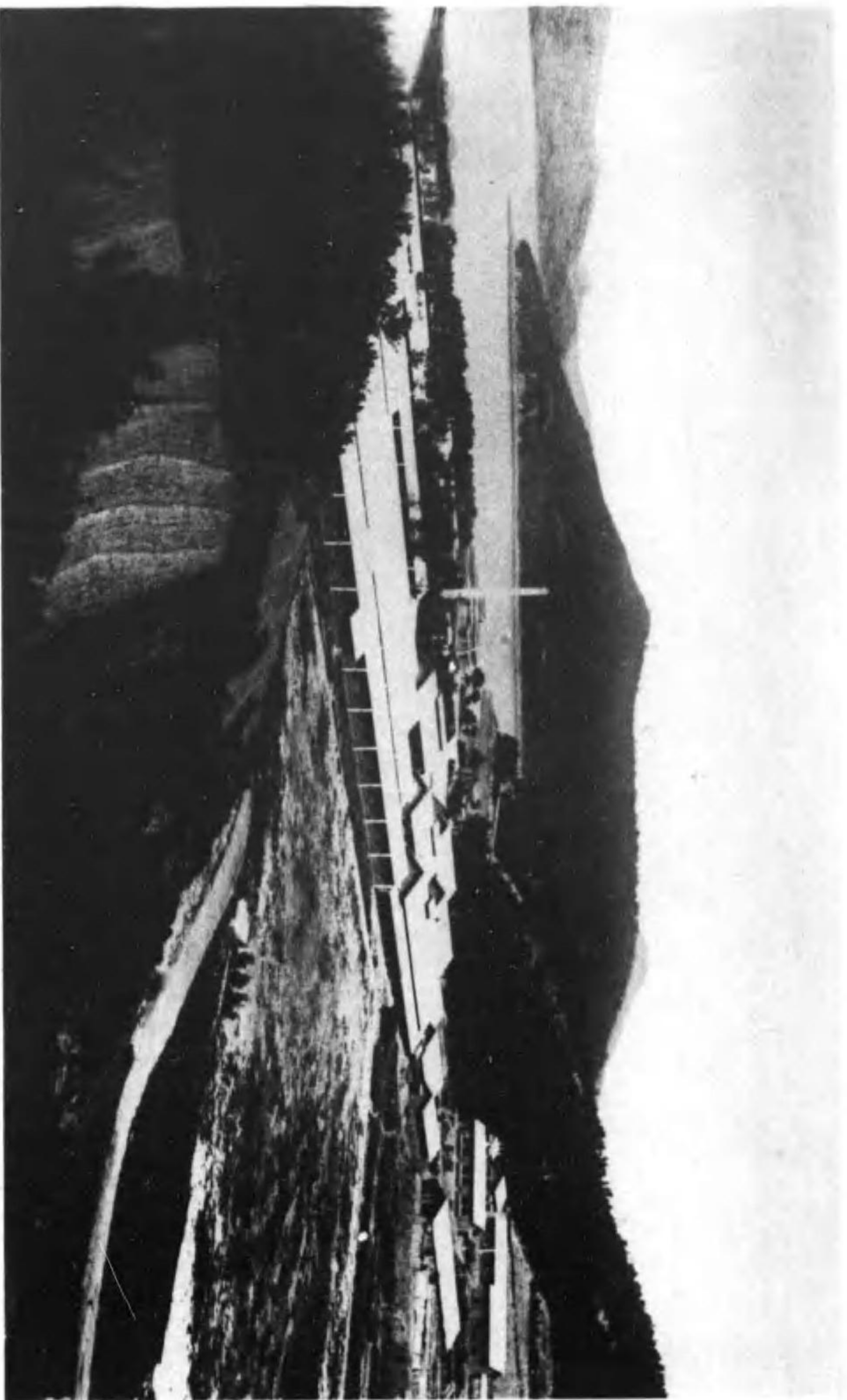
左記事項に付ては道知事の許可を受くるを要する。

- (一) 基本財産の管理及處分に關する事
- (二) 特別基本財産及積立金額等の設置管理及處分に關する事但し積立金額等を其の目的の爲使用する場合は此の限でない
- (三) 不動産の處分に關する事
- (四) 寄附又は補助を爲す事
- (五) 使用料・手数料・組合費及夫役現品の賦課徴収に關する事
- (六) 一時の借入金を爲す事
- (七) 繼續

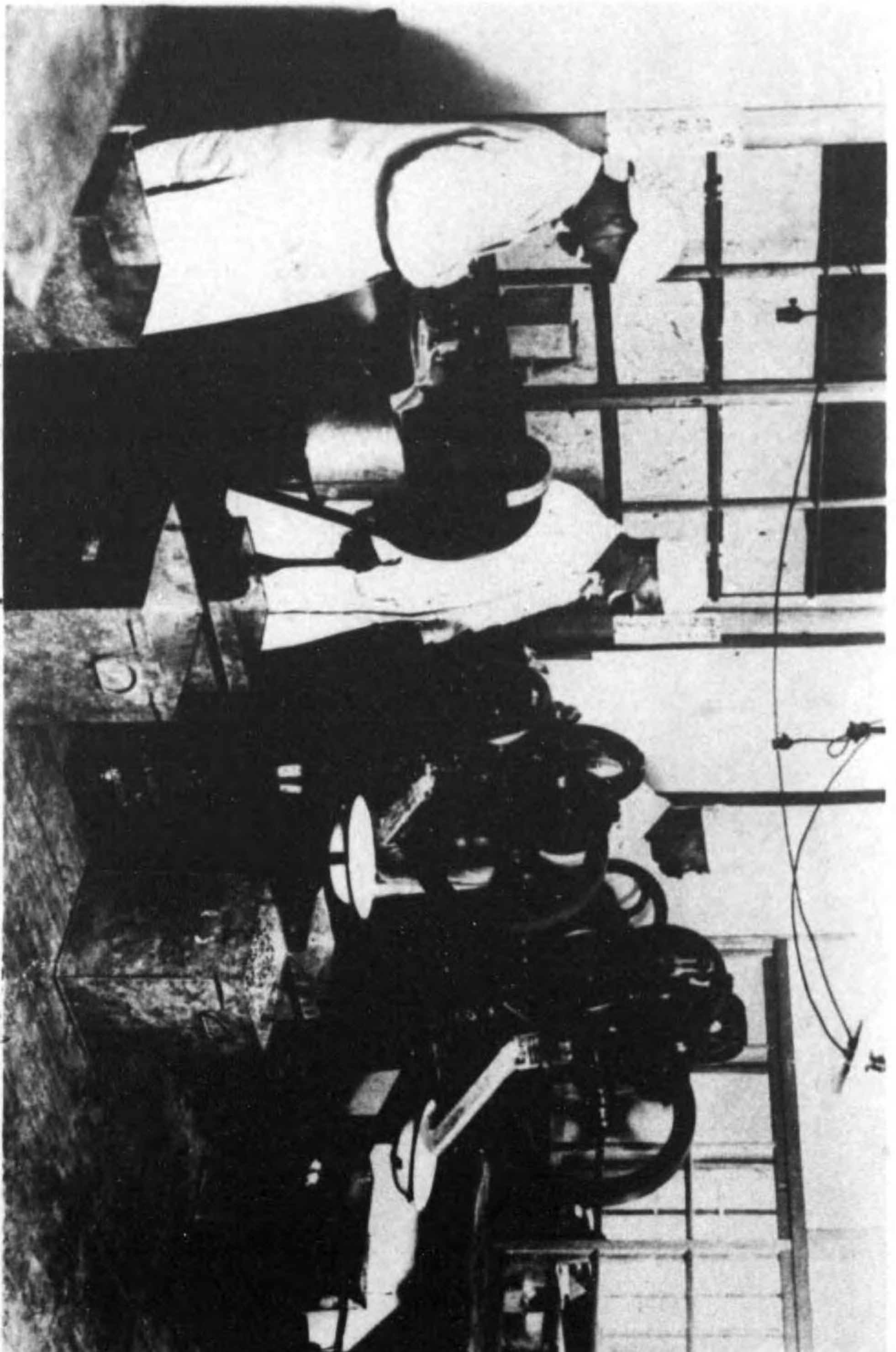
費を定め又は變更する事（八）歳入出豫算を以て定むるものを除く外新に義務の負擔を爲し及權利の拋棄を爲す事。

### 府郡島臨時恩賜金

併合の際特に下賜せられた臨時恩賜金三千萬圓の内一千七百三十九萬八千圓は之を府郡島に配與して永久に保存せしめ、其の利子の凡五分の三は授産に、其の五分の一・五は教育に、五分の〇・五は凶歉救済の資に充つる方針を以て之を道費に編入して事業を計畫し、若は適切な事業に對して補助を與へ、治く惠恤撫養の本義に副はしめるこころなしたるものであるが、大正九年一月よりは更に事業の範圍を擴張し、從來授産費に充てた資金の一部を割いて新に社會救済に關する事業を行ふこころにした。



（道南羅全）舍病症重及館本療治園生更島鹿小



(會協業事會社鮮朝) 況狀の造製品薬箱急救施設療救賜恩

## 四 社會事業

### 罹 災 救 助

水害・風害・旱害・雹害・冷害及火災等の非常災害の場合には道費凶歉救濟費及恩賜罹災救助基金の利子を以て救濟しつつあるが、右凶歉救濟費は併合の際各府郡島に下賜せられたる臨時恩賜金一千七百三十九萬八千圓の利子の十分の一を以て之に充當するものであつて、昭和十一年度豫算額は九萬五千四百三十五圓である。又恩賜罹災救助基金は大正元年 明治天皇御大喪に際し 下賜せられたる二十萬圓及大正三年 昭憲皇太后御大喪に際し下賜せられたる十一萬五千圓に國費十萬圓を加へ、四十一萬五千圓を以て大正三年設定せられたるもので昭和十年度豫算額は二萬五千五百九十圓である。尙災害の特に激甚なる場合には多額の國費及道費を支出して救濟の徹底を期して居るが又 畏き邊よりも御救恤の資として多額の御内帑金下賜の有り難き恩命に浴しつつあつて、併合以來昭和十一年九月迄三十七回總額四十二萬五千七百圓の御下賜金を拜受して居る。因に本基金の現在額は四十一萬五千圓である。

### 賑 恤 救 護

老幼・不具・癱疾又は重病の爲生業を営むことが出來ず、且他に頼るべき親戚故舊の無い者に對しては恩賜賑恤資金から生ずる利子を以て大正四年度以來救恤をして居る。此の恩賜賑恤資金は大正四年十一月 大正天皇御大禮に際し、賑恤の資として下賜せられたる二十萬圓を以て大正五年一月設定せられたるものである。尙昭和二年二月 大正天皇御大喪に際し慈惠救濟の資として下賜せられたる三十四萬六千二百圓及昭和三年十一月 今上天皇陛下御大禮に際し賑恤の資として下賜せられたる三十四萬六千二百圓も本資金に編入して事業の擴張を圖り以て救助の徹底を期しつつある。本資金は毎年度利子の一部を繰入れ増殖を計つた結果、現在では百二十三萬五千圓の多きに達して居る。因に昭和十一年度豫算は十萬九千七百九十二圓で昭和十年度末現在の被救護者は一千六百七十四名である。

行旅病人及同死亡人の取扱は併合の際下賜せられたる臨時恩賜金三萬圓の分配殘額及其預金中の利子合計二十六萬三千六百五十一圓餘を以て、大正六年設定せられたる行旅病人救護資金の利子及道費救恤費(道費救恤費の昭和十年度豫算算額五萬七千八百六十八圓)を以て救護して居るのである。

由來朝鮮に於ける行旅病人及死亡人は部落民又は篤志家を選定して前記資金より生ずる収入を事業經營の設備費及維持費の一部に補助して普及發達を圖りつつある。昭和十一年九月現在の行旅病人救護所は二十六箇所である。

事業開始以來昭和十年度迄に補助した金額は設備費に對し三萬六千五百五十圓、維持費に對し十八萬三千五百十七圓餘である。因に現在資金總額は三十二萬一千四百八十七圓餘に達してゐる。

### 福利施設

一、公益住宅 大正八、九年の頃財界の好況に伴ひ市街に於ては著しく住宅の拂底を來したので、其の緩和を圖る爲主要な府邑に小住宅の設營を勸奨した結果、漸次各地に其の普及を見るに至り現在では京城・木浦・大邱・釜山・新義州・清津・海州の七府邑に約五百戸を設置せられてゐる。

二、公益市場 食料品其の他日用品を廉價に供給する目的を以て設置せられ現在では京城・仁川・木浦・大邱・釜山・馬山・平壤・元山・清津・咸興の十一府及興南・羅南の二邑に三十箇所の市場を有し其の店舗数は三千五百餘、一箇年の賣上高は七百二十二萬餘圓に達してゐる。

三、共同宿泊所 無宿の勞働者に對して低廉にして衛生的な宿泊所を供給し生活の安易と産業能率の増進を圖る爲京城・仁川・釜山・平壤・木浦の各府に於て府營の共同宿泊所を設營し、京城府に於ては和光教團にも之を附設してゐる。

四、簡易食堂 勞働者其の他に對して簡易にして保健的な食事を低廉に供給する目的を以て釜山府に於て之を經營してゐる。

五、公益理髮場・公益浴場・公益洗濯場 安易に之を利用せしめんとするもので各都市に漸次普及せられつつある。

六、公益質屋 質制度は動産擔保の庶民金融機關として廣く利用せらるゝ所で朝鮮に於ても典當舗と稱

せられて古くから普及せられてゐるのであるが、民間質屋は營利を目的とするものであるから利用者側の不利益は尠くないのである。依つて都會地に於ける下層民の經濟的保護施設として公益質屋を設置することとし、昭和四年度以來京城（二箇所）仁川・群山・木浦・大邱（二箇所）釜山（二箇所）平壤（二箇所）新義州・元山・咸興・興南・清津・鎮南浦の十三府邑に十七箇所を設置し、國費より補助金を交付して助成指導に努めてゐる。

七、**小額生業資金** 朝鮮農家の大部分を占むる小農は生業資金の融通を受くることに極めて困難を感じ已むなく貸金業者、地主等から高歩の小口資金を借入れ一時の急を凌ぎつゝある實情で其の蒙る不利益は多く小農金融機關の必要を認められ、昭和三年度から邑面をして小額生業資金貸付事業を実施せしめたのである。本事業は小農者に對して低利且容易に小口の資金を融通し其の生業を奨め、之を保護指導する便宜上部落單位に三十名内外の小農を一團として勤農共濟組合を組織せしめ、組合員の指導者として一組合一名宛の勤農輔導委員を置き自らの勤勞に依つて其の生活を安定せしめんとするもので、昭和十年度迄に實施したる資金總額は三百四十八萬餘圓に及び勤農共濟組合数は五千五百三十六、組合員数は十五萬八千七百餘に達してゐる。

### 勞働者保護

朝鮮でも近時工礦業の著しき勃興を見つゝあるが勞働者は概ね農民から轉業したものであるから、極めて淳朴で從來其の數も少く大正六年迄は勞働爭議の如き殆んご見るに足るものは無かつたのであるが、當時歐洲大戰の影響を受けて事業界は空前の好況を呈し、勞働者は物價騰貴を理由として賃銀値上の要求を爲す者増加し、又同十年頃より財界の不況に向ひては賃銀値下に對する反對運動の爭議を見るに至つたのであるが、其の多くは不成功に了り、爭議數も漸減して來たのである。其の後大正十二年頃に至つては社會主義者の煽動等に依る階級的色彩を帯びた爭議が頻發したのであるが、官憲に於て主義者の殲滅に努めたるに、滿洲事變以來其の轉向を見たるに依り近時爭議は殆んご其の跡を絶つに至つたのである。

輓近西北鮮地方に於ては鐵道・河川・道路・港灣等大規模なる土木工事の勃興に依り日傭勞働者の需要は激増の趨勢に在るが、由來同地方は人口稀薄で爲に勞働者の不足を告げ、滿支人勞働者の使役を餘儀なくせられつゝあり、一方南鮮地方は人口稠密にして窮民多く内地渡航者は逐年多きに上り、勞働者の需給調節上面白からざる現象を呈せるを以て、本府は之が對策の一端として昭和二年以降就職の爲旅行する勞働者の汽車汽船運賃割引を實施し、之に依り其の移動を容易ならしめ、又常時釜山に職員を駐在せしめ、漫然内地渡航勞働者を朝鮮内に於ける勞務需要先に紹介就職せしむる外、昭和九年三月以來大量的に南鮮過剩勞働者を西北鮮地方勞働需要先へ移動紹介し、以て之が需給調節に資しつゝある。

朝鮮内職業紹介機關の充實を圖る爲、昭和三年度から公益職業紹介所に對し建設費五割以内經常費二割以内の國庫補助を爲し、事業を助成指導しつゝあるが、現在朝鮮に於ける公益職業紹介所は、府營のも

の九箇所(京城・仁川・群山・釜山・平壤(二箇所)新義州・大邱・咸興)、邑營のもの一箇所(宣川)、私設のもの三箇所である。

### 兒 童 保 護

一、總督府濟生院 孤兒の教養及盲啞者の教育を爲し前者は養育部で後者は盲啞部で行つてゐる。其の概要は左の如くである。

イ 養育部 京畿道楊州郡普海面孔德里に在る、部内に收容教養する兒童は滿八歳以上のもので乳幼児は總て里預けとして養育してゐる。而して其の兒童の身心の事情を委託家庭の状況を考慮して滿十二歳まで預け置き普通教育を修了せしめ個性に適應する職業を授くることを原則としてゐる。部内收容兒に對しては部内に施設してある四學年制度の普通科に入れ修了した者は更に實習科に入れて附屬農場で農業を實習せしめ將來忠良な自活の農民を養成することを期してゐる。然し特殊の事情ある者は徒弟其他の職業を修得さすことをしてゐる。昭和十一年九月末現在收容兒童は總數三百十三名である。

ロ 盲啞部 京城府新橋町に在る、其の教育は普通の教育を施すの外實用方面に重きを置き盲生には鍼灸及按摩を啞生には洋服裁縫及鍼力細工を教へてゐる。昭和十一年九月末現在生徒は百五名である。

二、感化院 感化院は不良性を帶ぶる年少者を收容して感化教育を施す機關であつて大正十三年十月一日開設したもので之を永興學校と云ひ、咸鏡南道文川郡明孝面松田灣所在の元防備隊跡を借用して充當して居る。昭和十一年四月一日現在收容者百二十八名である。

學科は普通學校程度の學科を課する外農業・漁業・大工及裁縫の實科教授を施して將來自活の途を與ふる様努めてゐる。

### 救 療 機 關

總督府の施設としては全羅南道小鹿島に癩療養所(小鹿島更生園)があり、道の施設としては各道廳所在地(京畿道・慶尙南道を除く)及仁川・水原・開城・公州・群山・南原・順天・濟州・安東・金泉・晋州・馬山・沙里院・鎮南浦・義州・楚山・江界・江陵・鐵原・元山・惠山鎮・城津・會寧・龍井・局子街の各地に道立醫院があり、尙前記水原道立醫院は出張所を利用し、安城に設けて醫院同様救療をなして居る。國境對岸地方に於ては東間島に在住する朝鮮人の救療を目的とする在間島龍井醫院・局子街醫院を設置して居る。外頭道溝及百草溝等には信用ある開業醫に救療を囑託して居り、又僻陬地在住の朝鮮人及鴨綠江對岸地方の朝鮮人に對しては道立醫院に於て巡回診療を爲して居り、琿春地方に於ても同地の信用ある開業醫に救療を委託して救療の徹底を期して居るのである。

イ、診療の成績 併合以來昭和十年十二月末日迄各醫院に於て取扱つた總患者數は三千八十四萬一千五



百三十八人にして延人員は實に五千九百三十九萬七千二百四十九人の多きに達してゐる。

ロ、巡回診療 道立醫院に於て實施しつゝある巡回診療開始以來昭和十年度迄の診療總患者數百十四萬六千三百七十九人にして延人員は四百九十六萬九千二百七十一人を算して居る。

尙京城帝國大學醫學部附屬醫院・京城醫學專門學校附屬醫院・大邱・平壤及咸興道立醫院に於ては内鮮人助産婦・看護婦を養成して居るが卒業者の多數は官公立醫院等に就職して何れも相當の信頼を受けつゝある。

入學者の資格は小學校卒業程度とし教育期間は二箇年で教育期間中は毎月十八圓程度の手當を支給して居る。

ハ、恩賜記念救療施設 昭和七年八月不況に苦しむ朝鮮民衆救療の資として爾後三箇年間毎年七萬五千圓御内帑金を御下賜あらせらるゝ旨の御沙汰を拜したので、昭和七年度に於ては右御下賜金に國費八萬一千二百四十七圓を加へ計十五萬六千二百四十七圓を以て救療計畫を樹立して同年十月から窮民の救療を實施したが、各道及府邑面に於ても本府の計畫に順應して夫々地方の實情に應じて適切なる救療を實施して居る。

本救療施設は朝鮮全道を對象として醫療機關の設備がない地方二千百十二面に對しては各面二箇宛四千二百二十四の救療箱を配置し、次年度以降は内容藥品の更新補充を爲すこととし醫療機關の設備ある地方に對しては診療券を配付して官公立病院及開業醫に付診療を受けさせ、尙右救療箱及診療券に

て治療するこゝの出来ない重症患者に對しては特に入院料を交付して徹底的に治療せしめて居る。

而して本施設の經費は昭和七年度から同九年度迄は毎年度十五萬六千二百四十七圓であつたが十年度からは金額を國庫より支出することになり十一萬圓を以て實施して居る事業開始以來救療延人員は八百三十一萬餘人の多きに達して居り、此の恩澤に浴した窮民は勿論のこと一般民衆に於ても齊しく聖恩の鴻大なるに感激しつゝあるのである。

## 社會教化

### 一、地方改良

イ 優良部落助成 各道に於ける部落又は地方改良團體中、地方教化・農村振興に貢獻し、其の成績が優良であつて他の模範となるものを調査し、其の發達を促す爲助成金を交付してゐるが昭和二年度より同十年度までに三百二十八團體を助成した。

ロ 勤儉貯蓄の奨励 農閑期を利用し、筵・繩・吠・草鞋の製作及布織・養蠶・養鶏に従事させ、又冠婚葬祭の費用其他の冗費を節約して之を貯蓄せしめたが効果は見るべきものがある。

ハ 篤志者の表彰 大正三年以降面長・府面吏員・學校組合吏員又は水利組合吏員中成績優良で他の模範となる者及産業・土木・教育・救濟其他の公共事業に功勞があつて地方の儀表たるに足る篤行者に就いて、本府に於て之を表彰するに共に各道知事をして表彰せしめ、以て地方民心の作興に資

二、**郷校財産** 郷校財産は地方に於ける文廟の祭祀及經學を講明する爲に主として地方儒林よりの鳩財及政府より特に下付せられたるもの等より成つてをり、公共的性質を有してゐる殆ど不動産である。現行の郷校財産管理規程は専ら文廟の維持に社會教化事業の施設に使用し、府尹・郡守・島司をして管理せしむることになつてゐるが其の使途に關しては儒林中より選出せる掌議の意見を聽いて定めしむることとし、儒林をして進んで儒道の本義を闡明して社會教化に努力するの氣分を養ひ、以て民風作興に資せんことを期してゐる。

三、**社會教化**

イ **心田開發運動** 民衆教化の基調を物心兩方面に置き農山漁村に於ける經濟更生運動に多大の努力を拂ひつゝある一方精神方面の指導にも意を用ひ、次々の施設を講じ來れるが更に宗教を振起して民衆に信仰心を培養せしむることとし之が具體策樹立のため從來宗教家・教育家・教化事業關係者を招致して屢々の意見の交換を行ひ一方宗教家の巡回講演並にラヂオ放送等を行ひたるが、昭和十一年一月三十日附を以て此の心田開發施設に關する政務總監通牒を發し、その根本精神を示し、次で三月、之が徹底を圖るべく、パンフレット「心田の開發」刊行數萬部を廣く領布せり。

ロ **青少年の指導** 朝鮮に於ける青年團體は現在約二千三百、團員數約七萬七千人であつて、内地人團體約百五十、團員數約四千五百人、朝鮮人團體約二千百、團員數約六萬九千人、内鮮人合同團體

約七十、團員數約二千七百人である。内地人側青年團體は其の形式、事業、目的等内地の青年團に擇ぶ所なしに雖、朝鮮人側のものに在つては從來民族主義又は社會主義の思想に感染し、徒に蠢動して社會各方面に害毒を流し、遂に警察官憲の忌諱に觸るゝもの多く、斯くては青年團體本來の使命に副はないのみならず、社會政策上より見るも將又一般民衆の思想善導上より見るも適當ならざるを以て寧ろ之が積極的指導を圖り、内容堅實なるものを一層善導誘掖して社會奉仕、地方開發等の方面に活動せしめんことを期し、其の具體的方策を樹立し、之が實行を勸奨するに共に優良團體に對しては昭和七年度より助成金交付の途を開いた。昭和十年度迄に助成金を交付したものは三百十七團體である。

次に少年に對しては少年團健兒教育法によつて社會訓練並に内鮮融和の素地を培養することとし之が教育指導者の養成を圖るため昭和七年度より毎夏大日本少年團聯盟幹部を講師とする少年團指導者實修所を開設し來れるが昭和十年度に於ても八月右指導者實修所を金剛山に開設して實修を行ひ六四名の修了者を出し（主として學校關係者）少年指導に資する所あり、すでに昭和七年來此の實修を修了せる者三百名に及べり、本府としては將來此の教育運動に對して可及的助長を圖る方針なり。

ハ **青年訓練所** 朝鮮に於て青年訓練所規程を發布したるは昭和四年十月なるが其の後漸次各地に訓練所設立せられ堅實なる發達を遂げつつあり現在公共訓練所六二、私立訓練所一〇、合計七二にし

て職員數四七一、生徒數二、五七二其の中朝鮮人生徒八四九なり、尙昭和十年度經費は公立は五〇、四五三圓、私立は九、一四四圓、計五九、五九八圓なり。

ニ 巡回講演 社會教化に關する講演の爲、斯道に關し學識經驗ある人士を囑託して各道を巡回せしめ、思想善導・民風改善・勤儉貯蓄の獎勵・民力涵養等に資してゐる。

ホ 郷約の復興助成 李朝の中葉李退溪・李栗谷等の碩學鴻儒の力に依つて廣く行はれた郷約なる社會制度は元來支那宋代の制度を移したるものであるが、民風改善・相互扶助等を目的とするものでよく一般の人心を支配し、效果少なからざるものがあつたのに鑑み、之を復興助成し、更に時代に即したる施設を加味し、之が普及を獎勵することとした。

ヘ 婦人の教養施設獎勵 青少年の教化、生活改善等は一家の主婦である婦人の力に俟つ所大なるに拘らず、一般に朝鮮婦人は教養の程度未だ十分ならざるものがあるので、其の教養施設の普及獎勵を講じ、一面婦人の社會的地位の向上を期するに同時に、彼等の自覺を喚起する事に努めてゐる。而して優良團體に對しては助成金交付の途を開き、之が助長發達を圖ることとした。昭和十年度迄に助成金を交付せるものは二百八十三團體である。

ト パンフレットの刊行 社會教化の一助として適切なるパンフレットを隨時刊行して、各種團體及一般に頒布してゐる。昭和十年度に於ける主なるパンフレットの刊行は「心田の開発」三萬部に於て心田開發運動徹底を期し廣く配布せり。

チ 體育運動の獎勵 體育運動に依つて青少年の心身を鍛鍊し、明朗快活なる情操を養ふこととし、又一方都會地の青少年團體は運動競技をも通じて思想善導の一助に供せんことを期し、其の施設に對し補助金を交付することとした。昭和十年度迄に助成金を交付したものは四十六團體である。

リ 活動寫眞 最も平易に而も多數人に朝鮮を理解せしむるには活動寫眞を利用するを捷徑とし、大正九年度より本府に活動寫眞班を設置して朝鮮に於ける諸般の施設、産業・教育・社會事業等の一斑を映畫に作製し、之を内地等に於て公開し、専ら朝鮮紹介に努め、一面内地の風光文物その他模範すべき事物を映畫に依つて朝鮮に紹介し、以て母國に對する親しみと信頼の念を喚起せしめ、尙機會ある毎に朝鮮統治の概況を廣く海外に紹介しつゝあるのであるが、映畫は教化方面に最も有

効の施設であるので益々此の方面に利用することに努めてゐる。

ヌ 儀禮準則の發布 朝鮮は古來より禮の國である、就中冠婚葬祭の四禮は人生の最も尊重すべき禮とされておる。尤も冠禮は近時廢れて來たが婚葬祭の三禮は依然として昔ながらの形式を傳へ其の執行には社會的に頗る煩瑣な約束があつて其の間諸種の弊累自ら簇生して來た。因つて本府に於ては古來の舊慣を査覈し社會の要求を考慮し、時勢に稽へ民度に照し形式を簡素にし精神に重きを置きて最も適切と認むる婚葬祭の三禮の規準を示す爲め、昭和九年十一月十日國民精神作興に關する詔書發給の日を以て儀禮準則を發布し同時に總督より諭告を發し又講師を地方に派遣して巡回講演を爲さしむる等之が趣旨の普及に努めたのであるが、一般民衆も亦久しく渴望してゐた處であるか

ら大いに歓迎實行しつゝあり。

ル 色服の奨励 從來朝鮮民衆は一般に白衣を好み四季を通じ之を着用するの風があり爲に汚損の度甚しく之が洗濯裁縫に多大の勞力と時間と經費とを浪費してゐる。斯くては民衆の經濟更生上將又主婦の教養上に影響する所大なるを以て昭和六年以來特に白衣を廢して染色衣を着用する様或はパンフレットを印刷配布し、或は工業試験場と連絡を保ち優色染粉には工業試験場の封緘を用ひせしめる等之が奨励を圖りたる結果近時著しく色服の普及を見るに至つた。

### 經 學 院

經學院は朝鮮總督監督の下に經學を講じ、風教徳化を扶くるのを以て其の目的を爲し、曩に下賜せられたる臨時恩賜金二十五萬圓を基金とし、其の利子を以て之が維持に充つるの外、毎年總督府より九千餘圓を補助することとした。本院には大提學・副提學・司成・直員等の職員を置いて院務を處理せしめ、又各道より碩學高德の耆宿を擧げて講士を爲し、毎年春秋二回文廟に於て釋奠を嚴修し、尙大正十一年度より東西兩廡及啓聖祠の祭典を復活した。本院の事業は月次講演會を開き、或は職員を地方に派遣して臨時講演會を催し、毎年經學院雜誌を發刊して汎く之を頒布し、各道に於ける講士は時々道内各地を巡講する等、常に施政の方針に順應し、彛倫の扶持、人心の啓發に努めてゐる。

### 明 倫 學 院

儒學に關する教授を爲し、併せて人格を陶冶するのを目的とし、昭和五年二月二十六日府令第一三號を以て經學院に明倫學院を併置し、之を地方郷校財産寄附金を以て維持することとし、同年五月開院した。本院は修業年限を三年とし、必要に応じて隨時講習會を開催し、一般に對して一層儒學の普及振興を期することとした。生徒定員を九十名とし、儒林子弟にして道知事の推薦せる者の中より銓衡する。教科目は儒學及儒學史・國語・東洋哲學・漢文學及公民科等とし、講師として京城帝國大學教授其の他疆内に於ける碩儒十餘名を囑託してゐる。

### 圖 書 館

圖書館は社會教育上最も重要な機關であるので、本府に於ては從來之が實現に努めて來たのであるが、大正十二年十一月總督府圖書館官制の公布あり、爾來銳意開館準備に着手したが速に公開民衆の教化に資せんが爲、先づ新書の分類整理を急ぎ、同十四年三月完成を告げ、四月より開館した。尙同十五年四月婦人閱覽室・特別閱覽室・調査室等を開設し、更に昭和六年巡回文庫、同七年大衆文庫を創始した。藏書數は四十二萬四千二百四十三冊にして（昭和十一年度）その閱覽者は昭和十年度には百二十八萬三千四百十九人の多きに達し、漸次増加の趨勢に在り、蓋し社會教育上齎す效果少くないと信ずる。

將來圖書の蒐集保存に努め可及的速かに古書部及洋書部の二部を公開して圖書館の完璧を期するに共に、極力内部の充實を圖り、一面名士、學者等を招聘して時々講習講演會を開催し、以て民衆の教化を期してゐる。全鮮公私立圖書館約四十餘あり。



京 城 業 職 生 徒 實 習 狀 況

## 五 教 育

從來朝鮮に於ける内地人ニ朝鮮人との教育は其の系統を異にしたが、時勢の進歩は此の差別を撤廢するの必要を認め、即ち普通教育に在りては國語を常用する者(主として内地人)ニ國語を常用せざる者(主として朝鮮人)の二種に分ち、特別の事情ある場合は相互に其の入學を認むるの途を開いた。而して實業教育・専門教育・大學教育及師範教育に在りては内鮮人の共學を原則とし、新に教育系統を立て之を統一するに至つた。

### 普 通 教 育

一、**國語を常用する者の教育** 朝鮮に於て國語を常用する者(主として内地人)の教育は明治十年釜山に於て小學程度の學校を設立せるを嚆矢とし、其の後各地の學校の増設を見、明治四十三年總督府設置當時に於ては其の數既に百二十に達した。而して其の前年統監府は小學校規則を發布し、同四十三年三月中學校官制及中學校規則を發布し、併合後、總督府は更に同四十五年三月に於て公立小學校・高等女學校・實業專修學校及簡易實業專修學校官制並諸學校規則を發布し、大正十一年二月に至り新に朝鮮教育令の公布を見るに共に國語を常用する者の普通教育は小學校令・中學校令及高等女學校令に依るを原則とし、内地に於ける教育に何等の差別なく、修業年限教科課程及編制等も亦略内地に同一にして互に

入學轉學の聯絡を保たしめ、又特別の事情ある場合には國語を常用せざる者(主として朝鮮人)の入學を認むることとした。(昭和十年五月末日現在)

學校	數	職員數	生徒數
官立小學校	二	一七	五八〇
公立小學校	四八九	二、三八五	八三、八一五
公立中學校	一二	三〇五	六、七一五
公立高等女學校	二七	四一三	一〇、〇一四
私立高等女學校	一	二一	五一

二、國語を常用せざる者の教育 古來朝鮮の教育は儒學を主とし科擧に登第するを以て唯一の目的とし京城に成均館及四學があつて一國の最高學府とし各府郡に鄉校、各所に書堂があつて教育の機關と爲されて居つた。然るに明治二十七年科擧の制を廢し、翌二十八年新に教育制度を定めて小學校及中學校に關する規定を設け、又師範學校及外國語學校を設置したが、此等は悉く日本の制度を模倣したものであつて、當時の民度に適合しなかつたのみならず、其の運用亦宜きを得なかつた爲め見るに足るやうな効果はなかつた。既にして同三十七年日韓協約の結果、學部に内地人參與官を置きて教育の刷新を講じ、統監府が開かるゝや其の指導の下に法令の改廢を行ひ、普通學校・高等學校・高等女學校を増設して内地人教員を配置し、新に教科書を編纂して教育上の新面目を開き、併合と同時に總督府に於ては各般に互りて制度の改革を行つたが、教育事業は國家百年の大計であるが故に、時勢の趨

向・民度の實際を考慮して慎重の研究を重ねるの必要上暫く從來の制度を存續し、同四十四年八月始めて朝鮮教育令を發布し、同年十月各學校官制及規則を發布し、爾來之に據りて朝鮮人教育を行つたが、時勢の進歩と向學心の旺盛とは再び其の改正を要するに至り、大正九年十一月一部の改正を行ひ、普通學校の修業年限は六箇年を以て原則とし、高等普通學校に二箇年以内の補習科を置くことを得しめ、更に教育調査會の決議に基き、同十一年二月朝鮮教育令を公布して學制全般に互りて大刷新を行ふと共に、新に朝鮮總督府諸學校官制、朝鮮公立學校官制並普通學校・高等普通學校・女子高等普通學校の各規程を制定し、又特別の事情ある場合に於ては朝鮮人にして小學校・中學校・高等女學校に入學し得るに同じく、内地人にして普通學校・高等普通學校・女子高等普通學校に入學するを得しめ、一視同仁の聖旨に依りて内地人の差別教育を撤廢するを本旨とするに至つた。然し乍ら内地人に朝鮮人は風俗習慣自ら其の趣を異にするものがあるからして、國語を常用せざる者(主として朝鮮人)の教育に於ては此等の事情に鑑みて教科目其の他に若干の特例を設け、大に教育機關の擴張を圖つた結果、併合當時に於ては公立普通學校の數僅に一百に過ぎなかつたが今や二千二百六十九校に上り、六十八萬三千七百三十四人の生徒を有するに至つた。而して此等の學校は從來併合の際下賜せられた臨時恩賜金利子を基礎として國庫及地方費の補助、基本財産收入、授業料等を以て其の維持に充當せられ、尙必要ある場合は設立區域内に於ける朝鮮人に經費の負擔を爲さしめたが、學校の増設及修業年限の延長に伴ふ負擔關係を整理するの必要を認め、學制の一部改正と共に朝鮮學校費令を制定して大

正九年十月より之を施行した。

尙昭和九年度より初等普通教育機關の普及を補足する目的を以て新に簡易學校の制度を設け之を公立普通學校に附設せしめて簡易卑近なる程度に於て修身・國語及朝鮮語・算術・職業等を授け居れるが、昭和十年五月末現在に於て學校數五百七十九、兒童三萬五千六百九十六人を收容して居る。

(昭和十年五月末現在)

學 校 數	職 員 數	生 徒 數
官 立 普 通 學 校	二	一七
公 立 普 通 學 校	二、二六九	一〇、八二九
公 立 高 等 普 通 學 校	一五	三七七
公 立 女 子 高 等 普 通 學 校	九	一一一
私 立 普 通 學 校	九二	六〇五
私 立 高 等 普 通 學 校	一一	二三六
私 立 女 子 高 等 普 通 學 校	一〇	一七五
		六六〇
		六八三、七三四
		八、一三三
		二、二八六
		三六、三六三
		六、三七二
		三、七六一

三、書堂 書堂は古來朝鮮に於ける少年子弟唯一の教育機關にして、一洞又は個人或は教師自らの設立に係り、極めて不完全な教育を施したが、其の數各道に亘つて頗る多く、遽に廢止することが不可能な事情があるので、弊害なき限り之を存置し來つた。然し乍ら近來普通學校の普及に伴ひ、往々普通學科を其の教科に加ふるものあるに至り、大正七年書堂規則を發布し、更に昭和四年之が改正を行

ひ、當事者をして書堂の名稱・位置・學童數・維持方法・教授事項及教科用圖書等に關する事項を具し、道知事の認可を受けしめ、以て其の監督及指導に努めつゝある。昭和十年五月末書堂數六千八百七教員數七千二百七十一人、生徒數十四萬七千九十二人である。

四、幼稚園 幼稚園は昭和十年五月末に於ける公私立併せて園數二百九十九、兒童數一萬六千七百八人である。

### 實業教育及専門教育

實業及専門教育は併合以前既に二三の商業學校並農業學校等があり、其の公立に屬するものは内地に於ける同程度の學校に準據して別に法令の規定はなかつたが、明治四十四年十月始めて朝鮮人教育に關する實業學校規則及朝鮮公立實業學校官制を公布し、次で四十五年三月内地人教育の爲、朝鮮公立實業學校官制並朝鮮公立實業專修學校及朝鮮公立簡易實業專修學校規則の發布を見、大正十一年二月新教育令の公布と共に實業教育・専門教育は内鮮人の共學を原則とし、實業學校は實業學校令及文部省令の當該規程に準據し、専門教育は専門學校令に依ることとした。

近來普通教育の普及に伴つて實業及専門の教育亦勃興し、其の教育機關たる諸學校は大正十一年四月新教育令の實施以來入學資格・修業年限・學科程度等全く内地に於ける専門學校と異なる所はない。

(昭和十年五月末現在)



種別	學校數	職員數	生徒數
官立專門學校	五	二三〇	一、二一三
公立專門學校	二	六五	五六七
私立專門學校	八	二九五	二、七二一
官立實業學校	一	三八	二一八
公立農業(農林・農工)學校	三〇	三四六	六、四一四
公立商業(商工)學校	一六	二九四	五、八九五
私立商業學校	七	一二三	三、〇一〇
公立水産學校	三	四二	二一六
公立職業學校	四	四四	六三六
私立職業學校	二	三〇	六八三
官立實業補習學校	一	四	三一
公立實業補習學校	九三	三八〇	三、八九八
私立實業補習學校	三	九	二三四

六八

### 大學教育及其の豫備教育

大正十一年二月勅令第十九號を以て朝鮮教育令に始めて朝鮮に於ける大學教育に關する要綱を定められ大學教育及其の豫備教育は内地の大學令に依り同令中文部大臣の職務は朝鮮總督之を行ふこととなり、京城に綜合制の官立大學を設置し、差當り法文學部及醫學部を置き同十五年度より開設し、其の豫備教

育としては修業年限二年の豫科を附置し、同十三年度より開設したが、昭和九年度よりは内地高等學校同様其の修業年限を三年とした。大學の組織内容は共に内地に於ける帝國大學と殆んど同様であつて、内鮮人共學であるが、各學部に於ては其の設立の使命に鑑み、法文學部に於ては朝鮮の法律・制度・經濟及言語・文學・思想・信仰・風俗習慣・美術・歴史等に關する研究をも爲し其の他社會百般の事象に關し特に其の推移變遷に留意して之が研究に努め、又醫學部に於ては朝鮮特殊の疾病・藥物等の研究を爲し、大に其の特色を發揮せんとしてゐる。

昭和十年五月末大學職員五百二十三人、學生六百二十一人、豫科職員三十九人、生徒三百九人である。

### 師範教育

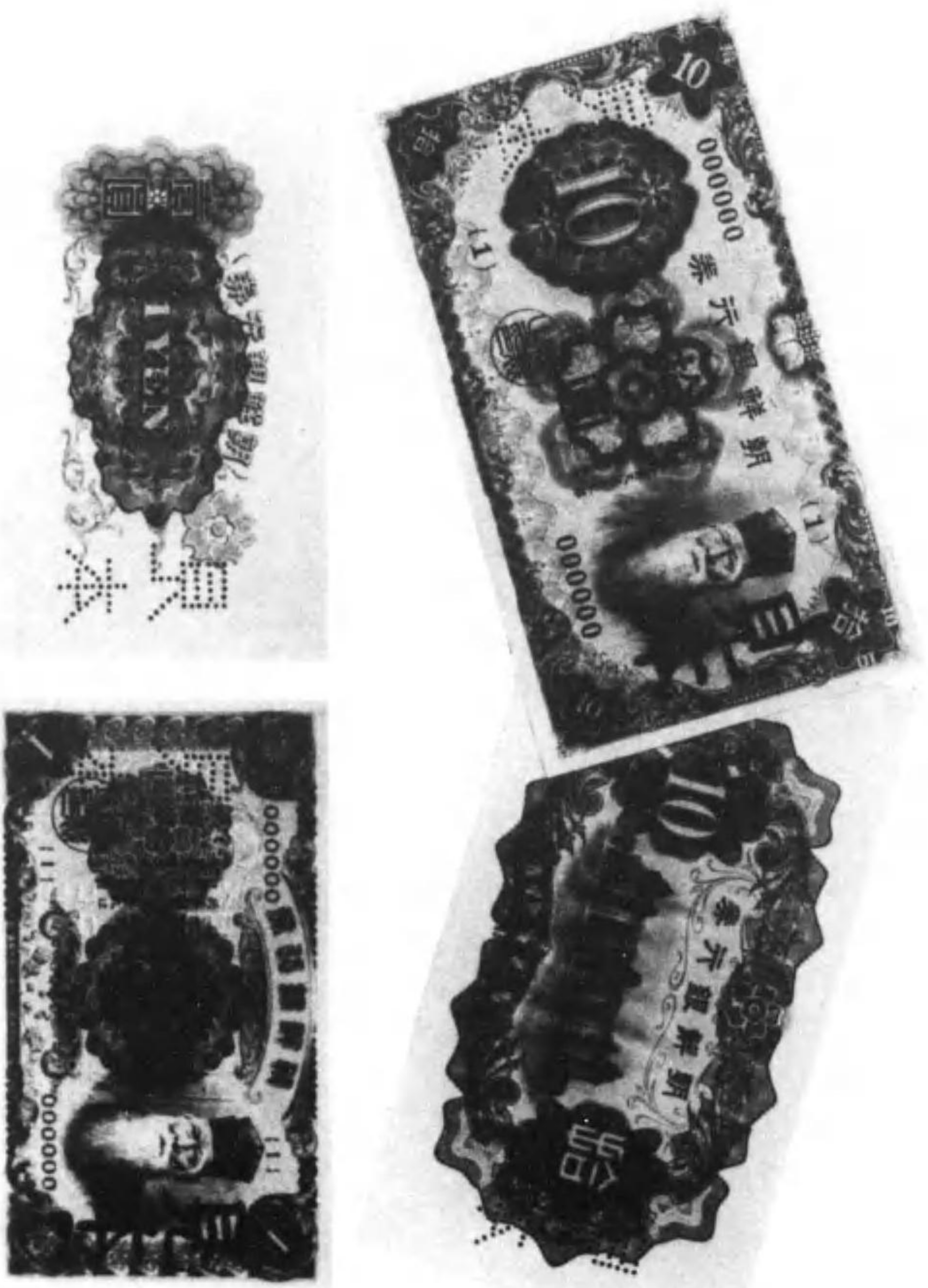
師範教育は内鮮人共學を本體とする。而して本教育は從來の朝鮮の現狀に鑑みて内地に比し少しく入學資格を低下し、修業年限を延長する等特種の施設を爲し、又他の教育機關に於ては公共團體及私人の設立經營を認むるも、師範學校は官立の外道費の經營に限りて之が設立を認むるの規定である。昭和四年四月其の制度改善の爲朝鮮教育令の改正と共に師範學校は當分官立とするの方針を定め、同四年六月大邱及平壤に官立師範學校を設置し、各道地方費師範學校は何れも同六年三月限廢止した。尙昭和十年四月新に京城女子師範學校の設立を見昭和十年五月末では即ち官立師範學校四、職員百四十人、生徒二千四百三十四人を算する。

在内地朝鮮學生

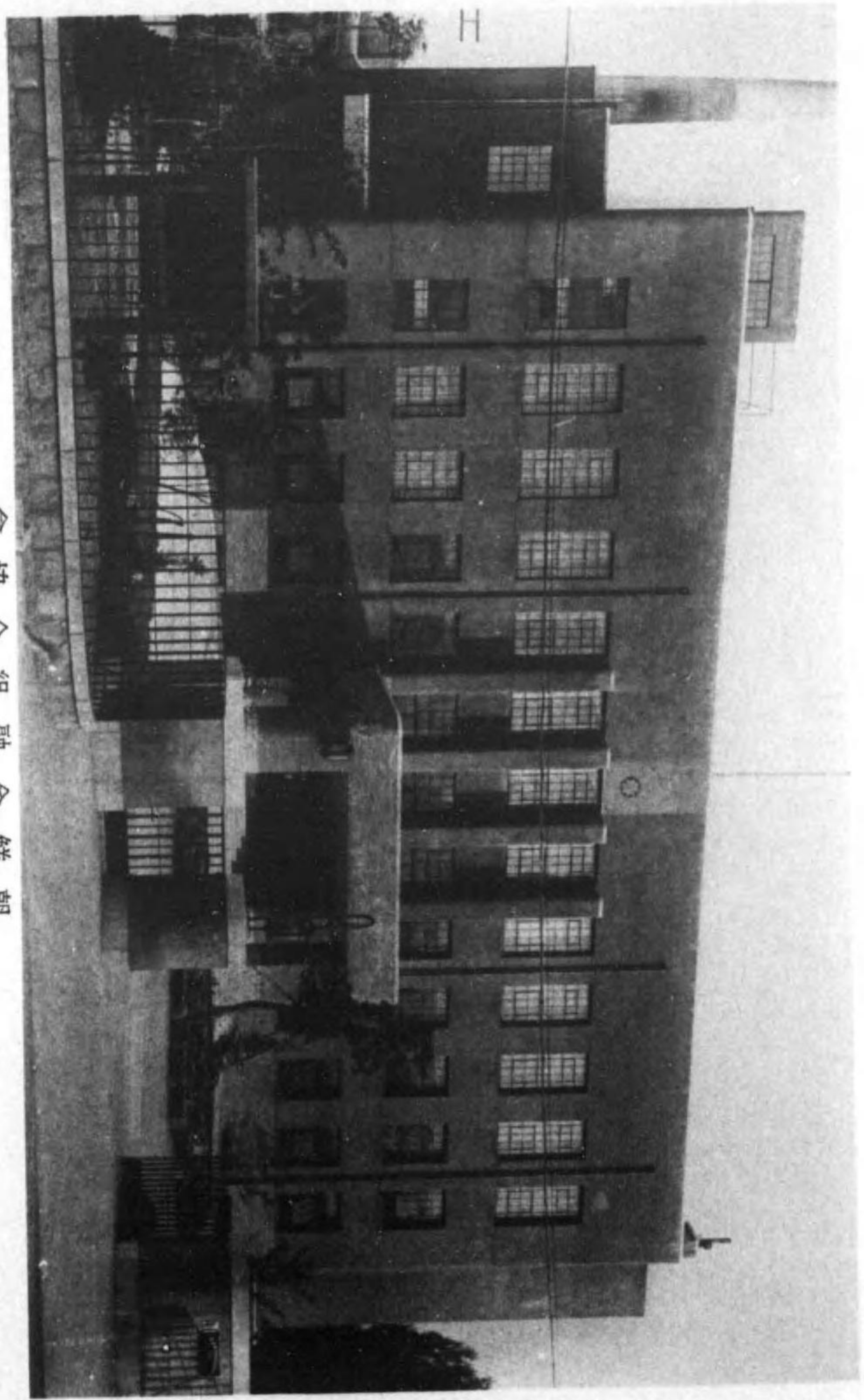
内地に於て勉學する朝鮮學生は四千九百五十四名（昭和十年十月一日現在）であつて、之を地方別にすれば、東京在學者三千五百四十二名、地方在學者一千四百十二名で之等學生中最も多數を占むるのは上級學校入學の爲準備教育を受くる者及私立大學専門部及其の他に於て法政經濟等を修むる者である。在内地朝鮮學生の保護監督に關しては從來東京に朝鮮留學生監督部を置いて之に當らしめたが、大正九年十一月に従前の留學生規程は之を廢止し、且留學生なる名稱を改めて在内地朝鮮學生と稱し、同年度よりは事業を舉げて東洋協會に委託し、之に必要な經費を補助することにした。而して同會に朝鮮學生督學部を設けて之に當らしめたが、更に其の後右朝鮮學生保護監督の事業は之を朝鮮教育會の事業に移し、督學部の名稱は之を獎學部と改めたのである。在内地朝鮮學生の卒業後に於ける歸還者の就職に關しては可及的便宜を與へるやう努力してゐる。

朝鮮美術展覽會

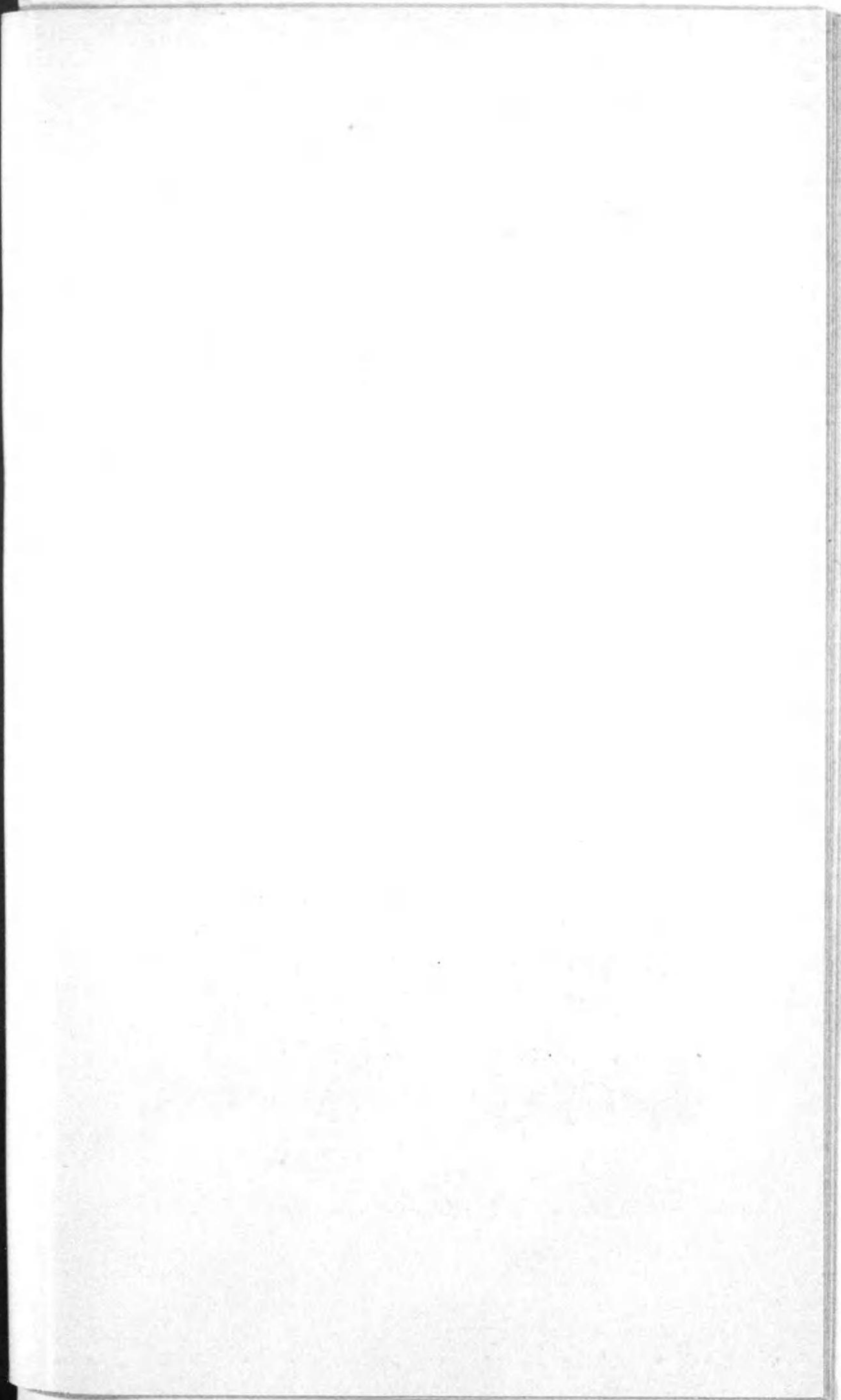
朝鮮美術展覽會は大正十一年六月之が第一回を京城に於て開催したが、爾來年々共に隆盛に向ひ、第十五回展覽會は昭和十一年五月京城に於て開催し出品總數一千五百三十三點に達し、中入選東洋畫六十四點、西洋畫百五十一點、工藝品六十點、彫塑十九點を出し、會期中觀覽者總數二萬三千二百二十五人に及んだ。想ふに回を重ねるに従ひ、朝鮮美術の發展を促進し、社會文化の發達に裨補する所が少くない。



朝鮮銀行券



朝鮮金融組合協會



## 六 財政及經濟

### 財 政

歲計 韓國政府時代の財政は紊亂の極に達し、明治三十七年十月財政顧問を設置し、銳意刷新を圖つたけれども、積弊の致す所容易に掃清することが出來ず、後統監府が設置され、同四十年に於て日韓協約の結果、行政各部の擴張・各種事業の發展に伴つて、歳出が著しく増加の傾向を來たして、到底其の支出を辨じ難くなつたので、帝國政府は同年度以降同四十五年度に至るまで六箇年度内に總計一千九百六十八萬二千六百二十三圓を無利子無期限を以て貸付した。けれども併合當時に於ては經常歳入を以て到底豫期の施設を爲すことが出來なかつたので、同四十四年以降中央政府の一般會計が一千二百三十五萬圓の補充を仰いで應急の策を講じ、爾後經費を節約して、大正二年度には該補充金中より二百三十五萬圓を減じ、更に同三年度以降五箇年を期して、朝鮮特別會計の獨立計畫を實行する爲、一方に於ては諸般制度の整理を行ひ、行政費を節約し、他方産業獎勵の必要上確實なる財源を求むる爲諸税の増徴並に新設を行ひ、同八年度に於ては全く中央政府の補充を仰がぬことにしたけれども、警察制度の改革その他諸般行政の刷新に伴つて、再び補充金を要する様になり、同九年度に二千萬圓、同十年度に千五百萬圓、同十一年度に千五百六十萬圓、同十二年度に千五百萬圓、同十三年度には豫算踏襲の爲前年度と同額、

同十四年度及昭和元年度に於ては災害費の財源を含めて、前者に於ては千六百五十五萬四千五百二十九圓、後者に於ては千九百四十四萬五千四百七十一圓、昭和二年度同三年度同四年度同五年度及昭和六年度に於ては各一千五百萬圓、昭和七年度及昭和八年度に於ては一千二百五十萬圓、昭和九年度に於ては一千二百八十二萬五千六百十圓、昭和十年度に於ては一千二百八十二萬五千八百二十二圓、昭和十一年度に於ては一千二百九十一萬八千七百七圓の補充を受くるに至つた。

朝鮮總督府特別會計歳入歳出

年 度	歳 入			歳 出		
	經 常	臨 時	合 計	經 常	臨 時	合 計
昭和二年度	一五、七三、八七五	四、一六、三三六	二〇、九〇、二一一	一五、〇八、九一九	六、〇〇、三〇三	二一、〇九、二〇二
三年度	一七、八四、〇三九	四、〇三、九五〇	二一、八七、〇八九	一六、一八、七三一	六、〇八、七九九	二二、二七、五三〇
四年度	一五、九七、〇〇三	五、〇八、七四〇	二一、〇六、七四三	一七、五八、六四四	七、〇、二九四、一九九	二四、五八、八四三
五年度	二〇、〇五七、五四〇	七、七六三、三四三	二七、八二〇、〇八三	一八、六、六七、八二七	五、三、〇五六、九五五	三三、〇、七三、七八二
六年度	二六、三、三五七	三、六〇二、〇〇〇	二九、九三、三五六	一八、六、六八、四八三	五、三、二九五、一四四	三三、九、九三、六二七
七年度	一七、五五、六九八	四、〇、五三、六三九	二一、五六、二三八	一六、四、二八、八〇六	五、五、八五五、八二二	二一、〇、一四、六三七
八年度	一八、四、四、五五九	四、七、四、五、七七一	二三、一、九、〇、二七六	一七、〇、九、七、三九六	六、一、九、九、六五三	二三、〇、一、九、〇四九
九年度	三三、五八、三三八	五、六、六、二、四	三九、二、四、五、三	一九、三、五、三、三九	七、九、二、七、九、三三	二七、二、六、三、三三
十年度	二四、四、三、四三七	四、八、〇、三、九七七	二九、二、四、七、四一四	二〇、九、一、〇、七〇	七、九、二、七、六、三四四	二九、〇、一、三、七、四一四
十一年度	二六、九、八、八、四二一	四、七、八、七、〇、九	三一、七、六、五、九三〇	二四、〇、五、六、四〇〇	八、三、八、一、九、三〇〇	三二、八、七、五、九六〇

國債 明治四十四年以降道路修築・海關工事並に鐵道建設及改良等、朝鮮の開発に必要な繼續事業費は朝鮮の一般歳入を以て支辨する餘裕がなかつたので、此等財源は總て公債若は借入金に依ることとし、明治四十四年三月朝鮮事業公債法が公布されたのである。而して之が整理に關しては前記公債法と同時に朝鮮事業公債金特別會計法が公布され、之に據つて國債を整理して來たのであるが、大正八年三月事業公債金特別會計法が公布され、朝鮮事業公債金特別會計法は廢止された。而して總督府特別會計の負擔に屬する公債の發行及借入金の限度額は前記公債法に依つて當初五千六百萬圓に限定されたのであるが、其後事業の進捗、計畫の變更に伴ひ經費の増加を要するものがあり、限度額を十回に互つて擴張し、六億六千二百萬圓に増大したのである。國債の償還は大正十一年度以降行はれなかつたのであるが、昭和五年度以降政府の豫算編成方針に基き總督府特別會計に於ても國債償還資金を國債整理基金特別會計に繰入れ、所屬國債の償還に充つる様になつたのである。

租税 租税は内國税・關税・噸税・出港税に分けて述べる。  
内 國 税

イ、所得税 本税は朝鮮所得稅令に依り朝鮮に住所を有し又は一年以上居所を有する者の所得に付及住所又は一年以上居所を有しない者に付ては(一)朝鮮に資産又は營業を有するとき(二)朝鮮に於て公債社債・朝鮮金融債券若は銀行預金(東洋拓殖株式會社の預金を含む)の利子又は貸付信託利益の支拂を受けるとき(三)朝鮮に本店を有する法人から利益若は利息の配當又は利益の處分である賞與若は賞與の性質を

有する給與を受けるべきの各號の所得に付本税を賦課するものであつて、第一種所得税第二種所得税及第三種所得税に分れ、第一種所得税は(一)朝鮮に本店又は主なる事務所を有する法人(二)所得税法施行地、臺灣・關東州又は樺太以外に本店又は主なる事務所を有する法人であつて朝鮮内に資産又は營業を有するときは其の資産又は營業より生ずる所得に付左の税率に依つて其の法人に之を賦課する。

其の昭和十一年度に於ける収入豫算額は百六十五萬七千七百三十一圓である。

甲、普通所得

朝鮮に本店を有する法人 百分の五  
朝鮮に本店を有しない法人 百分の八

乙、超過所得

超過所得金額を左の各級に區分し、遞次に各税率を適用する。

普通所得金額中、資本金額に對し年百分の十の割合を以て算出した金額を超える金額百分の四

同百分の二十の割合を以て算出した金額を超える金額 百分の十

同百分の三十の割合を以て算出した金額を超える金額 百分の二十

丙、清算所得

清算所得金額を左の如く區分し各税率を適用する

積立金又は本令に依り所得税を課せられない所得から成る金額 百分の三

其の他の金額 百分の八

第二種所得税は(甲)朝鮮に於て支拂を受ける公債・社債・朝鮮金融債券若は銀行預金(東洋拓殖株式會社の預金を含む)の利子又は貸付信託の利益(乙)税令第一條の規定に該當しない者の朝鮮の本店を有する法人から受ける利益若は利息の配當又は利益の處分である賞與若は賞與の性質を有する給與に付左の税率に依り之を賦課する、其の昭和十一年度に於ける収入豫算額は九十四萬八千五百六十九圓である。

甲、公債の利子 百分の二

其の他 百分の三

乙、 百分の五

第三種所得税は第二種に屬しない個人の所得に付左に掲げる税率に依つて之を賦課する、昭和十一年度に於ける収入豫算額は六百四十一萬七千六百六十三圓である。

所得金額	税率	所得金額	税率
八百圓以下の金額	百分の〇・三	二千圓を超える金額	百分の二・〇
八百圓を超える金額	百分の〇・四	三千圓を超える金額	百分の二・五
千圓を超える金額	百分の〇・六	五千圓を超える金額	百分の三・五
千二百圓を超える金額	百分の一・〇	七千圓を超える金額	百分の四・五
千五百圓を超える金額	百分の一・五	一萬圓を超える金額	百分の五・五

所得金額	税率	所得金額	税率
一萬五千圓を超える金額	百分の六・五	二十萬圓を超える金額	百分の十七
二萬圓を超える金額	百分の八・〇	五十萬圓を超える金額	百分の十九
三萬圓を超える金額	百分の九・五	百萬圓を超える金額	百分の二十一
五萬圓を超える金額	百分の十一	二百萬圓を超える金額	百分の二十三
七萬圓を超える金額	百分の十三	三百萬圓を超える金額	百分の二十五
十萬圓を超える金額	百分の十五	四百萬圓を超える金額	百分の二十七

備考 山林の所得は山林以外の所得と之を區分し、其の所得を五分した金額に對し右の税率を適用して算出した金額を五倍したものを以て其の税額とする。

ロ、地稅 昭和十一年度收入豫算額は一千三百六十七萬八千五百圓を算し、租稅收入豫算額五千九百四十萬六千五百四十四圓の二割三分強に當つてゐる。而して本稅は地稅令に依つて田(畑)・(田)・(畑)・(池沼・雜種地及有料借地である社寺地に土地の收益を標準とした地價を課稅標準として其の千分の十五を課し、土地臺帳に登録した土地所有者・質權者・質の性質を有する典當權者(質權者に當る)又は地上權者より徵收する、納期第一期を十二月一日より同二十八日限、第二期を翌年二月一日より同月末日限とする。但し納稅義務者の一府邑面に於ける地稅年額二圓以下であるときは、第一期に於て其の全額を徵收し、十錢以下であるときは之を徵收しない。

道別課稅地段別地價地稅額納稅人員 (昭和十一年一月一日現在)

道名	區分				合計	地價	地稅	納稅人員
	田(畑)	沓(田)	池沼	雜種地				
京畿道	一八、五九〇	三〇六、一五九	一五、六六六	六〇	四〇六、〇一四	一五、四六九、二七九	一、七三三、〇〇九	三三〇、〇六〇
忠清北道	八五、九三二	七、九七一	六、三三六	一七	一〇〇、二九六	四七、二四三、二六四	七〇八、六八八	一六八、一四三
忠清南道	八三、〇五五	一六、五〇五	二、三三三	三三	一〇〇、〇五五	一〇〇、〇五五、二〇七	一、五〇〇、七五三	二三四、六三七
全羅北道	六七、一五五	一六八、三四二	九、九三四	一一〇	二四六、五九三	九〇、三〇三、五八一	一、三五四、五九八	二六二、五二六
全羅南道	二〇八、七七八	三〇四、〇八九	一六、五五四	一四四	四四三、九四八	一八、五五〇、七〇五	一、七七八、二六〇	五〇八、六八五
慶尙北道	一八一、八五八	一九五、八〇九	一五、五九九	四三	三九三、四五六	一三、八八八、二四八	二、〇〇八、三三三	五〇六、六五一
慶尙南道	九五、三五二	一七四、五三三	二、二八二	二六	二八八、六三三	一五、五二一、〇五九	一、八八二、八一五	四五六、六一
黃海道	四〇六、五九二	一五、五九九	一三、二六三	八五	五五九、五三一	七六、七〇〇、五九九	一、一五〇、五〇八	二九五、二一一
平安南道	三三、一三六	七四、〇五一	八、九四五	一〇〇	四〇八、六六〇	六、一六三、〇三〇	五七三、四三〇	三三、三五七
平安北道	三三、九三六	八七、一六一	八、七三八	五	四二三、三七	三〇、一八四、六一五	四四三、七五四	一八五、五五一
江原道	二五、五四五	八八、三三三	八、六九三	一四	三四八、八五五	三、二七三、五九一	四八四、〇八八	三四〇、四三五
咸鏡南道	三三、〇八八	五、五七九	八、四五〇	六三	四二六、五二四	二、〇八二、七四四	三六、三四一	二一〇、五三三
咸鏡北道	二六、二七一	一四、七六〇	三、六八二	二五	二二四、九三二	九、九六四、九三三	一四九、四七三	九〇、九八二
合計	二、七四五、〇三三	一、六六、八四七	一七、七一一	九一三	四、五五二、六三三	九三九、三三、八一〇	一、四、〇九、〇八九	三、七九一、九〇一

備考 一、地稅は道別地價の合計額に税率を乗じて算出した。

二、段別は町位未滿、地價及地稅は圓位未滿を切捨てたから合計額に於て符合しない。

三、〇は單位未滿のものである。

ハ、營業稅 本稅は朝鮮營業稅令に依り朝鮮に營業場を有し、左に掲げる營業を爲す者に之を賦課する。

- 一 物品販賣業(動植物其の他普通に物品と稱しないもの、販賣を含む)
- 二 銀行業 三 保險業 四 無盡業 五 金錢貸付業
- 六 物品貸付業(動植物其の他普通に物品と稱しないものの貸付を含む)
- 七 製造業(物品の加工修理を含む) 八 瓦斯供給業・電氣供給業
- 九 運送業 十 運送取扱業 十一 倉庫業 十二 鐵道業
- (軌道業を含む)
- 十三 印刷業 十四 出版業
- 十五 旅人宿業(下宿を含み木賃宿を含まず)
- 十六 寫眞業 十七 席貸業 十八 代理業 十九 仲立業
- 二十 料理店業 二十一 周旋業 二十二 信託業
- 二十三 問屋業 二十四 信託業

備考 本稅の昭和十一年度に於ける收入豫算額は百八十五萬九千九百四十三圓である、而して本稅は左の課稅標準及稅率に依つて之を課し、納期は第一期を五月一日より同月三十一日限、第二期を十一月一日より同月三十日限とする。

營業稅課稅標準及稅率

營業名	課稅標準	稅率	
		卸賣	小賣
物品販賣業	賣上金額	甲 二%	乙 四%
銀行業	預金金額	甲 一%	乙 三%
保險業	資本及借入金金額	甲 七%	乙 七%
無盡業	資本及借入金金額	甲 三%	乙 三%
金錢貸付業	無盡業	甲 五%	乙 五%
製造業	收入金額	甲 七%	乙 三%
運送業	收入金額	甲 三%	乙 三%
印刷業	收入金額	甲 三%	乙 三%
出版業	收入金額	甲 三%	乙 三%
瓦斯供給業	收入金額	甲 三%	乙 三%
電氣供給業	收入金額	甲 三%	乙 三%
倉庫業	收入金額	甲 三%	乙 三%
鐵道業	收入金額	甲 三%	乙 三%
印刷業	收入金額	甲 三%	乙 三%
出版業	收入金額	甲 三%	乙 三%
旅人宿業	收入金額	甲 三%	乙 三%
寫眞業	收入金額	甲 三%	乙 三%
席貸業	收入金額	甲 三%	乙 三%
代理業	收入金額	甲 三%	乙 三%
料理店業	收入金額	甲 三%	乙 三%
周旋業	收入金額	甲 三%	乙 三%
信託業	收入金額	甲 三%	乙 三%
問屋業	收入金額	甲 三%	乙 三%

營業名	課稅標準	稅率	
		卸賣	小賣
銀行業	預金金額	甲 一%	乙 三%
保險業	資本及借入金金額	甲 七%	乙 七%
無盡業	資本及借入金金額	甲 三%	乙 三%
金錢貸付業	無盡業	甲 五%	乙 五%
製造業	收入金額	甲 七%	乙 三%
運送業	收入金額	甲 三%	乙 三%
印刷業	收入金額	甲 三%	乙 三%
出版業	收入金額	甲 三%	乙 三%
瓦斯供給業	收入金額	甲 三%	乙 三%
電氣供給業	收入金額	甲 三%	乙 三%
倉庫業	收入金額	甲 三%	乙 三%
鐵道業	收入金額	甲 三%	乙 三%
印刷業	收入金額	甲 三%	乙 三%
出版業	收入金額	甲 三%	乙 三%
旅人宿業	收入金額	甲 三%	乙 三%
寫眞業	收入金額	甲 三%	乙 三%
席貸業	收入金額	甲 三%	乙 三%
代理業	收入金額	甲 三%	乙 三%
料理店業	收入金額	甲 三%	乙 三%
周旋業	收入金額	甲 三%	乙 三%
信託業	收入金額	甲 三%	乙 三%
問屋業	收入金額	甲 三%	乙 三%

備考 一、物品販賣業中、穀類・肥料・鹽・烟草・石炭・薪炭・白綿絲・白綿布・石油・砂糖及麥粉の卸賣に對



しては乙の稅率を、其の小賣に對しては甲の稅率を、其の他の物品の卸賣に對しては丙の稅率を、其の小賣に對しては乙の稅率を適用する。但し穀類の卸賣を爲す者に販賣する穀類の卸賣に對しては甲の稅率を適用する。

二、製造業中の粗摺又は精米に對しては甲の稅率を・製粉・製絲・練棉・製油・紡績又は製材に對しては乙の稅率を其の他に對しては丙の稅率を適用する。

ニ、資本利子稅 本稅は朝鮮資本利子稅令に依り朝鮮において資本利子の支拂を受ける者に對し、其の支拂を受ける公債又は社債の利子に付之を賦課するものであつて、稅率は資本利子金額の百分の二とした。昭和十一年度に於ける本稅の收入豫算額は四十四萬七千七百六十圓である。

ホ、取引所稅 本稅は會員組織に非ざる取引所に課する取引所稅と取引所の會員又は取引員に課する取引稅とを總稱したもので、朝鮮取引所稅令(昭和六年十月一部改正、同七年一月一日より改正稅令施行)に依り之を賦課し、取引所稅は賣買手数料收入金額の百分の十、取引稅は取引所の清算市場に於ける賣買取引の賣買各約定金高を課稅標準として左記の區分に依つて之を賦課するものとする。

第一種 地方債證券又は社債券の賣買取引

甲 七日以内の期限を以て履行期を爲すべき取引に屬するもの

乙 其の他のもの

萬分の〇・六

萬分の〇・八

第二種 有價證券の賣買取引

甲 七日以内の期限を以て履行期を爲すべき取引に屬するもの

萬分の一・五

乙 其の他のもの

萬分の一

第三種 商品の賣買取引

甲 銘柄又は等級別に相對賣買の方法に依つて行ひ、履行期に於てのみ差金の授受に依つて決済を爲し得る取引に屬するもの

萬分の一

乙 其の他のもの

萬分の一

昭和十一年度に於ける本稅(取引稅を含む)の收入豫算額は四十七萬九千五百四十八圓である。

ヘ、鑛稅 本稅は鑛產稅及鑛區稅の二者を總稱したもので、朝鮮鑛業令に依り鑛業權者に之を賦課し、鑛產稅は鑛產物の價格百分の一の割合を以て課し(金鑛・銀鑛・鉛鑛・鐵鑛・砂金及砂鑛)鑛區稅は鑛區千坪又は河床延長一町毎に一年六十錢を課す(千坪又は一町未滿の端數は之を千坪又は一町として計算す)。但し鑛區の分合に因る場合を除く外鑛業權設定の登録のあつた月より起算して三年間は上記の半額とする。昭和十一年度に於ける本稅の收入豫算額は百四十一萬七千三百九十二圓である。

ト、相續稅 昭和九年五月に公布された朝鮮相續稅令に依り、被相續人又は相續人が日本の國籍を有する者であるを否かを問はず、朝鮮に在る相續財產に付之を賦課する、其の課稅標準稅率課稅方法等は概ね内地に於ける相續稅と異ならない。昭和十一年度に於ける本稅の收入豫算額は二十九萬三千四百十六圓である。

〔稅率〕

家督相續又は戸主相續

課税價格	税率
五千圓以下の金額	千分の五
五千圓を超える金額	千分の六
一萬圓を超える金額	千分の七
二萬圓を超える金額	千分の八
三萬圓を超える金額	千分の十
四萬圓を超える金額	千分の十五
五萬圓を超える金額	千分の二十
七萬圓を超える金額	千分の二十五
十萬圓を超える金額	千分の三十
十五萬圓を超える金額	千分の四十
二十萬圓を超える金額	千分の五十
三十萬圓を超える金額	千分の六十
四十萬圓を超える金額	千分の七十
五十萬圓を超える金額	千分の八十
七十萬圓を超える金額	千分の九十

家督相續であつて相續人が被相續人の家族である直系卑屬であるとき、戸主相續であつて相續人が被相續人の直系卑屬にして男であるとき

家督相續であつて相續人が被相續人の指定した者、民法第九百八十二條に依り選定された者、被相續人の家族である直系尊屬若しは入夫であるとき、戸主相續であつて相續人が其の他の者であるとき

家督相續であつて相續人が民法第九百八十五條に依り選定された者であるとき

遺產相續又は戸主相續を伴はない財産相續

税

率

課税價格	税率
百萬圓を超える金額	百分の百
二百萬圓を超える金額	百分の百十
三百萬圓を超える金額	百分の百二十
五百萬圓を超える金額	百分の百三十

課税價格	相續人が直系卑屬であるとき	相續人が配偶者又は直系尊屬であるとき	相續人が其の他の者であるとき
千圓以下の金額	千分の十	千分の十二	千分の十七
千圓を超える金額	千分の十二	千分の十四	千分の二十
五千圓を超える金額	千分の十四	千分の十七	千分の二十五
一萬圓を超える金額	千分の十七	千分の二十	千分の三十五
二萬圓を超える金額	千分の二十	千分の二十五	千分の四十五
三萬圓を超える金額	千分の二十五	千分の三十五	千分の六十五
四萬圓を超える金額	千分の二十五	千分の三十五	千分の七十五
五萬圓を超える金額	千分の四十五	千分の五十五	千分の八十五
七萬圓を超える金額	千分の五十五	千分の六十五	千分の九十五
十萬圓を超える金額	千分の六十五	千分の七十五	百分の百
十五萬圓を超える金額	千分の七十五	百分の百	
二十萬圓を超える金額	百分の八十五		

課 稅 價 格

課 稅 價 格	相續人が直系 卑屬であるとき	相續人が配偶者又は 直系尊屬であるとき	相續人が其の他 の者であるとき
三十萬圓を超える金額	千分の九十五	千分の百五	千分の百二十五
四十萬圓を超える金額	千分の百五	千分の百十五	千分の百三十五
五十萬圓を超える金額	千分の百十五	千分の百二十五	千分の百四十五
七十萬圓を超える金額	千分の百二十五	千分の百三十五	千分の百五十五
百萬圓を超える金額	千分の百三十五	千分の百四十五	千分の百六十五
二百萬圓を超える金額	千分の百五	千分の百六十	千分の百八十
三百萬圓を超える金額	千分の百六十五	千分の百七十五	千分の百九十五
五百萬圓を超える金額	千分の百八十	千分の百九十	千分の二百

チ、酒稅 本稅は酒稅令に依つて之を賦課する。昭和十一年度收入豫算額一千七百二十六萬九千四百九十三圓である。

本稅令に於て酒類と稱するは酒精及酒精分一度以上を含有する飲料を謂ひ、之を左の三類に分つ。

- 一 釀造酒 清酒・濁酒・麥酒の類にして醗其の他の醗酵液より製成したもの
- 二 蒸餾酒 燒酎・高粱酒・酒精の類にして醗其の他の醗酵液・酒類・酒粕其の他の物より蒸餾して製成したもの
- 三 再製酒 白酒・味淋・松露酒・甘紅露・梨薑酒の類にして釀造酒又は蒸餾酒の一種と他の釀造酒若ば蒸餾酒又は再製酒其の他の物とを混和して製成したもの

酒類を製造せんとする者は製造場一箇所毎に製造場の所在地を管轄する稅務署長の免許を受けるものとす。

酒類を製造する者又は酒類を保稅地域より引取る者に對しては其の造石數又は引取石數に應じ、左の割合に依つて酒稅を課する。

一 釀 造 酒		二 酒 精 以 外 の 蒸 餾 酒	
朝鮮酒たる濁酒	一石に付	原容量百分中純酒精の容量三十以下のもの	一石に付
朝鮮酒たる藥酒	一石に付	原容量百分中純酒精の容量四十以下のもの	一石に付
麥酒	一石に付	原容量百分中純酒精の容量五十以下のもの	一石に付
其の他の釀造酒	一石に付		
原容量百分中純酒精の容量二十以下のもの	一石に付		
原容量百分中純酒精の容量二十を超ゆるもの	一石に付		

三十三圓に原容量百分中純酒精の容量二十を超ゆる一箇毎に一圓を加へたる金額  
 十五圓に原容量百分中純酒精の容量三十を超ゆる一個毎に八十一錢を加へたる金額  
 二十三圓に原容量百分中純酒精の容量四十を超ゆる一箇毎に一圓を加へたる金額

原容量百分中純酒精の容量五十を超ゆるもの

一石に付

〔三十三圓に原容量百分中純酒精の容量五十を超ゆる一箇毎に一圓二十錢を加へたる金額〕

三酒 精

一石に付

〔原容量百分中純酒精の容量一箇毎に一圓二十錢〕

四再製酒

原容量百分中純酒精の容量二十以下のもの

一石に付

三十三圓

原容量百分中純酒精の容量二十を超ゆるもの

一石に付

〔三十三圓に原容量百分中純酒精の容量二十を超ゆる一箇毎に一圓を加へたる金額〕

リ、清涼飲料税 本税は清涼飲料税令に依つて之を賦課する。昭和十一年度收入豫算額は十七萬六千七百十六圓である

本税令に於て清涼飲料と稱するものは炭酸瓦斯を含有する飲料を謂ふ。但し全重量の萬分の五以下の炭酸瓦斯を含有するもの及全容量の百分の一以上の純酒精を含有するものは此の限に在らず。

清涼飲料を製造する者又は清涼飲料を保稅地域より引取る者に對しては其のリットル數又は炭酸瓦斯使用量に應じ、左の割合に依つて清涼飲料税を課する。

第一種 玉ラムネ壘詰のもの

百リットルに付

二圓七十五錢

第二種 其の他の壘詰のもの

百リットルに付

五圓五十錢

第三種 壘詰以外のもの

三圓

炭酸瓦斯使用量一キログラムに付

ヌ、砂糖消費税 本税は砂糖消費税令に依つて之を賦課する。昭和十一年度收入豫算額二百四十八萬三千四百八十四圓である。砂糖・糖蜜又は糖水を製造せんとする者は製造場一箇所毎に製造場の所在地を管轄する稅務署長の免許を受けるものミす。砂糖・糖蜜又は糖水を製造場又は保稅地域より引取るミき其の引取人より左の割合に依つて砂糖消費税を徵收する。

一 砂糖

第一種 砂糖色相和蘭標本第十一號未滿の砂糖

百斤に付

九十錢

甲 樽入黒糖

乙 樽入白下糖 但し分蜜したるもの、白下糖以外の砂糖に加工して製造したるもの及全部又は一部の新式機械に依つて製造したるものを除く

百斤に付

一圓八十錢

丙 其の他のもの

百斤に付

二圓二十五錢

第二種 砂糖色相和蘭標本第十八號未滿の砂糖

百斤に付

四圓五十五錢

第三種 砂糖色相和蘭標本第二十二號未滿の砂糖

百斤に付

六圓七十五錢

第四種 砂糖色相和蘭標本第二十二號以上の砂糖

百斤に付

七圓七十五錢

第五種 氷砂糖・角砂糖・棒砂糖其他類似のもの 百斤に付 九圓五十錢

二糖 蜜

第一種 氷砂糖を製造するに生ずる糖蜜

甲 糖分を蔗糖として計算したる重量全重量の百分の七十を超えざるもの

百斤に付

二圓七十錢

糖分を蔗糖として計算したる重量百斤に付

七圓七十五錢の割合を以て算出したる金額

乙 其他のもの

第二種 甜菜を原料として砂糖を製造するに生ずる糖蜜

甲 糖分を蔗糖として計算したる重量全重量の百分の五十を超えざるもの

百斤に付

四十五錢

百斤に付

一圓十五錢

乙 其他のもの

第三種 其他の糖蜜

甲 糖分を蔗糖として計算したる重量全重量の百分の六十を超えざるもの

百斤に付

九十錢

百斤に付

二圓二十五錢

百斤に付

六圓七十五錢

ル、骨牌税 本税は朝鮮内に於て製造し又は朝鮮外より輸移入したる骨牌中伊呂波加留多・歌加留多及

乙 其他のもの

三糖 水

朝鮮總督の認許を得た骨牌を除く他の骨牌に賦課し、前者に在つては製造後二十四時間内に製造者に

於て、後者に在つては保税地域より引取前引取人に於て何れも骨牌一組毎に其の包裹に收入印紙を貼

用して納付するものとす。尤も朝鮮外に輸移出する骨牌及骨牌の製造又は販賣を爲す者の見本に供す

る骨牌に付ては朝鮮總督の定むる所に依り骨牌税を免除せられる。尙本税の税率は骨牌一組毎に麻雀

は三圓、麻雀以外の骨牌は紙製のもの二十錢、紙製に非ざるもの五十錢である。

ナ、登録税 本税は朝鮮登録税令に依つて(一)不動産に關する登記を受けるとき(二)船舶に關する

登記を受けるとき(三)船舶の登録を受けるとき(四)海員の身分に關する登録を受けるとき(五)工

工場財團登記簿・鑛業財團登記簿・鐵道抵當原簿及軌道抵當原簿に登録を受けるとき(六)商事會社

其他營利を目的とする法人が登記を受けるとき(七)商號の設定・支配人の選任等に付登記を受け

るとき(八)法人の合併に因る不動産又は船舶に關する權利の取得に付登記を受けるとき(九)鑛業

權に關し鑛業原簿に登録を受けるとき(十)漁業權に關し漁業權原簿に登録を受けるとき等に於て申

請人より納付すべきものと爲したのである。其の内主なる不動産に關する登記を受ける者に對しては

左記の區別に従つて之を賦課するものとしたのである。

一 相續に因る所有權の取得は不動産價格の千分の五

二 贈與・遺贈其他無償名義に因る所有權の取得は不動産價格の千分の四十五

三 前各號以外の原因に因る所有權の取得は不動産價格の千分の三十三

- 四 所有權保存は不動産價格の千分の五
- 五 共有物の分割は分割に因つて受ける不動産價格の千分の五
- 六 地上權・永小作權又は賃借權の取得は存續期間十年以下は不動産價格の千分の一、二十年以下は千分の二、三十年以下は千分の四、五十年以下は千分の七、七十年以下は千分の十、百年以下は千分の十五、百年を超えたるものは千分の二十、存續期間の定なきものは千分の一、存續期間の定なきもので民法第二百六十八條又は第二百七十八條の規定の適用あるものは千分の四
- 七 地役權の取得は要役地價格の千分の一
- 八 朝鮮貴族世襲財産の設定は不動産價格の千分の十五
- 九 先取特權の保存又は取得は債權金額又は不動産工事費用豫算金額の千分の五・五
- 十 一 質權又は抵當權の取得は債權金額の千分の五・五
- 十の二 信託の登記所有權に付ては不動産價格の千分の二、所有權以外の權利に付ては不動産價格千分の一
- 十一 競賣又は強制管理の申立債權金額の千分の五・五
- 十二 假差押又は假處分は債權金額の千分の四
- 十三 抵當ある債權の差押は債權金額の千分の五・五
- 十四 相續財産の分離は所有權に付ては不動産價格の千分の五・五、所有權以外の權利に付ては不動産價格の七分の一
- 十五 滯納處分以外の原因に依る權利の處分であつて特に掲げないものに付ては債權金額の千分の四
- 十六 抹消した登記の回復は不動産每一箇四十錢
- 十七 假登記は不動産每一箇四十錢
- 十八 附記登記は不動産每一箇二十錢
- 十九 登記の更正・變更又は抹消は不動産每一箇二十錢

十九 登記の更正・變更又は抹消は不動産每一箇二十錢

ワ、印紙税 本税は印紙税令に依つて證書・帳簿を作成する者に之を賦課し、同令第一條に印紙税に關しては印紙税法に依る規定し、印紙税法第四條乃至第五條の證書・帳簿に類似の効力を有するものに對しては其の名稱に拘らず同條の規定に依るものとしたのである。

カ、朝鮮銀行券發行税 本税は朝鮮銀行法に據つて朝鮮銀行が正貨準備發行高及五千萬圓を限度とする保證準備發行高の外、更に市場の景況に依つて朝鮮總督の認可を受け、國債證券其他確實な證券又は商業手形を保證として銀行券を發行するに當り、其の發行高に對し一年百分の三を下らない割合（割合は其の時々）を以て之を賦課する。昭和十一年度に於ける本税豫算額は四萬四千六十二圓である。

ヨ、徵收 國税の徵收は國税徵收令の規定する所に據る。而して徵税機關は従前は内地の如く特別機關を設けず、府尹・郡守・島司をして之が事務を執行させ、特に定めた税種に限つて、府邑面（法）をして徵收させて來たが、昭和九年五月朝鮮總督府稅務官署官制を公布し、府尹・郡守・島司の徵收事務は稅務署長に移管せられたのである。徵收の方法は略内地に同じく、府邑面（法）をして徵收させる税目は國税徵收令施行規則の規定に依つて地稅・第三種所得稅・營業稅とし、其の他の國税は總て稅務署長に於て納稅義務者から直接徵收する。但し府邑面（法）をして徵收せしめる國税に於ても納稅義務者より直接納付せしめるのを便利であるに認めるときは直接稅務署に於て徵收し得るのである。

關・稅

イ、輸入税 朝鮮の關稅制度は併合の際通商各國に對して聲明した十年間關稅據置の宣言に基いて、舊韓國政府と通商各國との協定に成つた關稅を踏襲して來たものであるが、大正九年八月二十八日右期間満了と共に帝國共通の關稅制度が布かれ、關稅法・關稅定率法・保稅倉庫法・假置場法等總て朝鮮に其の施行を見るに至つたのであつて、朝鮮は内地其他の帝國領土と共に一關稅區域を形成し、朝鮮に輸入する物品に對しては内地其他の帝國領土に輸入する場合に於て賦課する關稅と同率の關稅を賦課せられるものであるが、朝鮮に於ては其の産業・民度其他の事情に鑑み、國境關稅制度及一部特例稅率を存置した處、後者は産業の進展其他の事由に因つて存置の理由が消失したので、速に内鮮關稅統一の實現を期する爲、木材及鹽に付過渡的措置を講じ、昭和四年三月三十日限り之を撤廢し、右兩品に對する過渡期稅率も同七年三月末を以て全く消滅したのである。昭和十年度中に於ける輸入稅收入額は八百十三萬二千八百十九圓である。

ロ、移入税 移入税は統一關稅制度採用と共に内鮮間相互に之を撤廢し、且船舶貨物の自由交通を認めることを根本の方策とし、内地に於ては新制度の施行と共に移入税の撤廢を斷行したが、朝鮮に於ては大正九年度の財政計畫に當つて、政費の膨脹を來し、朝鮮歲入中の主要資源である移入税を撤廢するに當り出來ない事情に際會した爲内地側と同時に之を實行するに當り出來なかつたばかりでなく、其の後も屢延期せざるを得なかつたが、同十二年度より酒精・酒精含有飲料及織物を除く一切の物品に對して移入税の撤廢を斷行し、更に昭和二年度より織物中綿織物か生活上の必需品であるに鑑み、

民衆の負擔輕減の爲、稅率の三分の一を減じて之を從價五分としたのである。

移入税一部撤廢の結果として内鮮間に入出する船舶貨物に對する取締上の拘束は成るべく之を移入税全部撤廢の場合と同様自由ならしむるが爲、其の取締を寬大にし、船舶に對しては從來其の出入を開港に制限したのを全然自由にして開港不開港を問はず其の出入を許し、貨物に對しては移入税・消費税及出港税に關係のない貨物は沿岸何れの地でも出入するに當り内地と直接交通の衝に當る港を指すに關係ある貨物に對しても從來の開港の外、南鮮地方を主として内地と直接交通の衝に當る港を指定し、之に稅關出張所を設置して貨物通關の事務に當らしめ、以て疆内重要諸港の自由交通に支障の來ない様にしたのである。昭和十年度中に於ける移入稅收入額は五百十三萬三千六百七十一圓である。

### 噸稅

噸稅は外國貿易の爲、外國に往來する船舶が開港に入港した場合に之を課し、從來關稅と同様併合當時の宣言に基いて、外國又は内地・臺灣・樺太から朝鮮開港に入港する船舶に對しては舊率に據つて課稅したが、大正九年八月二十九日以後は總て内地に於ける噸稅法の例に依ることに改めるに同時に、朝鮮と内地・臺灣又は樺太との間に通航する船舶に對しては噸稅を課さないことにしたのである。昭和十年度中に於ける噸稅收入額は五萬四千九百十七圓である。

### 出港稅

出港稅は内地・臺灣又は樺太に於て内國稅を課する物品及朝鮮に於て輸入税の特例を設けた物品に對

し、朝鮮内地・臺灣又は樺太との間に於ける内國税及關稅の相違を調節する爲、大正九年八月二十九日以後新に之を設定したものであつて、當該貨物を内地・臺灣又は樺太に移出する場合に之を賦課するものとする。其の課稅物件及稅率は左の如くである。

- 一、課稅物件 移出先に於て内國税を課する物品、但し砂糖・糖水及移出先に輸入する場合に内國税を課さない物品で朝鮮に輸入したものを除く
- 稅率 移出先に於ける内國税の稅率と同一の稅率
- 二、課稅物件 朝鮮に於て移出先に於ける輸入税の稅率より低い稅率に依つて輸入税を課し又は朝鮮に於てのみ輸入税を免除し若ば無稅と爲した物品
- 稅率 輸入税を免除し又は無稅と爲した物品に在つては移出先に於ける輸入税の稅率と同一の稅率、其の他の物品に在つては移出先に於ける輸入税の稅率と朝鮮に於ける輸入税の稅率との差に相當する稅率
- 三、課稅物件 帝國內に於て製造した左記織物製品、但し既に使用したものと及移出先に於て内國税を課さない織物を以て製造したものを除く
- 衣服・帽子・帶・足袋・蚊帳・浴巾・手巾・テーブルクロス・窓掛・蒲團・寢具
- 稅率 課稅物件の原料として使用した織物の價格の百分の九

昭和十年度中に於ける出港稅收入額は十萬九千三百七十四圓である。

### 通貨

現に朝鮮に流通する通貨は内地各種鑄幣及朝鮮銀行券であつて、舊韓國貨幣は大正七年四月より貨幣法

が朝鮮内に施行せられるやうになり、大正九年末限その通用を停止し、其の後五年間は政府に於て通貨を以て引換を爲した。

#### 朝鮮銀行券以外の通貨流通見込高

年	別	金貨	補助貨及 小額紙幣	舊韓國 錢	日 行 券	合 計
昭和四年末			九、六三三	六		九、六三九
同五年末			八、二二四			八、二二四
同六年末			七、二二四			七、二二四
同七年末			八、〇〇一			八、〇〇一
同八年末			八、五四九			八、五四九
同九年末			九、〇三〇			九、〇三〇
同十年末			九、三二四			九、三二四
同十一年七月末			八、八七〇			八、八七〇

朝鮮銀行券は朝鮮銀行法に依つて發行する銀行券で、大正六年十二月以降は關東州及南滿洲鐵道附屬地に於ても亦無制限通用を認められ、其の保證準備發行制限額は五千萬圓である。

### 金融機關

現今朝鮮に於ける金融機關は中央金融機關として朝鮮銀行があり、不動産金融機關として朝鮮殖産銀行



及東洋拓殖株式會社があり、貯蓄銀行業務を営む朝鮮貯蓄銀行があり、商業金融機關として普通銀行の朝鮮に本店を有するものが七、内地に本店を有するものが三ある。朝鮮銀行及朝鮮殖産銀行亦各其の特殊銀行業務の傍ら普通銀行業務を兼營し、尙信託業務を営む朝鮮信託があり、其他地方民の小金融機關として各地に金融組合及無盡會社等がある。

イ、朝鮮銀行 本府始政後明治四十四年三月朝鮮銀行法が公布せられて、從來韓國の中央銀行であつた韓國銀行を改めて朝鮮銀行と稱した。昭和十一年八月末に於ける資本金は四千萬圓で、中央銀行として國庫金の出納・國債事務取扱並に銀行券を發行する外、左の業務を営む。

- (一) 爲替手形其の他商業手形の割引 (二) 平常取引する諸會社、銀行又は商人の爲替手形金の取立 (三) 爲替及荷爲替 (四) 確實なる擔保ある貸付 (五) 諸預り金及當座貸越勘定 (六) 金銀貨、貴金屬及諸證券の保護預り (七) 地金銀の賣買及貨幣の交換 (八) 擔保附社債信託業務 (九) 尙政府の認可を受くるときは公共團體に對する無擔保貸付及他銀行の業務代理を爲すことが出來、營業の都合に由つては國債證券、地方債證券其の他確實な有價證券を買入れることが出來るのである。

同銀行は本店を京城に置き、朝鮮内樞要地に支店出張所を設け、尙爲替の調節及貿易助長の爲、東京・大阪・神戸・下關・大阪西區・安東縣・大連・奉天・新京・哈爾濱・開原・營口・龍井村・遼陽・鐵嶺・旅順・四平街・青島・上海・天津・米國紐育に支店又は出張所を設置した。而して滿洲に於ては金本位制の補助貨缺乏の爲商取引に困難を感ずるので、大正五年六月十二日以來五拾錢・貳拾錢・拾

錢の小額支拂手形を發行したが、補助貨が普及するに及んで、昭和三年三月以降新規發行を中止したのであるが、昭和七年三月から再び之を發行するやうになり、昭和十一年八月末現在發行高は六十六餘圓である。

朝鮮銀行業務概況

年次	公稱	資本	公稱	資本	積立	政下	府	借	用	預	金	貸	出	金	銀行	發	行	高	
昭和十年末	鮮内	千圓	40,000	千圓	35,000	千圓	6,910	千圓	8,080	千圓	27,553	千圓	34,311	千圓	46,683	千圓	147,649	千圓	不詳
昭和十一年末	鮮内	千圓	40,000	千圓	35,000	千圓	6,910	千圓	8,080	千圓	27,553	千圓	34,311	千圓	46,683	千圓	147,649	千圓	不詳
昭和十一年末	總括	千圓	40,000	千圓	35,000	千圓	6,910	千圓	8,080	千圓	27,553	千圓	34,311	千圓	46,683	千圓	147,649	千圓	不詳
昭和十一年末	鮮内	千圓	40,000	千圓	35,000	千圓	6,910	千圓	8,080	千圓	27,553	千圓	34,311	千圓	46,683	千圓	147,649	千圓	不詳

備考 鮮内分に於ては朝鮮に關係のないものを除く。

ロ、朝鮮殖産銀行 大正七年十月の設立に係り、其の資本金は三千萬圓で本店を京城に置き、疆内樞要の地に支店五十五、出張所三、派出所六を置いて左の業務を営み、尙大阪に支店一を設置した。本行は左の業務を営む。

- (一) 五十年以内の年賦償還又は五年以内の定期償還の方法に依り、不動産又は不動産上の權利を擔保とする貸付
- (二) 五年以内の定期償還の方法に依り漁業權を擔保とする貸付 (三) 法令の規定に依り設定した財團を擔保とする第一號の方法に依る貸付 (四) 農業者又は工業者十人以上連帶して債務を負ふ者に對する五年以内の定期償還の方法に依る無擔保貸付 (五) 公共團體に對する第一號の方法に依る無擔保貸付 (六) 金融組合・漁業組合其の

他營利を目的としない産業に關する法人に對する第一號の方法に依る無擔保貸付(七)朝鮮の産物又は朝鮮の産業上必要な貨物を質とする貸付(八)國債證券又は朝鮮總督の認可した有價證券を質とする貸付(九)爲替及荷爲替(十)公共團體の債券朝鮮金融債券又は朝鮮に於て殖産事業を督むことを目的とする會社の社債券の應募又は引受(十一)擔保附社債に關する信託事業(十二)預り金又は地金銀・有價證券の保護預りを爲し朝鮮總督の認可を受け他の銀行又は東洋拓殖株式會社の業務を代理し公共團體の爲に其の金銭出納の取扱を爲すばかりでなく朝鮮總督の指定に基いて普通銀行の業務に屬する貸付及當座貸越並諸手形割引の業務を督む。尙同銀行は其の營業資金を得る爲拂込資本金額の十五倍を限り(但し年賦償還貸付金總高定期償還貸付金總高並第十六條第十號の規定に依り應募し又は引受けた債券及社債券現在高を超過することは出来ない)債券を發行することが出来る。

朝鮮殖産銀行業務概況

年次	公稱資本金	拂込資本金	積立金	債行高	預金	貸出金	政下金
昭和十年末	30,000	25,000	1,283	27,674	27,766	42,333	1,059
昭和十一年八月末	30,000	25,000	1,483	36,307	107,410	430,654	1,459

備考 預金及貸出金には朝鮮に關係のない分を、貸出金中に引受債券を含めぬ。

朝鮮貯蓄銀行

昭和四年七月一日の設立に係り、其の資本金は五百萬圓で本店を京城府に、釜山府に支店及出張所、平壤府・仁川府及咸興府に支店を置き、更に朝鮮殖産銀行の鮮内各營業所(本店・釜山・仁川・咸興及光州支店草梁派出所を除く)を其の代理店とする。

朝鮮貯蓄銀行業務概況

年次	公稱資本金	拂込資本金	積立金	預積金	貸付金	所 有 有 價 證 券	預け金
昭和十年末	5,000	2,500	400	4,714	19,555	24,800	2,054
昭和十一年八月末	5,000	2,500	670	4,551	33,753	29,189	1,330

ニ、普通銀行 朝鮮に於ける普通銀行は明治十一年第一銀行の釜山支店設置を以て嚆矢とし、其の後經濟の發達に伴ひ、漸次其の設立が増加したばかりでなく、内鮮人間の經濟關係が密接なるに隨つて、内鮮人の合同經營に係るものが出現するに至つたので、適用法規の統一を圖る爲、大正元年十月銀行令を公布し、爾來大正九年四月及同十二年十一月の二回に互つて改正を行ひ來つたが、時勢の進展は更に銀行令及同施行規則の根本的改正を必要としたので、昭和三年十二月之等の改正を行ひ、翌四年一月から施行した。昭和十一年八月末現在の普通銀行は朝鮮に本店を有するものが七、其の支店出張所が九十九、内地に本店を有する銀行の支店が六である。

普通銀行業務概況 (昭和十一年八月末現在)

銀行名	公稱資本金	拂込資本金	積立金	政府貸下金	預金	貸出金
朝鮮商業銀行	9,125	4,975	2,068	165	47,355	57,882
漢城銀行	3,000	1,875	594	1	36,400	37,751
東一銀行	4,000	2,775	882	1	15,336	19,768

財政及經濟

銀行名	公稱資本金	拂込資本金	積立金	政府貸下金	預金	貸出金
海東銀行	2,000	800	70	1	2,189	2,733
湖南銀行	2,000	1,775	544	1	5,879	8,445
慶尙合同銀行	2,250	1,333	27	1	3,577	5,648
大邱商工銀行	1,000	350	3	1	4,999	5,904
第一銀行支店	1,000	1	1	1	29,000	9,693
安田銀行支店	1	1	1	1	13,299	6,957
三和銀行支店	1	1	1	1	5,266	2,015
合計	24,255	13,481	4,433	165	151,090	154,765
昭和十年末	24,255	13,481	4,406	165	151,345	157,570

備考 香港上海銀行代理店一箇所あるも掲記せぬ。

本、信託會社 朝鮮に於ける所謂信託業は明治四十一年三月藤本合資會社に於て創始したものを以て嚆矢とし、大正八年好況時代が出現するに及んで、本業を営むものが簇出し、爾來漸増したが、朝鮮に於ける信託關係法規としては大正九年十一月に施行せられた擔保附社債信託法があつただけで、一般信託業を営むものに對しては直接適確な指導監督の方法を缺いてゐたが、昭和六年六月朝鮮信託業令が公布され(昭和六年十二月一日より施行)此等信託業者に對する指導監督の法規が整備するやうになり、當時現存してゐた所謂信託會社二十九社中朝鮮土地・共濟(京城)・群山(群)・南朝鮮・釜山(釜山)の五社は同令に依り營業の免許を受けたが、昭和七年十二月朝鮮信託(京城)設立されてから、同社は

昭和八年九月群山信託を買収したのを首めとして、昭和九年十一月迄に上記五社の買収を完了して、支店を群山・釜山・木浦・平壤・大邱に設置した。

朝鮮信託株式會社業務概況

年別	資本金	拂込資本金	積立金	各種信託受託高
昭和十年末	10,000	2,500	99	5,006
昭和十一年八月末	10,000	2,500	133	6,133

へ、手形交換所 明治四十三年七月京城に之を設立して、京城各銀行を其の組合銀行とし、組合銀行間の手形小切手の交換を開始し、次で明治四十四年一月仁川に、同年四月釜山に、大正七年一月平壤に、同九年十一月元山に、同年七月大邱に、同十二年十二月木浦に、同十三年一月群山に、昭和四年七月鎮南浦に之を設立した。

ト、金融組合 明治四十年地方金融組合規則を發布して以來、毎年各地に數十の組合が設立され、農民の經濟を緩和し、産業を助長したこも少くなかつたが、時勢の進運に従つて、大正三年に至つて準據法に改正を加へ新に地方金融組合令を公布して、組合員の權利義務を明にし、業務の範圍を擴張した。次で同七年六月更に其の一部を改正して、地方金融組合令を金融組合令に改め、從來農民に限つた組合員の資格を擴張して商工業者其の他にも及ぼし、殊に都會地に對し主として中小商工業者を組合員とする都市組合の設立をも認めたが、更に昭和四年四月組合の組織及業務の内容に亙つて準據法を改

正して整備する所があつたが、之の運用に依つて庶民金融機關としての機能を遺憾なく發揮するに至つた。今組合の組織・事業の概要を摘記すれば左の通である。

- 一 組合員は組合区域内に住所を有する者に限り其設立の趣旨に鑑み主として中流階級以下の者を加入させる。
  - 二 組合員の責任は有限責任で出資一口以上(一口の金額十圓以上五十圓以下)を負擔させ、之に對しては年七分以下を配當する。
  - 三 組合に組合長一人、理事一人、監事二人以上及評議員五人以上を置く、但し必要ある場合は朝鮮總督の認可を受け一人又は數人の副理事を置くことが出来る。而して組合長・監事及評議員は組合員中から選任させ、理事及副理事は朝鮮總督が任免する。
  - 四 組合の代表は組合長と理事の共同で爲すが、常務に付ては理事單獨で之を代表することが出来る。
  - 五 組合の資金は出資金・預り金・借入金及各種積立金から成り(村落組合に在つては外に政府の下付した基本金を有する)左に掲げる業務を行ふ。
    - (イ) 組合員に對して其の經濟の發達に必要な資金を貸付すること
    - (ロ) 組合員の爲に預金又は定期積金を受入れること
    - (ハ) 朝鮮總督の認可を受け組合員の爲に貨物を倉庫に保管し又は之に對して倉荷證券を發行すること
    - (ニ) 組合員でない者から貯蓄銀行令に定められた預金及定期積金を受入れること及無盡會社からの預り金をすること
    - (ホ) 他の金融組合若は銀行の業務を代理し又は銀行の業務の媒介をすること
    - (ヘ) 供託又は地方金融の調節に關して朝鮮總督の命令した業務を爲すこと。
- 尙都市組合は右(イ)號の資金の爲、手形の割引を爲すことを認められる。

金融組合業務概況 (昭和十一年八月末現在)

組合別	組合數	支所數	組合員數	拂込済出資金	積立金	借入金	預け金	預り金	貸出金
村落組合	六三六	一〇〇	一、七三三、四七九	九、一八一	一七、一三三	九〇、四八〇	四六、二〇三	一〇三、九八三	一七〇、三五五
都市組合	三	一	六五、四四〇	二、〇四六	三、六五三	六、七三三	三六、四八〇	四九、三三六	三四、四〇〇
計	六三九	一〇一	一、七九九、九一九	一一、一五七	二〇、七八六	九七、二一三	八二、六八三	一五三、三一九	二〇四、七五五

チ、朝鮮金融組合聯合會 金融組合は創設以來庶民金融機關として半島金融界に重要な地位を占め、逐年發展したが、組合相互間に於ける資金の過不足を調節すべき機關を缺き、且其の監督指導を擧げて官廳だけに委すのは組合の積極的活動を促進する上に遺憾とする點が少くなかつたので、大正七年六月の金融組合令改正に當り、組合の資金調節並其の業務指導に任ずる金融組合聯合會を各道に設立したが、更に昭和八年八月朝鮮金融組合聯合會令を制定し、上述各道金融組合聯合會を合併して新に朝鮮金融組合聯合會を創設した。其の組織事業の概要は左の通である。

- 一 朝鮮金融組合聯合會は會員に對して資金を供給し、業務上の指導を爲し、其の他會員共同の利益の増進を圖ることを目的とする非營利有限責任の法人で、其の本部を京城府に、支部を各道廳所在地に置く。
- 二 朝鮮金融組合聯合會は金融組合及朝鮮總督の指定した産業に關する法人を以て會員と爲し、會員に對しては出資一口以上(一口の金額五百圓)を負擔させる。之に對しては年七分以下を配當する。
- 三 朝鮮金融組合聯合會には會長一人、理事十三人以上及監事二人以上を置く。會長及理事は朝鮮總督が任命し、監事は總會に於て會員の代表者中から選任する。
- 四 朝鮮金融組合聯合會の資金は出資金・預り金・政府貸下金・借入金及諸積立金から成り、左に掲げる業務を

行ふ。  
 (一) 會員に必要な資金を貸付すること (二) 會員に對して手形の割引を爲すこと (三) 會員の爲に爲替業務を爲すこと (四) 會員からの預り金をすること (五) 會員に對して業務上の指導をすること (六) 會員相互の聯絡及業務上の便宜を圖ること (七) 會員の職員の教養其の他會員の共同の利益を増進する爲に必要な業務を爲すこと。

朝鮮金融組合聯合會業務概況 (昭和十一年八月末現在)

支部數	會員數	拂込濟出資金	諸積立金	政府貸下金	借入金	預り金	貸出金	預け金
二三	七五九	二、七四〇 <small>千円</small>	八八九 <small>千円</small>	二、六〇〇 <small>千円</small>	二九、五七二 <small>千円</small>	六、七三五 <small>千円</small>	一〇〇、七七四 <small>千円</small>	七、四八八 <small>千円</small>

リ、殖産契 昭和七年時局匡救對策として鮮内に自力更生運動勃り、其の進展に伴ひ金融組合への中小産業組合員の増容及組合員の經濟指導は益々必要となり、従つて其の精神的訓練及經濟指導の徹底を圖り以て朝鮮統治上の大事業たる地方振興運動の實效を收めしむる爲、昭和十年八月三十日制令第十二號を以て殖産契令を公布し、同年十二月二十日より施行することとなつた。

其の組織、事業の概要は左の通である。

- 一 殖産契は部落其の他に之に準ずる地區内に居住する者を以て組織し、隣保共助の精神に基き契員の經濟の發達を圖る爲共同の事業を爲すを以て目的とする。非營利法人にして、必然的に金融組合員又は産業組合員となる。
- 二 契には主事、副主事及監事各一人を置き、前二者は名譽職にして契員中より選任し、後者は契の屬する金融組合又は産業組合の理事を以て之に充つ。

三、契の事業は契員の爲生産品の販賣、必需品の購買、共同利用設備の設置、産業の指導獎勵及共濟事業等を行ふ、殖産契は道知事之を監督し契の事業又は財産の狀況に依り契に對し事業の制限を命じ其の他必要なる命令を爲すことを得。

四、契員の責任としては殖産契が其の財産を以て債務を完済すること能はざる場合、契の屬する金融組合又は産業組合に對し契が負擔する債務に付連帶責任を負擔し又加入前契が負擔したる債務及脱退前契が負擔したる債務には脱退後二年間は右と同様の責任を負ふ。

今昭和十一年九月十日現在に於ける金融組合所屬下の殖産契數を掲記すれば左の通である。

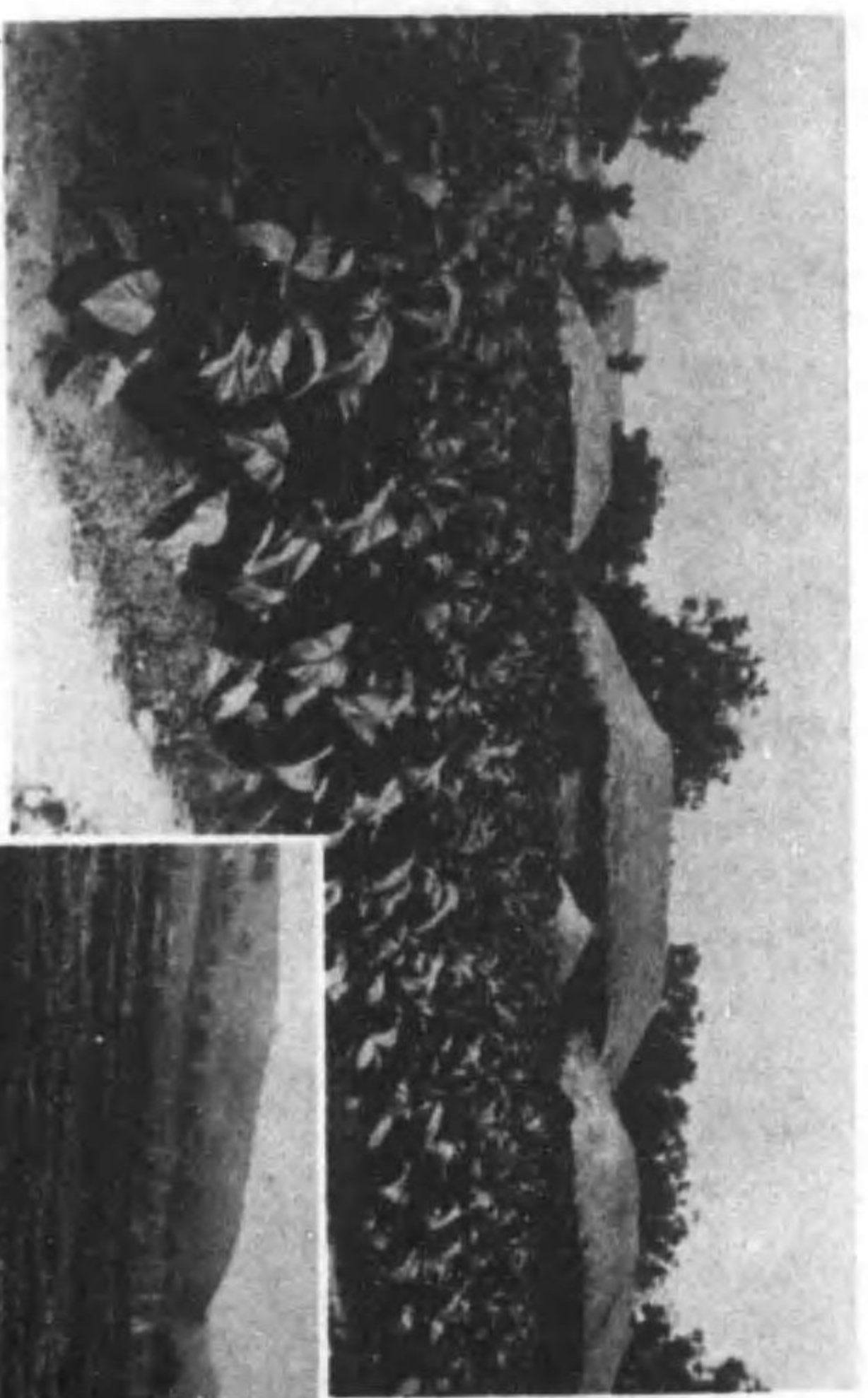
殖産契指導金融組合數	二五九
所屬殖産契數	八四五

又、無盡會社 朝鮮の無盡業は大正十一年四月朝鮮無盡業令制定以來特に進展したが、時勢の進運並に朝鮮の實情に尙一層適應させるやう昭和六年六月準據法令の改正を行つて益庶民金融機關としての發展を期待せられるに至つた。

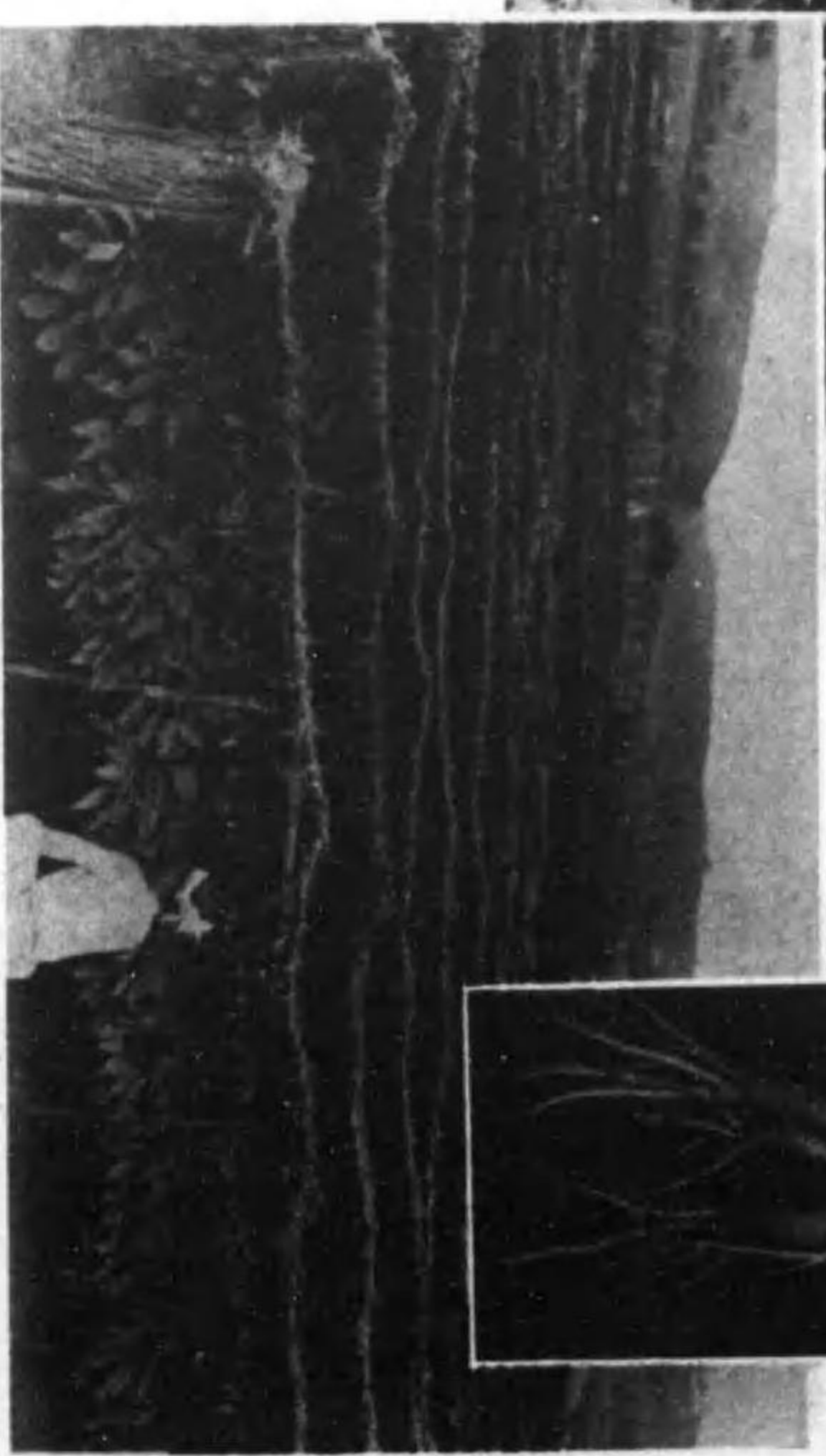
無盡會社業務概況 (昭和十一年七月末現在)

會社數	資本金	拂込資本金	積立金	無盡組數	加入口數	給付金契約高
二六	五、八二〇、〇〇〇 <small>円</small>	二、〇〇〇、〇〇〇 <small>円</small>	二、三七四、〇〇〇 <small>円</small>	一、八八八 <small>円</small>	一〇五、六八〇	一、五三、八九四、七〇〇 <small>円</small>

... (Faint, mostly illegible text in vertical columns on the right page) ...

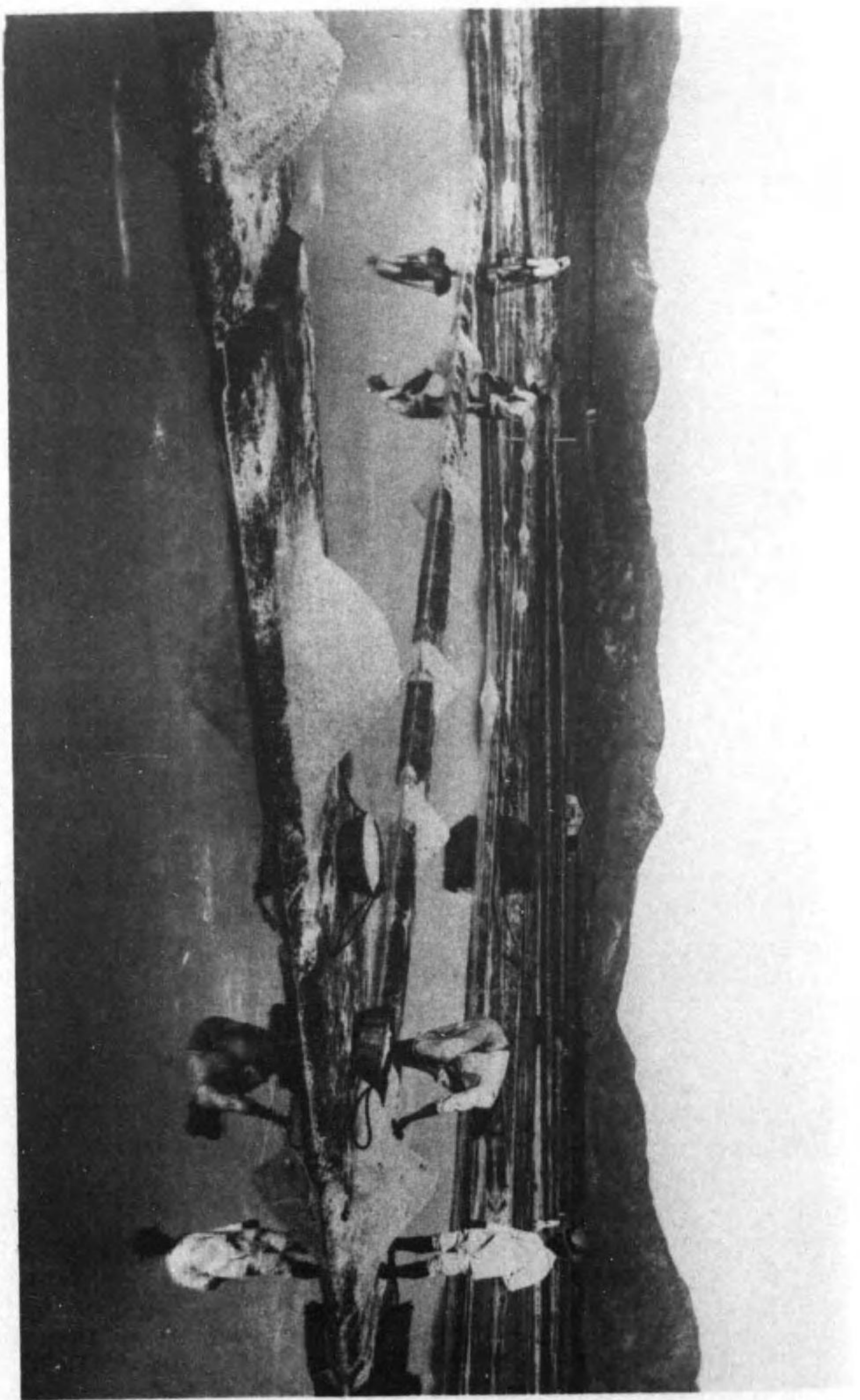


黄 色 烟 草 的 栽 培



人 及 菸 草 培 實 况





廣 梁 灣 鹽 田

## 七 專 賣

### 煙 草

煙草は朝鮮に於ける重要なる財源であつて舊韓國政府は煙草耕作税及販賣税を制定したが、所期の効果を收むるに至らず、大正三年政府は製造煙草消費税を、更に同七年葉煙草消費税を新設したのであるが、其の後時勢の進展に鑑み遂に同十年七月朝鮮煙草專賣令を實施するに至つたのである。元來煙草の專賣は完全な製造專賣を爲さなければ、其の目的を貫徹することは困難なのであるのに、當時朝鮮の民衆及慣習を考察するときは直に之を執行するに至るを得ない事情があつたので、先づ煙草の製造を政府の事業とし、自家用煙草耕作の許可、民間荒刻煙草の製造及販賣の認許、全葉喫用煙草の賣渡等の例外を認め漸を逐ふて制度の完璧を期することとしたのである。

然るに專賣實施後相當の年數を経過し、殊に大正十一年以來極めて廉價なる荒刻煙草を供給したる所一般の嗜好に投じ其の需要激増し、又一面に於ては政府の製造設備及販賣機關も亦整頓を見るに至つたので、昭和二年一月煙草專賣令を改正して全葉喫用の拂下は同月限り、自家用煙草の耕作及民間荒刻煙草の製造は同四年限り何れも廢止し、茲に始めて完全なる煙草專賣制度を見るに至つたのである。

朝鮮に於て生産する原料葉煙草の種類を大別して朝鮮種・内地種・黄色種の三種とし製造煙草の賣行増



進に伴ひ漸次其の耕作面積を増加し來つたのである。而して昭和十年度は平安北道及咸鏡南・北道を除く十道、七十郡、一邑、三百七十九箇所に亘り、面積一六、三六七町歩を耕作し、收量二一、九二一、一〇二疔、賠償金七、三四八、七九六圓となつた。而して專賣實施以來政府は技術員の増配、耕作獎勵金の交付を爲し指導獎勵を加ふる外、煙草耕作組合に專賣事務を補助せしめ、之に對して交付金を下附する等大いに耕作の改善發達に努めつゝある一面に適當に耕作面積を増加する事に因り特殊の原料を除いては、遠からず原料自作自給の域に達せんとする見込である。

煙草製造工場は京城・全州・大邱・平壤の各地方專賣局所在地に、印刷工場は京城に設置し、從事職工は男女工を通じ三千二百餘名を算し、此等職工に對しては賞與制度・保護救済・衛生及醫療・補習教育・修養及慰安獎勵等政府の諸施設の完備せるが故に職工は各其の堵に安んじて就業し、逐年優良なる成績を示しつゝある。

十一年十月現在製造の煙草は口付紙卷煙草敷島・朝日(以上二十本入)兩切紙卷煙草コンゴウ・かをり・カイダ・ビジョン・銀河・蘭・マコー(以上十本入)メープル・いさを(十五本入)圓罐カイダ・ビジョン・銀河(以上五十本入)荒刻煙草不老煙(三十瓦入)長壽煙(六十五瓦及三十瓦入)韓煙(百四十瓦入)の十七種である。

製造煙草の配給に付ては政府の常に努力して來た所であつて、屢々販賣機關の配置變更は行はれたが、昭和十年度末現在に於ける販賣官署は地方專賣局四、出張所二十二である。煙草販賣に付ては從來煙草

元賣捌人をして製品配給の任に當らしめつゝあつたが、昭和六年七月一日以降政府の直營に變更し、從來の煙草元賣捌會社營業場所所在地三百三十五箇所に販賣所を設置し、同所より煙草小賣人に製品の配給を爲さしめることとなつた。其の後も引續き販賣所區域に變更があり、其の結果昭和十年度末現在に於ては販賣所數は三百九箇所となつた。

人 蔘

人蔘は朝鮮では、殆んど各道に亘つて産出するのであるが、古來高麗人蔘を稱して江湖に貴重されて居る人蔘は京畿道開城附近で生産されるもので政府は此の人蔘を原料として紅蔘を製造するのである。

紅蔘は舊韓國政府時代よりの專賣で併合の際同國政府の制定に係る紅蔘專賣法を繼續して來たが、大正九年十月之を廢し新に紅蔘專賣令を公布し、爾來人蔘は長足の進歩を遂げ今日の盛況を呈するに至つたのである。

昭和十年度に於ける紅蔘の製造高及販賣金高を示せば左の通である。

年 度	水蔘收納高		製 造 高		販 賣 金 高		副 産 物 計
	斤	圓	斤	圓	圓	圓	
昭和十年度	二四、六六三	六、九五二	紅蔘 一三、七四四	一、六三〇、三六七	尾蔘 四〇、三三八	四三三、〇〇〇	一、七〇三、六九五

人蔘は一般作物と異つて、播種後五、六年を経過しなければ收穫することが出来ないので、其の製法

に依つて紅蔘となり又白蔘となるのである。紅蔘は水蔘（生人蔘）を蒸して日光及火熱に依り乾燥して製造するが、白蔘は水蔘の表皮を搔ぎ取り單に日光に乾かして製造するのである。紅蔘は價高く、白蔘は價安いが兩者共形態が整ひ其の大なるものが尙ばれるのである。尙紅蔘は専ら支那に輸出せられ同國に於ては古來萬病の靈藥として愛用されて居るが、白蔘は主として朝鮮及内地に於て消費されるのである。

## 鹽

古來朝鮮に於て消費する鹽は専ら沿海各地で製造する煎熬鹽を以て之に充てたが其の製造方法は甚だ幼稚であつて燃料や勞力を要することが夥しく、爲に生産費は高價となるを免れ難い結果、明治三十五年頃から漸次安價な支那天日鹽の輸入を誘致して逐年其の數量を増加するに至つたのである。依て時の政府は同四十年以來京畿道朱安に於て天日製鹽の試験を兼ね鹽政の確立を企圖したのであるが其の試験は極めて良好なる結果を得たので朝鮮に於ける鹽の自給自足を圖る目的を以て天日製鹽は之を官營とし、明治四十二年以來鹽田の築造に取りかゝり日韓併合後も之を踏襲して逐次擴張を圖り來つたのである。然るに中途中央政府の財政緊縮等に依つて計畫通りの擴張を爲し得なかつたが、輒近四圍の狀勢よりして鹽の自給自足の急務なるに鑑み、昭和八年度以降五箇年繼續事業（第一次擴張計畫）として一千一百町歩の鹽田擴張を期し、其の内昭和十年度末迄に竣成したものが九百十三町歩であるが、次で昭和十年度以降更

に五箇年繼續事業（第二次擴張計畫）として一千一百町歩の擴張を爲すこととして所期の目的達成に努めつゝあり、而して昭和十年度末に於ける鹽田面積は三千三百八十七町歩に達し、現に實施中の既設鹽田の内部改良や集約製鹽等の生産鹽の品質改良及増産諸工作は前記第一次及第二次計畫鹽田の竣成及之が熟田化と相俟つて遠からず自給自足の域に到達する豫定である。

翻て朝鮮に於ける鹽の消費量は年額約三億四千八百萬疋であるに對し、官鹽の供給力は一億六千六百萬疋内外であつて之に民營の在來煎熬鹽の生産約三千六百萬疋を見込むも、尙一億四千六百萬疋内外の不足量は之を輸入に俟たねばならぬ状態である。然るに朝鮮に於ける鹽の關稅特例は昭和五年三月限廢止せられ、鹽は無税となる爲鮮内鹽業に及ぼす影響が甚大であるに、共に一面自由輸入の爲に市場に於ける競争を誘發して生活必須品である鹽をして投機的目的物たらしめ、其の趨くところ需給の不圓滑や鹽價の亂高下を招來するは明であるので、政府は此の弊害を除去することに鮮内鹽業者を保護せんが爲鹽の輸入に付ては管理制度を採ることとして、昭和五年三月鹽の輸入管理に關する制令を公布して鹽の輸入は總て政府の命令又は許可を要することとなつたのである。之に依つて政府は輸入鹽の管理と官營鹽田の生産鹽とを併せて其の統制下に置くこととなり、茲に鹽政の確立を期することに其の實行上にも之が統制權を把握するに至つたのである。

天 日 鹽 生 産 高

專賣

一一二

年度

廣梁灣(徳洞、貴城を含む)

朱安(南洞、君子を含む)

南市

合計

昭和十年度	面積 一、一五〇町	生産高 一、二五、八九三千疋	面積 一、一五〇町	生産高 一、一六、九六三千疋	面積 四八三町	生産高 三〇、九六六千疋	面積 三、七五五町	生産高 三、七三、六八千疋
-------	--------------	-------------------	--------------	-------------------	------------	-----------------	--------------	------------------

備考

- 一、昭和十年度は製鹽上天候良好にして著しく生産増を見たのである。
- 二、面積は製鹽作業を行ひたるもののみを示したものである。

阿片

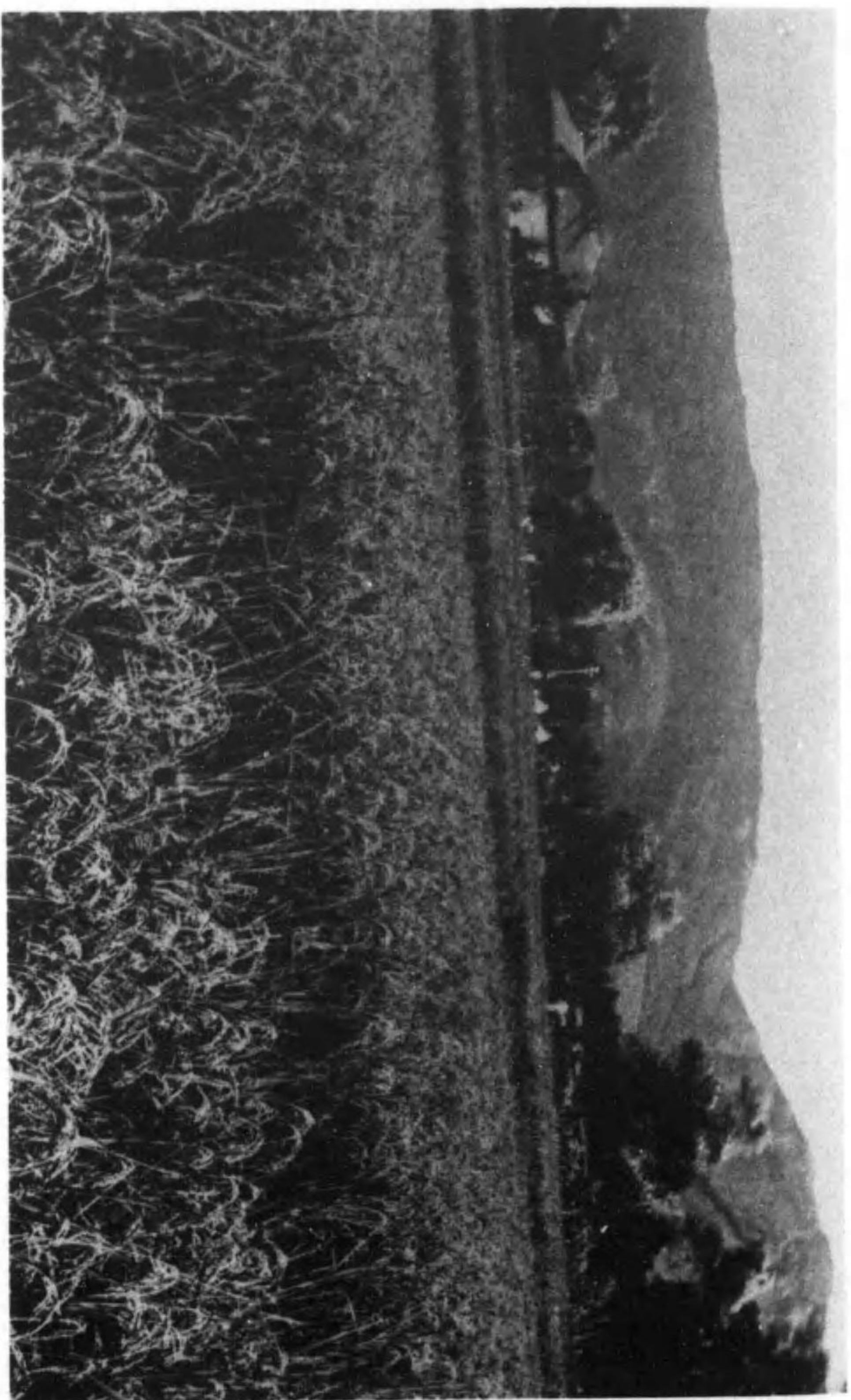
往昔朝鮮にも阿片煙吸飲の弊風が流入し其の害毒が尠くなかつたので、政府は法規を設け之が取締を嚴にしたが因襲久しきが爲容易に之を根絶する事が出来ず、殊に阿片製造を目的に罌粟の密栽培を企てる者があるので、政府は阿片製造の許可を受けた者の外は罌粟の栽培を嚴禁し、尙之が栽培區域を限定し製造した阿片は政府に收納して特定の製藥業者に拂下ぐる等取締を嚴にしたので、現今阿片煙の吸飲は其の跡を斷つに至つたが、其の後之に代つて「モルヒネ」の注射服用をなす者が出来たので、政府は「モルヒネ」類の不正受授を禁止し、「モルヒネ」中毒者の防止に努めたが往々不正の受授行はれ、或は不當の價格で販賣する等其の害毒が尠くなかつたので、之が中毒者を根絶する爲「モルヒネ」類の製造販賣を政府の事業とし、尙中毒者を登録公認して治療をなすと共に「モルヒネ」類供給の爲、昭和四

年九月專賣局官制を改正して京城地方專賣局内に「モルヒネ」製造工場を新設し、同五年三月から事業を開始し其の後モルヒネ中毒者も漸次減少し順調に進捗しつつある。尙罌粟の栽培區域は京畿・江原・咸南・咸北の四道であつて昭和十年度收納阿片は一萬八千三百四十八疋餘りである。

製造	鹽酸モルヒネ	鹽酸チアセチル	醫藥用阿片	計
高	八四、二五〇瓦	〇瓦	五、〇三〇瓦	八九、二八〇瓦
下	六、九五五瓦	二、三六三瓦	七、七七五瓦	八七、二二三瓦

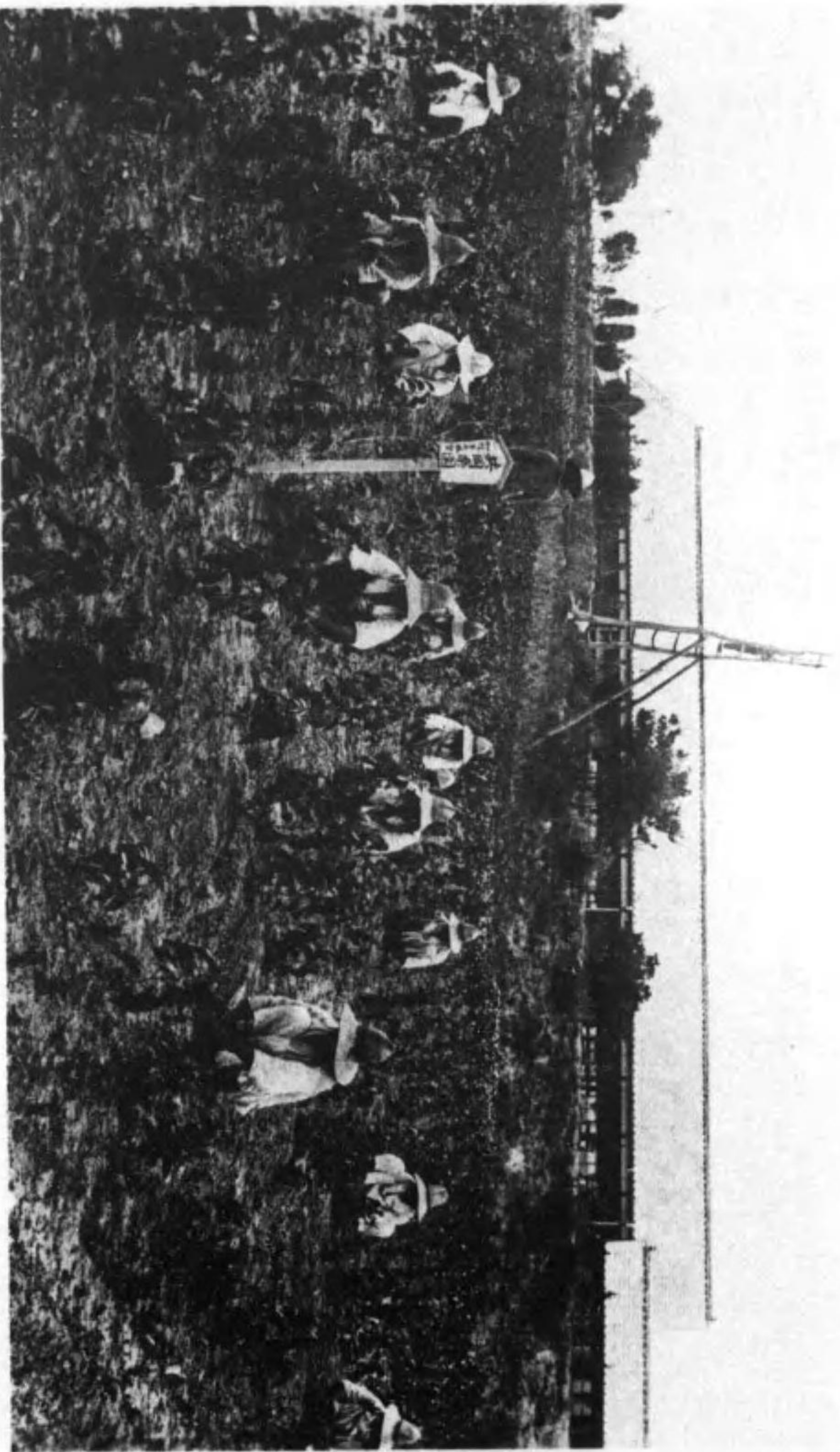
專賣

一一三



景 實 の 田 稻

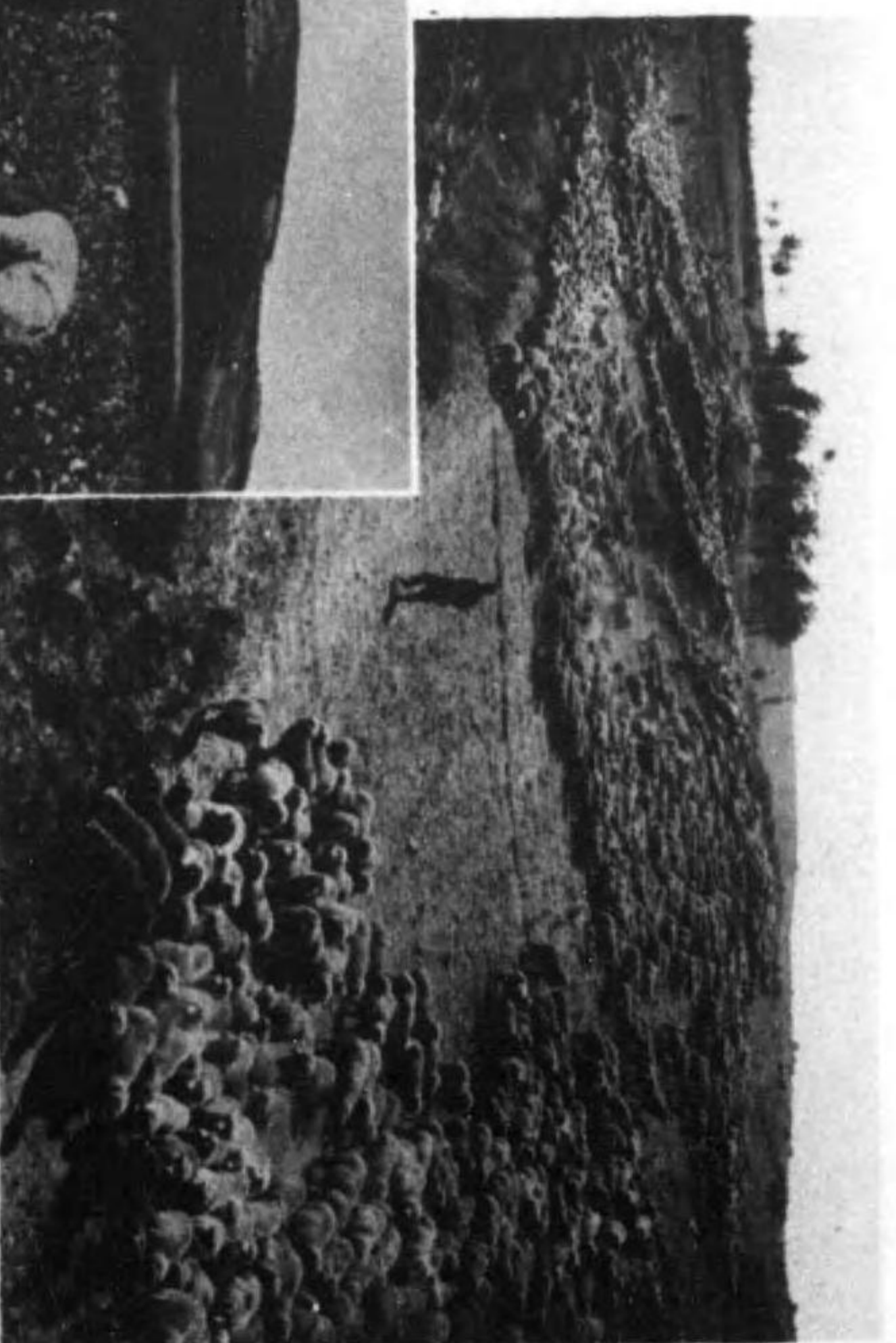
Faint, illegible text, possibly bleed-through from the reverse side of the page.



(郡浦金・畿京) 業作同共園桑及鐘時報の里陽加



取 採 架 棉



牧 放 の 羊 綿

## 八 農 業

### 土 地

朝鮮は到る處農業に適し、殊に南部地方は氣候溫暖で農作物の發育最も佳良である。冬季は寒氣が強いが、麥類の如き冬作物の枯死する虞もなく、年中概ね空氣が乾燥してゐるから、收穫物の品質も亦良好である。但夏作物中水稻の如きは氣候の關係上生育良好なるべきに拘らず、從來用水不十分の爲屢旱害を被るこゝがある。然し灌漑の設備年々發達して來たので、漸次其の度を減じつゝある狀況である、産米増殖に付ては初め大正九年度から約十五箇年に亙り土地改良事業を施行するこゝとなつたが、大正十五年更に計畫の一部を更正し、同年以降十四箇年を期し三十五萬町歩の土地改良を施行するこゝとなつたが、昭和九年五月内外兩地の米穀事情の變遷に鑑み、本計畫は窮迫せる米穀事情の解消するまで當分の間之を中止する方針を採つた。昭和十年十二月末統計に依る耕地面積を掲ぐれば左の通である。

畜		田		計	
一 毛作	二 毛作	田	計	畜	田
一、三〇、九一・三 <sup>町</sup>	四三、七五・一 <sup>町</sup>	一、六八一、四〇・三 <sup>町</sup>	二、七五〇、九六・九 <sup>町</sup>	四、四三三、二七九・二 <sup>町</sup>	三二、九六八 <sup>町</sup>
					四五、九五三・六 <sup>町</sup>
					四七、七七二・三 <sup>町</sup>
土地臺帳未登録見積面積					
一一五					

農

業

土地臺帳未登録見積面積

自作	田	五、二六八	町	一、五二、三九三・八	町	一、二五、七五三・六	町	一、九六、六四六・〇	自作	田	五、九三三・六	町	三〇、九六・一	自作	田	一五、九七六・三	町	一四、九七一・五
	畜	五、二六八	町	一、五二、三九三・八	町	一、二五、七五三・六	町	一、九六、六四六・〇		畜	五、九三三・六	町	三〇、九六・一		畜	一五、九七六・三	町	一四、九七一・五

### 國有未墾地

國有未墾地は多くは河邊荒蕪地又は山麓傾斜地に在つて、其の面積は未だ正確な調査を爲したものがな  
いけれども、概算九十萬町歩に達する見込で、咸鏡南北及江原道地方には一個所で數百町歩に互るもの  
がある。國有未墾地利用法は此等の未墾地の利用を奨励する趣旨を以て制定したもので、處分の敏活  
さ、事業の促進を圖る爲、面積十町歩未満のものは道知事の處分に移し、面積十町歩以上のものは朝鮮  
總督の許可を受けることになつてゐる。貸付期間は十箇年を限度とし、開墾・牧畜又は植樹の爲若は公  
共の利益となるべき事業に供し、或は農民・漁民の住宅に供する爲貸付を受け、事業成功したものには  
土地の狀況其の他特別の事由に依り拂下の必要があることを認めた場合の外は凡て之を附與することに  
する。貸付料は一町歩に付五十錢であるが、特別の事由ある場合には減免せられることもある。

國有未墾地の利用は夙くから有利なことを認められ、之を田・畜に開墾するもの多く、昭和十年度末現  
在に於ける附與拂下は一萬四千三百八十六件、面積二萬八千二百六町歩であつて、現在貸付許可中の

ものは二千六百十八件、面積一萬九千三百六十三町歩に達してゐる。

### 公有水面 (干潟及沼澤)

干潟及沼澤は從來國有未墾地として取扱はれてゐたが、大正十三年八月一日以降朝鮮公有水面埋立令施  
行の結果、埋立及干拓に付ては同令の適用を受けることになつた。而して從來國有未墾地利用法に依り  
處分せられたもの、内比較的大面積のもの、多くは公有水面で、一箇所數百町歩に達するものも少なく  
ない。之が利用に當つては防潮堤・用水源等の設備に相當の費用を要するけれども、之を内地のそれに比  
較すれば遙に僅少の額で足りるのみならず、利用の餘地甚だ多く、且地味は概ね肥沃であるから、收益  
も少くないのである。干潟地の各道合計面積は約二十萬町歩に達してゐるが、其の内開墾可能見込面積  
は七萬三千三百五十七町歩である。

公有水面埋立令は大體内地の公有水面埋立法の規定を準用して免許制を採り、免許權者の權利義務を明  
確にしたものである。

公有水面は周到な用意の下に利用を圖るならば、營利事業として充分の價值を有するものなるに共に、  
國土の擴張・過剩勞力の調節等國益の増進に寄與する處が少くないので、從來有力な企業家に於て之を  
利用しやうとする者が多い。

昭和十年度末現在に於ける竣功認可は二千四百六十三件、面積三萬三千二百二十二町歩であつて、現在埋



立免許中のものは一千七百七件、面積三萬三千五百六十三町歩である。

### 農業者

農業者の状況は左表の通であつて、大地主は多く都會に住居し、土地所在地に土地管理者を置いて小作地を管理し、小作料を徴収するのを普通とする。小作料徴収の方法は概ね(一)秋收期に検見を行ひ、生産額の二分の一を標準として小作料額を定むるもの(二)收穫時に其の收穫物を折半し、其の一を小作料とするもの(三)年の豊凶に拘らず一定の小作料を定め置くもの、三種がある。而して小作契約は大地主・會社・農場等に於て成文契約をなすものもあるが、一般には口約で之を定むるを普通とする。昭和十年度農業者は左の通である。

#### 農業者戸數

自作	自作兼小作	小作	純火田民	被備者	計
五四七、七六九戸	七三、八八六戸	一、五九一、四三二戸	六、四三三戸	二二、七二二戸	三、〇六六、四八九戸
内地人	朝鮮人	滿洲國人及中華民國人	計		
八、四一九戸	三、〇五五、四三三戸	二、六七三戸	三、〇六六、四八九戸		

備考 本表中被備者とは耕地を所有並に占有せず、他人に雇傭されて農業に従事し、獨立の世帯を樹つる者を謂ふ。

### 農産

イ、米 農業生産額中首位を占むるものである。然るに總督府始政當時番の荒蕪甚しく、反當りの收量少く、又品質劣等であつた爲、改良増殖を圖つた結果、今日では收量品質共に面目を一新し、其の生産高は昭和十年に於て一千七百八十八萬石、輸移出高九百〇三萬石、其の價額は二億四千四百八十八萬圓に達するに至つた。

ロ、大豆 品質收量共に佳良で、各道到る處に栽培せられ、殊に西北鮮には優良品を産し、内地及滿洲種に比較するに蛋白質に富んでゐるから、豆腐・味噌・醬油等の原料として貴ばれてゐる。昭和十年中の輸移出額は約百萬石、其の價額一千七百五十七萬圓で、米に次ぐ重要移出品である。

ハ、麥 大麥・小麥及裸麥を主とし、裸麥は中鮮以南の氣候溫暖なる地方に栽培せられてゐる。小麥は近年生活程度の向上に因り、鮮内消費額は益々増加する状況である。

ニ、粟 西北部の主要畑作物であるが、該地方の常食品として重要視され、其の栽培は古より盛に行はれてゐるが、未だ鮮内の需要を充すに至らない。昭和十年中には百五萬石、價額二千二十七萬圓の輸入があつた。

#### 主要農作物作付段別及收穫高 (昭和十年末)

農業

1110

作付反別	水稲	陸稲	計	水稲	陸稲	計	一段歩收穫高
	1,656,299.9	3,409,044	1,664,559.3	1,762,186	273,802	1,784,469	1,063
收穫高	876,843.1	336,533.4	1,213,376.5	875,663	1,933,877	1,666,526	0,998
作付反別	大豆	小豆	粟	大豆	小豆	粟	一段歩收穫高
	791,857.5	234,809.1	944,433.4	4,775,276	944,219	48,607,777	0,553
收穫高	791,857.5	234,809.1	944,433.4	4,775,276	944,219	48,607,777	0,553

ホ、甘藷 朝鮮地方に多く栽培せられ、農家の補食用として嗜好せらる。

ヘ、馬鈴薯 北鮮地方に多く生産し、品質佳良なるものあり、其の栽培年々増加し、甘藷と共に農家各種の需要を充しつゝあり。

ト、果實 風土極めて果樹の生育に適するを以て、近時富川・大邱・大田・三浪津・金海・黃州・鎮南浦・平壤・咸興・德源・羅南を始め其の他各地に於て其の栽培に従事する者年々増加するに至つた。

チ、蔬菜 従來白菜・蘿蔔・甜瓜・南瓜・水芹・蕃椒・蒜等の栽培多く行はれ成款甜瓜、開城・京城白

菜の如きは其の尤なるものである。近來内地人の移住増加に伴ひ、種々なる蔬菜類の栽培漸次増加した。

リ、棉花 棉は咸鏡南道の一部及咸鏡北道を除くの外各地殆ど之を栽培せざるなく、就中全羅南道・慶尙南道及平安南道は其の主産地にして、全羅北道・忠清南道及黃海道之に亞ぐ。在來棉は纖維太くして短く弾力に富み、各種の用途に適するも、繰綿歩合低く、且品質優良ならざるを以て、明治三十九年以來政府保護の下に、收量繰綿歩合共に多く、纖維細長にして紡績原料に好適せる米國種陸地棉の栽培を奨励せしに、成績良好にして年々其の栽培反別を増加し、同四十三年に於ては陸地棉作付反別千二百六十八町歩、其の栽培戸數僅かに二萬九百餘戸なりしに、昭和十年には作付反別十四萬七千六百四十四町歩、其の栽培戸數八十六萬二千七百七十戸の多きに達し尙陸地棉に不適なる地方即京畿道の一部及黃海・平安南北・江原道には在來棉を奨励栽培せしめ昭和十年に於ては其の作付總面積六萬一千九百二十四町歩、栽培戸數二十九萬一千七百四十三戸に及んだ。

而して昭和十年は幸にして天候順調、收穫高は遙に前年を凌駕するに至り、同年末棉作付反別・收穫高及輸移出額は左の如し。

作付反別	陸地棉	在來棉	計	陸地棉	在來棉	計	輸移出高
	1,477,643.7	62,944.2	3,096,677.9	1,664,948.8	433,800,149	333,748,967	333,262
備考	輸移出高は繰綿打綿の合計とす。						

1111

蠶業

イ、桑苗 從來桑樹は山桑又は<sup>イ</sup>在來桑のみで、蠶兒の飼料としては不適なもの多く、加之繁殖法も採木接木の方法に依ることなく、種實より得たる實生苗に過ぎなかつたので、本府は始政以來各道農蠶獎勵機關をして朝鮮に適應する優良品種の選定に努力すること共に内地より優良品種を移入し、一方當業者を指導督勵し、桑苗生産の助長に其の圓滑なる普及計畫を樹て之を獎勵した。斯くして現在に於ては魯桑・魯桑實生・市平・赤木・島の内・改良鼠返等の優良品種に在來桑たる耐寒性強き錦桑・秋雨・唐桑等優良品種の選出を見るに至つた。而して此等桑苗の主たる生産地は當初は慶北・全南・慶南・京畿・忠南等であつたが、現今は全鮮各道に生産され、本府に於ては更に一般蠶業の進展と共に大正十四年産繭百萬石增收計畫を樹立し、同計畫に基く植桑獎勵補助交付を實施した結果一時は多數の桑苗を移入したる朝鮮も、今や其の要を感じざるのみならず、却て過剰の桑苗を移出するの狀況になつた。最近三箇年に於ける桑苗生産業者及生産額は左の通りである。

桑苗生産業者數	生産額		
	實生	接木	其他
昭和八年	栽植用 九、三五、四六二 砧木用 三、三三、四〇八	二八、二四、八五八	一、三六、七三五
昭和九年	八、三五、四九〇	五〇、六〇、八六二	四三、三九、六五五
昭和十年	八七七	六、三〇、七六一	五、八七、二〇〇
		三、三二、四八八	二、四一、二七七
			六、〇〇〇
			一〇、一三、七九、九七七
			九、七三、五〇八

昭和九年 九七七 八、三五、四九〇 五〇、六〇、八六二 四三、三九、六五五 六、〇〇〇 一〇、一三、七九、九七七  
 昭和十年 八七七 六、三〇、七六一 五、八七、二〇〇 三、三二、四八八 二、四一、二七七 九、七三、五〇八

ロ、蠶種 蠶種は從來養蠶家自ら製造を爲し來り、且其の種類の如きも雜駁劣等なる三眠蠶であつたので、施政以來勸業模範場（現農事試験場蠶絲部）に於て優良蠶種を製造配付するの傍、内地蠶種をも移入配付を爲し、一面地方廳に於ても大正二三年頃より蠶種製造者を養成し、併せて内地人蠶種製造者の移住を慫慂し、此等に蠶種製造を経営せしめ、その移住者も養蠶の發達に伴ひ漸次増加し來り、更に大正八年四月朝鮮蠶業令並其の附屬法令を發布し、蠶種製造及移入に制限を加へ、蠶種の取締を爲すに至つた。而して一面養蠶業獎勵機關に於ても疆内の風土に適應せる蠶種の選定に努め、優良蠶種の製造を爲し、之を蠶種製造者に配付し、普通蠶種の製造を爲さしめてゐる。

今其の主なる種類を擧ぐれば春蠶に於ては國蠶日一號×國蠶支四號・國蠶支四號×國蠶歐三號・國蠶支一〇六號×國蠶歐十八號・國蠶支十四號×國蠶歐十七號並國蠶歐七號×國蠶支七號、朝五蠶一號×國蠶歐十八號・朝四蠶一號×國蠶支十六號・國蠶支十六號×國蠶歐十八號×國蠶支十七號×國蠶歐十九號・國蠶支十七號×國蠶支一〇六號の一代交雜種であつて、夏秋蠶種は國蠶支一〇六號×國蠶歐十八號・國蠶日一號×國蠶支一〇一號×國蠶日一一〇號×國蠶支一〇六號・國蠶日七號×國蠶支一〇六號・國蠶日一〇六號×國蠶支一〇一號の二化交雜・國蠶日一〇七號×國蠶支一〇一號×國蠶支九號の三元交雜種が其の大部分を占めてゐる。

昭和十年の統計に依るに、蠶種製造者は全鮮を通じ二百五十六名であつて、其の蠶種製造高百三十二萬五千九百枚を示し、鮮内の需要枚數以上の製造能力を有するに至つた。而して養蠶の進展にひ伴、將來益斯業の隆盛を見るこゝこならう。

ハ、養蠶 養蠶は全鮮到る處に生産せられ、蠶繭は特殊農産物中農家の現金收入上最重要なるものに屬し、就中慶北・江原・全南・平南・咸南・忠北の諸道最も多く、其の他各道も亦日進の狀勢に在り。從來は劣等なる在來三眠蠶であつたが、施政以來品種改良に努め獎勵の結果、漸次飼育技術の向上と共に其の面目を一新し、全鮮到る處優良産繭を見るに至り、之が取引は共同販賣に依り鮮内製絲工場

の原料として隨意契約に依り購繭地區を定め取引をなしてゐる。更に本府は大正十四年より向ふ十五箇年を期し、産繭を百萬石に増殖せしむる目的を以て計畫を樹立し、年々國庫より補助金を交付し、斯業の發達を圖つてゐるから、逐年激甚なる産繭額の増加を爲し、豫定の年限までには其の目的を達する見込である。昭和十年に於ける狀況は左の通である。

桑田反別	養蠶戸數	蠶種		産繭額		製絲戸數	生産額
		種立枚數	製造枚數	春蠶	夏秋蠶		
六、四四、四	八二二、五七三	一、〇九五、〇〇〇	一、三三五、六九九	六、一〇、〇〇〇	三三〇、七三三	六、一、八〇一	六、一、三〇〇
				計		六、一、三〇〇	五、〇、一〇一

ニ、生絲 生絲は從來は幼稚なる在來製絲法に依り繰絲せられ居たが、晩近蠶業の發達に伴ひ、漸次器械製絲法に依る輸出向優良生絲を製造する者續出する様になつた。而して此等の主要産地は京畿・忠

北・忠南・全北・全南・慶北・慶南・黄海・平南・江原・咸南等で、昭和十年に於ては器械製絲釜數九千餘釜、此等に依る生絲製造額三十二萬百貫、其の價額一千三百九十二萬圓となり、之に其の他の製絲法に依る釜數三十五萬三千七百釜其の生絲製造額十八萬九千貫、價額五百三十二萬圓を加ふれば、生絲總生産額に於て五十一萬九千貫、總價額實に一千二百二十四萬圓を示し、逐年激増の盛況を呈してゐる。而して昭和十年八月制令第十一號を以て朝鮮製絲業令を制定公布し、之が統制及指導監督を強化し益斯業の伸展を圖るこゝこなつた。

畜産

イ、牛 朝鮮牛は性質溫順體軀強健で、農耕・運搬に適し、營農上最重要なるのみならず、肉質良好なれば、肉用として亦廣く歡迎せられ、其の皮は緻密強靱、皮革の原料として好適なる素質を具へ生牛及牛皮の内地に移出せられる數量は年に依り消長あるも、年額五百萬圓乃至八百萬圓に達し、朝鮮移出品の樞要なる位置を占め、施政以來種牡牛の設置及種付、優良牛の生産、牛契の設置、飼料の改善充實等に關する獎勵施設を爲すと共に、近時産米増殖計畫の遂行に伴ひ、益之が増殖の要を認め、蕃殖牝牛の設置、低利資金に依る耕牛の預託其他畜牛共濟事業等を獎勵せしに、逐年良好なる成績を收め、施政當時七十萬三千八百餘頭に過ぎざりし畜牛數は、今や百六十七萬九千餘頭を算するに至つた。而して牛の價格は地方に依り差異あるも、平均成牛一頭、牡九十圓、牝七、八十圓内外である。

乳用牛はホルスタイン種を主とし、飼養頭数は約千七百頭で、其の搾乳高二萬石餘である。

ロ、馬 在來馬は體軀倭小にして耕耘に使用せられざるも、比較的力強く、嶮路峻坂を行くに巧にして専ら乗駄兩用に供せられ、性質亦順良にして御し易い。普通一頭の價格約三、四十圓以上七、八十圓である。朝鮮競馬令の實施に伴ひ、近時内地産の馬を移入する者著しく増加し、咸北慶源に國營の種馬牧場を設けて優良種馬の種付を奨励し、李王職は蘭谷牧場を設け、洋種及雜種の蕃殖試験を行つてゐる。

ハ、騾 乘駄輓用に供せられるも其の數少く、一頭の價値は約三、四十圓、騾は五、六十圓内外である。

ニ、緬羊 大正八年より咸鏡北道其他四道を選び、蒙古種羊を民間に配付して試験的飼育を行はしめ、同時に元洗浦牧羊支場に於て蒙古種の雜種改良試験を行ひたるも、同十三年行政整理の爲之を廢止し、飼羊の大部分は民間に讓渡飼養せしめた。然れども羊毛の自給は時局に鑑み、國策上の緊要事項に屬するを以て、昭和九年度より新に緬羊奨励計畫を樹立し、朝鮮の風土に適するコリデル種を奨励品種と定め、民間牧羊場の保護を爲すと共に、咸北明川郡阿間面に國立種羊場を設置し、先づ飼料の豊富なる西北鮮地方の農家に副業的飼養を爲さしめ、漸次全鮮に及ぼすこととした。

ホ、豚 農家に飼養せられ、其の數牛に次ぐ。在來種は體軀倭小晩熟にして肥大性を缺き、品質劣等なるを以て、施政以來改良種としてパークシャー種の飼養を奨励せしに、漸次其の數を増加し、昭和十

年末には總頭數約百六十二萬頭の約六十%に達した。

ヘ、家禽 鶏最多數を占め、鶯・鷺及七面鳥等は其の數甚だ少い。鶏は殆ど全農家に於て之を飼養し、在來種は稍小形にして體質強健敏捷なるも産卵少き爲、施政以來奨励に依り改良種たる白色レグホン種、名古屋種等の飼養漸次増加し、昭和十年末には總羽數約七百十二萬羽中改良種の歩合約四十九%に達した。

ト、養蜂 朝鮮に於ては古來蜂蜜を食用及藥用に供するを以て蜜蜂を飼養する者少からず、江原道・平安南北道・慶尙北道最盛にして、昭和十年の蜂蜜・蜜蠟生産額は約八十六萬圓に達し、農家の副業として、將來發展の見込がある、近時改良種としてイタリアン種・カーニオラン種を飼養する者あるも、其の數未だ多からず。

昭和十年末家畜及家禽現在數は次の通である。

牛		馬		驢		騾		山羊	
牝	牝	計	飼養戶數	牝	牝	計	飼養戶數	驢	騾
六二九、五四六	一、〇五九、九四四	一、六七八、四九〇	一、三三三、八五一	二五、五〇〇	二七、〇〇六	五二、六〇八	五、一三三	四、五九九	一、三六九
計	飼養戶數	牝	牝	計	飼養戶數	驢	騾	計	飼養戶數
九、三三八	六七四、七三八	九四一、六八〇	一、六六六、四八〇	一、一五三、四七三	二、〇六一、一四〇	五、〇五〇、六〇〇	七、一七二、七四七	一、六三〇、四八三	一、二二七

## 穀 物 檢 査

一、米穀検査 米は物産の大宗にして、輸移出品の首班である。其の改良に關しては種々の施設を爲し、大正四年二月總督府令を以て米穀検査規則を發布し、次で大正六年九月同規則を改正したが、大正十一年七月再び規則を改正し、白米検査をも全鮮(咸北を)に施行した。爾來米穀の改良大に進み、聲價著しく向上し、廣く内地に取引せらるゝやうになつたが、検査は道知事の權限の下に道地方費の事業として行はるゝ爲、動もすれば検査の統一を缺くばかりでなく、不良品の輸移出を徹底的に防止するこゝが出来ず、延いて鮮米全體の聲價を損傷し、取引の紛議を惹起する虞あるのに鑑み、此等の弊害を矯正し、進んで取引の圓滑を期する爲、根本的に制度の改正を行ひ、朝鮮穀物検査令(令)及朝鮮穀物検査令施行規則(令)を發布し、昭和七年十一月一日より穀物検査事業を國營に移管し、以て其の完璧を期するこゝをこしたのである。而して粳の検査に付いては昭和九年十月粳検査規則を公布し、差當り希望検査を実施して來たのであるが其の結果に依れば農家の經濟向上上且取引改善上極めて良好の効果を齎したる實績に鑑み、前記穀物検査令施行規則を改正し昭和十年十月一日より粳に付いても一般検査を行ふこゝをこした。今検査の要點を擧ぐれば、

(イ) 全鮮を仁川・群山・木浦・釜山・鎮南浦・元山の各港を中心とする六検査區域に分ちたるこゝをこ  
(ロ) 朝鮮總督の指定する地より又は指定する地を経て穀物を搬出する場合は必ず検査を受くるこゝをこ

(ハ) 検査等級は玄米は一等以下五等の五階級に、白米は一等及二等の二階級に分ち、不合格米は輸出又は移出を禁止し粳は一等より三等迄の等級を附し其の他のものは之を等外とせしめるこゝをこ (ニ) 玄米は一呎四斗(口枴五合) 白米の呎入は一呎六十キログラム(口枴四百) 布袋入は十五キログラム(口枴百) 及三十キログラム(口枴二百) 粳は一呎九十斤(口枴一斤) とせしめるこゝをこ (ホ) 検査後一定期間を経過したるもの、病害蟲其の他の被害に依り穀物損傷し又は變質異状を呈したるもの、包装の損傷したるもの、包装を更めたるもの、検査證印及検査所記號其の他の記號なきこゝをこ又は磨滅・汚損等に因り之を識別し難いやうになつたもの、封箋紙・證票又は票箋毀損又は亡失したるものは更に検査を受けなければ其の輸移出を禁じ、其の他一般廻着品は積出港に於て悉く點檢を行ふこゝをこ (ヘ) 検査を爲したる米穀には其の包装に検査證印及検査所記號を押捺するこゝをこ (ト) 朝鮮産以外の米穀又は屑物・碎米等を輸出又は移出せしめる場合は穀物検査所の承認を要するこゝをこ等である。

二、大豆検査 大豆は米に亞ぐ重要農産物であつて、其の改良は最も緊要であるから、米穀検査規則に準じ、大正六年九月より之が検査を施行し、更に大正十一年七月米穀検査規則改正に伴ひ、大體同令に準じ、之を改正したが、昭和七年十月一日より米穀と共に國營検査を実施し、検査等級を特等以下四等の五階級に分ち、一呎の容量を四斗(口枴五合) とした。

三、小麥検査 小麥検査は主要生産地である黄海道(大正七年) 及平安南道(大正十年) に於て道令を以て米穀検査と略同様の條件に付検査を行つてゐるが、昭和七年十月一日より米穀と共に國營検査を実施

し、検査等級を以下三等の三階級に分ち、一呎の重量を九十斤(口枡一)とした。尙其の後京畿・忠南・忠北・全北(一部)・慶北・慶南(一部)・江原・咸南の各道にも同様検査を施行した。

四、小豆・菜豆・豌豆検査 小豆は咸鏡南道(大正十一年)・黄海道(大正十三年)・咸鏡北道(昭和三年)・菜豆は咸鏡北道(大正九年)・咸鏡南道(大正十一年)・豌豆は咸鏡北道(大正九年)に於て夫々道令を以て検査規則を發布し、検査を施行してゐたが、昭和七年十月一日より國營検査を實施し、検査等級を以下三等の三階級に分ち、呎入一呎四斗(口枡五合)・麻袋入一袋百五十斤(口枡二)とした。尙其の後小豆検査を平安南道にも施行した。

穀物検査成績

玄米検査成績表 (呎)

検査總數	合格					不合格内譯		
	一等	二等	三等	四等	五等	計	上	下
自昭和九年七月 至昭和十年十月	三、八五、〇三二	一、四八、八七九	四、一八、〇七二	一、九一、〇〇〇	一、八〇、〇七九	六、一七、〇六二	七、三三、一〇三	一、八三、八七九
検査總數	合格					不合格内譯		
自昭和九年七月 至昭和十年十月	四、七四、六、五六七	一、三〇、四四二	二、五七、五五三	五九、二九五	四、四七、二八八	九四、五	二九、二七九	

粳検査成績表 (呎)

検査總數	合格					不合格内譯	
	一等	二等	三等	計	合格歩合	不合格	
自昭和九年七月 至昭和十年十月	一、〇、〇〇五	八、九三、七五七	三九、〇〇〇	九、三三、八七三	八八・七	一、二七、一六八	

大豆検査成績表 (呎)

検査總數	合格					不合格内譯		
	特等	一等	二等	三等	四等	計	合格歩合	不合格
自昭和九年七月 至昭和十年十月	二、四七、八八六	二、四四、八九九	二、五八、八〇二	八、〇、八〇二	一、〇三、六、一五三	二、六三、三、四三三	九三、二、一六四	六、四三三

小麥検査成績表 (呎)

検査總數	合格					不合格内譯		
	一等	二等	三等	計	合格歩合	上	下	
自昭和九年八月 至昭和十年七月	九六三、四九〇	三、三三〇	二、九三、二九八	四、七〇、五六五	七、七、一九三	九七、九	一、七五、五二三	一九、七、四一九

小豆検査成績表 (箇)

検査總數	合格					不合格	
	一等	二等	三等	計	合格歩合	不合格	
自昭和九年七月 至昭和十年十月	一、〇六、二六〇	一、八一	九、九	四、〇、〇一〇	四、三、一七九	四、〇、六	六三、〇八一

菜豆検査成績表 (箇)

検査總數	合格			内譯	計	合格歩合	不合格
	一等	二等	三等				
自昭和九年十月 至昭和十年九月	5,446	1	854	2,666	3,550	64.6	1,896
自昭和九年八月 至昭和十年七月	6,979	1	2,704	3,063	1,015	67.9	2,164

豌豆検査成績表 (箇)

検査總數	合格			内譯	計	合格歩合	不合格
	一等	二等	三等				
自昭和九年十月 至昭和十年九月	5,446	1	854	2,666	3,550	64.6	1,896
自昭和九年八月 至昭和十年七月	6,979	1	2,704	3,063	1,015	67.9	2,164

施政以前に於ける朝鮮の農法は所謂掠奪農法にして地方の消耗甚しかりしを以て施政以來先づ以て之が恢復を圖らむことを期し専ら自給肥料の増産に努め來りたりしが、爾來各種農産増殖の必要に迫られ、大正八年よりは一部使用法簡易なる販賣肥料の施用を更に昭和に入りてよりは一般販賣肥料の施用を認むるに至りたり。

右方針に基き昭和元年肥料改良増施獎勵計畫を樹立し、且つ農事改良低利資金(肥料購入資金を含む)の融通を開始し、次で昭和三年朝鮮肥料取締令を實施せられたる結果鮮内に於ける肥料の消費額は逐年増加を來し最近一年度總額二億四千萬圓内販賣肥料五千五百萬圓に達するに至りたり。

右は主として農家各自の努力に依る自給肥料の増産に因るものにして、農業の進展に農家の努力を證するものなり。雖一面販賣肥料の増加も亦頗る急激なるものあるに不拘農家の之が施用法並購入法は頗る不合理にして、單に多額の肥料の使用に依り直線的に増収するが如く誤信し肥料を濫用するもの續出するの現況に鑑み、昭和十年度に於ては朝鮮農會をして肥料配給計畫を樹立施行せしめ、更に昭和十一年度よりは第二次自給肥料増産に關する施設を講ずるに共に、新に土性調査計畫を樹立し十箇年計畫に依り鮮内主要耕地に付土性調査を施行し各風土作物に適する合理的經濟的施肥處方箋を作製し、之に依り農家をして施肥上誤ることをなからしめむことを期したり。

(一) 自給肥料の増産獎勵

昭和元年度以降十箇年計畫を以て肥料改良増施獎勵計畫を樹立し主として、堆肥・綠肥の増製・増産を圖り來りたるが其の實施成績は幸にして官民一致不斷の努力に依り相當の成績を示し居れり。

第一次計畫完了後の豫定數量と実績との比較

種別	計畫直前	昭和十年		比較増減(△)
		(完成時)の目標	生産高見込	
堆肥	一九一、二五六 <small>萬貫</small>	六六〇、〇〇〇 <small>萬貫</small>	六九三、五五一 <small>萬貫</small>	三三、五五一 <small>萬貫</small>
綠肥	五、二八九	七三、七〇〇	五三、一五三	二四、五四七
計	一九六、五四五	七三七、七〇〇	七四六、七〇四	九、〇〇四



右の如く現在自給肥料の生産額は相當増産せるに不拘總耕地反當二百十五貫に過ぎずして地力を維持するに必要なる數量にさへ達せざる状態なるを以て茲に第二次増産獎勵計畫を樹立し、昭和二十年を期し半島全耕地反當平均三四貫の自給肥料を施用せしめ以て最少限度耕地の地力の維持を圖らむことを期したり、而して本計畫に基く所要經費は年額約十七萬圓、十箇年總額百六十八萬圓とす。

(二) 販賣肥料の獎勵

販賣肥料の獎勵に關しては昭和元年度以降農事改良低利資金の融通の途を開き購入肥料は可成共同購入に依り成分價割安肥料の獲得に留意せしむるの外昭和三年一月より肥料取締令を施行し品位の保全に努め、更に昭和十年よりは系統農會に於ける肥料配給設備の擴充をも勸奨したる結果販賣肥料の需要は著しく増加し、昨十年に於ては其の消費額五千萬を超へ十年前の六倍に達し農産物の增收、農業經營の合理化に多大の効果を齎せり。

年次	消費額
大正四十年	三三三 <small>萬圓</small>
大正十四年	九一七
昭和十年	五、五〇〇

(三) 土性調査の施行

以上の如く朝鮮に於ける肥料の消費額は年々躍進的增加を示し居るも一般農家の之が施肥法を觀るに

頗る不合理にして何等氣候・土性・作物の特性等を考慮せず、徒に肥料を濫用し爲に被る損害鮮少なからざる狀況なるを以て之が弊害匡正の爲昭和十一年度以降十箇年を期し土性調査を施行し各耕地に適應する合理的且つ經濟的施肥法を決定し、農家をして施肥法を誤るまことなからしめむことを期したり。

計畫の概要次の如し。

- 一、施行期間 昭和十一年度以降十箇年
- 一、調査面積 既耕地四百四十萬町歩の中水利安全番七十七萬町歩、田八三萬町歩、計百六十萬町歩とす
- 一、施行機關 本府・本府農事試驗場・道農事試驗場
- 一、所要經費 年額約十二萬圓、十箇年約百二十萬圓とす

勸農機關

農業は産業中最重要な位置を占め、國民の經濟は一に繋りて其の振否如何に在るを以て、本府は之が改良指導の途を講ずる爲、勸農機關を設けたり。

イ、農事試驗場

- (一) 本場 京畿道水原に在り、農業・蠶絲業及畜産業の發達改良に關する調査及試験、種苗・

蠶種・種畜・種禽及種卵の配付、講習及講話等を行ふ。

(二) 南鮮支場 全羅北道裡里に在り、専ら稻作に關する試験調査を行ふ。

(三) 西鮮支場 黄海道沙里院に在り、畑作に關する試験調査を行ふ。

(四) 北鮮支場 咸鏡南道甲山郡普天面に在り、北鮮農事に關する試験調査を行ふ。

(五) 木浦棉作支場 全羅南道木浦に在り、専ら棉花に關する試験調査・棉種子の育成配付等を行ふ。

(六) 龍岡棉作支場 平安南道龍岡に在り、専ら棉花に關する試験調査、棉種子の育成配付等を行ふ。

(七) 金堤干拓出張所 全羅北道金堤に在り、専ら干拓に關する試験調査を行ふ。

(八) 車輦館蠶業出張所 平安北道車輦館に在り、専ら蠶業に關する試験調査を行ふ。

(九) 女子蠶業講習所 本場に附設し、蠶業に關する學理及實地を講習せしめ、昭和十年迄の卒業生總數七百餘名に及んだ。

ロ、種馬牧場 咸鏡北道慶源郡慶源面に在り、昭和七年咸鏡北道種馬所を國營に移管せしもので、種牡馬・種牝馬を飼養して馬の生産を圖るに同時に、地方牝馬に種付して馬産の改良を圖つてゐる。

ハ、種羊場 咸鏡北道明川郡阿間面に在り、昭和九年新設せられたもので主として、緬羊の改良増殖を圖り原種羊の配給を事業としてゐる。

ニ、道農事試験場 従來は道種苗場の名稱を以て農産の改良増殖に關する試験調査、種苗・種卵・種禽及種豚の配付又は種畜の種付、農事に關する講習・講話・傳習及實地指導を行ひ、昭和七年十月より

道農事試験場と改稱せり、現在各道一箇所宛在りて京城・清州・大田・裡里・光州・大邱・晋州・海州・平壤・定州(江界に支)・春川・咸興・鏡城(穩城に支)に設けられてゐる。

ホ、道原蠶種製造所 各道に一箇所宛を設置す。原蠶種の製造配付を爲すと共に、蠶業に關する試験調査を行つてゐる。

ヘ、道蠶業取締所 朝鮮蠶業令の實施に依り、其の執行機關の一として各道に一箇所宛を設置し、蠶病の豫防及蠶種・桑苗の生産販賣・繭販賣に關する取締を爲す。

ト、鮮米協會 鮮米取引の斡旋を併せて其の宣傳を目的とし、朝鮮に於ける米穀業者及生産者を以て組織する任意團體であつて、本府及各道援助の下に成立し、鮮米の販路擴張に努めつゝあり。

チ、緬羊協會 日滿緬羊協會朝鮮支部として昭和九年朝鮮緬羊協會の名稱の下に緬羊從業者を以て組織せられ、本府の緬羊獎勵計畫の側面的助成機關として緬羊の改良増殖及生産物の有效なる利用方法を講じてゐる。

## 農業團體

イ、農會 大正十五年一月朝鮮農會令公布せられ、現在本令に依り設立せらるゝ農會は中央農會たる朝鮮農會の外、道を區域とする道農會十三、郡又は島を區域とする郡島農會二百二十にして、何れも官廳の施設に相呼應して朝鮮農界の振興、農界發展の爲活動してゐる。其の主なる事業を舉れば

- 一 農業の指導獎勵に關する施設
- 二 農民の福利増進に關する施設
- 三 農業に關する調査及研究
- 四 農業に關する紛議の調停及仲裁
- 五 其の他農業の改良發達を圖るに必要な事業

等である。而して農會設立に依り、各種農業團體は概ね合併統一されたが、畜産同業組合は諸種の關係に依り、其の儘存続したる處、之亦昭和八年四月農會に合併した。農會の經費は概略朝鮮農會に於ては六萬圓、道農會に於ては平均八萬圓、郡島農會に於ては平均五萬圓である。

ロ、果物同業組合 本組合は果樹園藝の改良發達を目的とし、病蟲害の共同驅除豫防、生産物の共同販賣に依り經營を合理化せんとする團體にして、朝鮮重要物産同業組合令に依りて設立するもの及び然らざるものこの二種あり、其の著名なものを擧ぐれば、左の如くである。

(二) 重要物産同業組合令に依りて設立せるもの

- 鎮南浦果物同業組合
- 三浪津果物同業組合
- 慶尙北道果物同業組合
- 黃州郡果物同業組合
- 羅南鏡城果物同業組合
- 金海郡果物同業組合

- 元山果物同業組合
- 安邊郡果物同業組合

(二) 重要物産同業組合令に依らざるもの

- 咸興果樹組合
- 定州果樹組合

ハ、朝鮮蠶絲會 本會は任意の團體であつて、大正九年十月設立し、朝鮮蠶絲業の改良發達を圖るを目的とし、全鮮に亙り會員四千六百五〇名の蠶絲業者を以て組織し、事務所を京城府太平通三十九番地に各道に支會を置き、昭和八年會館を建築し、朝鮮民間に於ける蠶絲業の中樞機關として斯業の伸展に努めてゐる。其の主なる事業は次の通である。

- 一 蠶絲業に關する必要な調査
- 二 蠶絲業に關する意見の發表及其筋に對する建議・詩願
- 三 蠶絲業に關する講演會・講習會・品評會の開催
- 四 蠶絲業に關する功勞者表彰
- 五 會報月刊雜誌並に蠶絲業關係の印刷物の發行
- 六 以上の外蠶絲業改良發達に必要な事項

ニ、朝鮮蠶種製造業組合中央會 本會は各道蠶種製造業組合相互の氣脈を通じ、協同一致して營業上の弊害を矯正し、共同の利益を増進する爲、昭和三年十月五日創立し、事務所を京城府太平通三十九番地蠶絲會館内に置き、左の事業を行つてゐる。

- 一 加入組合事務の統一整理
- 二 蠶種の改良
- 三 蠶種製造額の協定
- 四 蠶種販賣價格の協定
- 五 蠶種の輸移入防遏
- 六 蠶業に關する調査研究及品評會並講習講話會の開催
- 七 仲裁判斷及調停
- 八 加入組合に緊要なる業務實施の勸奨
- 九 功勞者の表彰
- 一〇 前記の外本會の目的を達するに必要と認めたる事項

以上の通であつて、各道組合中左の四道は重要物産同業組合令に依り設立せられたもので、其の他の各道組合も同令に基き設立準備中である。

- 京畿 道蠶種製造業同業組合
- 忠清北道 蠶種製造業同業組合
- 平安南道 蠶種製造業同業組合
- 平安北道 蠶種製造業同業組合

ホ、朝鮮製絲協會 本會は會員の營業上の弊害を矯正し共同の利益を増進するに共に朝鮮蠶絲業の改良發達に貢獻するを目的とし大正十五年十二月三日創立し事務所を京城府太平通三十九番地蠶絲會館内に置き左の事業を行つてゐる。

- 一 營業上の弊害矯正
  - 二 製絲業に關する研究調査
  - 三 製絲に必要な材料の共同購入並に原料の媒介又は販賣
  - 四 生絲並に副産物の共同販賣又は販賣の斡旋
  - 五 製絲に従事する者の福利増進並に功勞者の表彰
  - 六 蠶絲業に關する講習講話會の開催
  - 七 蠶絲業に關する建議及陳情又は諮問に對する答申
  - 八 會員間の紛議仲裁
  - 九 其の他本會の目的を達するに必要な事業
- ハ、朝鮮桑苗組合聯合會 本會は各道桑苗組合を以て組織し、組合相互の氣脈を通じ、協同一致して斯業の改善を圖り、營業上の弊害を矯正し、共同の利益を増進せんが爲、昭和九年十月十九日創立し、事務所を京城府太平通三十九番地蠶絲會館内に置き、左の事業を行つてゐる。

- 一 加入組合の業務を統一整備し、共同の利益を享受すべき施設
- 二 桑苗の改良
- 三 桑苗生産額の協定
- 四 桑苗販賣價格の協定
- 五 桑苗の輸移出入の統制
- 六 桑に關する調査研究及品評會・講習講話會の開催